

第五章

神奈川大学における大学紛争と大学運営の刷新

解題

第五章では、神奈川大学における大学紛争の発端やその経過、創立者米田吉盛の学長・理事長の辞任、寄附行為の改正、学長選考規程の制定等、紛争の過程でなされた大学運営の刷新に関係する資料を扱った。

第五章の「基本資料」は資料1から資料20までである。テーマ資料の「大学紛争の経過と大学運営の刷新」は資料21から資料55、「教育・研究・学校生活」に関わる資料は資料56から資料61までとなる。第一章から第四章までの解題は資料各自に即して述べてきたが、第五章では資料の関係性や資料それぞれの理解を深めるため、本章を中心となるテーマ資料「大学紛争の経過と大学運営の刷新」の通史的な解説のなかに「基本資料」を位置付けて解題としたい。「教育・研究・学校生活」に関わる資料は最後に述べる。

神奈川大学における大学紛争は、学生向けの大学案内である、『学生のしおり』のなかに掲載されていた「学内規程」の文言をめぐり発生した（資料21）。そこには学生が学校生活を送るうえで遵守するべき事項が列記されていたわけだが、とくに「七 政治的活動について」の条項が問題となつたのである。折しもベトナム戦争のさなか、一九六八（昭和四十三）年一月、アメリカの原子力空母エンタープライズが長崎県佐世保に寄港することになった。同月二十二日、その寄港阻止の支援カンパ活動を学生が神奈川大学の三号館前にて行なつたところ、その活動は先の学内規程に照らし、「政治的活動」とされ制止させられたのである。資料22はその際に学内に掲示された学生部長名による公示である。そして公示から数日後の一月二十六日、この学内規程の「白紙撤回」を求める学生大会が開かれることになった（資料23）。この白紙撤回が神奈川大学における大学紛争の発端となつ

たのである。

こうした事態に学長と理事長を兼務していた米田吉盛は解決に向けた様々な対応と検討を教授会に委ね、教授会は学生との対話のなかで解決を進めることを確認したが、必ずしも事を順調に運ぶことができなかつた。というのも、当時の教授会は神奈川大学職制で取り上げた通り（第四章資料17）、学長のもとにつき重要事項を「審議する」機関で、決定権を有していなかつたことがその理由の一つに挙げられている。結局、紛争の発生に心労をかさね体調を崩した米田は、二月二十七日、「本学教育の最終責任は学長である私にあることは当然であります。因つて今回その責任者である学長の地位を辞任し今回の事件の円満且つ明日の明るい解決への端緒と致したい」と述べ、「思えば四十年間の苦労の教育現場から立ち去る心境は万感筆舌に尽きませんが全べては自分の至らなかつたことに気付くことが何より」と横浜学院の開設以来の苦労を思いつつ、学長の辞任表明を行ない（資料1）、三月十五日には声明を発表して学長を辞任した（資料2）。この一連の動きを、学生の筆による『学内規程撤回闘争』（資料24）では、学内規程の白紙撤回と米田の辞任を経て、運動は「学内民主化」の方向に転回したと評した。神奈川大学の大学紛争は、当初は学内規程の白紙撤回が大きな争点であったが、資料24の指摘や、資料2で米田が「大学体制の上においても改むべきものがあつたと私は考える」と述べたように、以後、大学運営の刷新を目指して様々な改革の実施が目指されることになる。

米田の学長辞任後、理事長である米田のもと新たな大学体制の樹立が模索されることになるが、新年度（一九六八年四月）に入ると、争点は理事会体制の民主化に移行し、学生は理事会に対しても、①学内規程問題に関する学生部責任者の処分、②寄附行為の改正、③経理の公開を求め、「大衆団交」を要求した。この団交は一九六八年六月十一日の午後三時から翌日の午前四時十五分まで行な

われ、要求された二点の実施を確認した（資料25）。団交には病気療養中の米田に代わり、ともに卒業生である片桐典徳と森川利雄の二理事が出席した。資料26はその片桐による団交の回想である。資料中、片桐は「大講堂に神大生千五百人」と記述しているが、大講堂とは十号館四階の階段教室のことである。団交は資料25の記述の通り、午前四時過ぎまで続けられたが、片桐はその後の質疑も入れると終会は「午前十時ごろ」であつたと回想し、交渉は「19時間」に及んだという。結局、「この事態を收拾し、正常化に向けて一步一歩前進させるには、学生の要求を認め、理事会も総辞職するほかに道はない」（資料26）と判断し、資料25の内容を認めたのであつた。学生が要求した大学運営等に関わる法人・寄附行為の問題は、当初争点となつた学生の政治的活動や、学校生活の学内規程に関する問題とは一見関係がないように思える。しかし大学運営の刷新はこれらの問題を解決するための制度的な保障として必要とされたのである。ともあれこうして理事会は総辞職をし、新しい理事会のもと寄附行為の改正作業が進められた。そしてそれまでの寄附行為で触れていた終身理事に関する規定を削除した寄付行為が九月十二日に認可となり、この日をもつて米田は理事長をも辞任することになったのである（資料3）。

米田の学長と理事長の辞任後、学生、教職員による大学改革が進められることになった。まず教授会は、九月十八日、大学紛争の発端となつた学内規程の改正に取り組み、基本方針の原則を定めた（資料27）。その第一では「学園の民主化に沿い、教育・研究の自由と人間形成の場を保障するため学内規程は最小限の規則とする」ことがうたわれ、学生は大学の「重要構成員」として、「大学の自治を守るため、自由と責任の均衡を保ち、自主的な規則を重んずる」こと等を原則とする改正が行なわれることになった。その後、神奈川大学の再建をめぐつて様々な事項に検討が加えられ、その際の再建案が資料28である。それはカリキュラムの問題から、教授会構成とその運営、各種委

員会の組織や選出方法と委員会の審議事項の範囲から権限に加え、学長選挙規程や学生参加の方針とその機構、さらには事務局組織の再編や寄附行為の改正等、広範な内容に及ぶものであった。そのなかで特筆すべきは、大学の再建には教職員だけではなく学生代表を含めた「全学再建協議会」を設けて事に当たろうとしたことである。再建案から数日後、全学再建協議会設置案（資料29）が示され、「本学の再建については、全学的な基盤に立つて、審議決定しなければならない幾多の重要事項がある。この目的を達成するためには従来の一方的な指導・規制の方式を改め、大学のすべての構成単位より成る全学的な協議会を組織し大学人すべての意思の結集によつて推進してゆく」ことを目指したのである。これらの一連の動きについては、教授会が一貫して学生との対話を重んじたことによつて成案をみたとの指摘がなされている。

こうした山積する問題のなか、カリキュラムの改正については大学改革の最優先事項と位置付けられ積極的に検討が進められた。大学紛争前までのカリキュラム状況はすでに取り上げた通りであり、それは高度経済成長期、学生の学力向上と専門知識の習得を目指し、ひいては産業界が必要とする人材育成を意図したものであり、卒業単位数や必修科目数の多さから学生に大きな負担を強いていた（第四章資料24・第四章資料25）。そのためこの改正に対する学生の関心は高かつたのである。だが学生はカリキュラム問題だけではなく、教員の人事権への介入や折しも発生していた東大紛争における加藤一郎総長代行の対応をめぐり、教授会の統一見解の表明を求めるなど、次第にこれまでの大学再建に向けた協調関係にそごが生じる様相を呈してきた。そうしたなかにあつても検討が続けられ、資料30の公示を出すに至った。東大紛争に関しては一定の政治的見解を示すことになるためと表明することを拒否したが、カリキュラムについては「旧カリキュラムをみると、多くの欠陥を有していたことは否めない」と述べ改善を約束した。人事権につい

ては「教授会は、教える側にたつものとして教学上の責務を負うべきものであり、したがつてカリキュラムを編成し、人的なうらづけをこれに与えるものとしての教員人事を推進する責務を負う」と指摘しながらも、学生の「要望し、批判し、拒否する固有の権利を有するとともにこれを公正に行使する義務を負う」ことを認め、「教員人事に学生が介入することを基本的に承認」したのであつた。ちなみにこの公示に先立つて、東大紛争の見解を表明しないことにした対応をめぐり不満とした学生が本館の封鎖を行なつてゐる。これは説得により数時間で解除となつたが、紛争期、初の建物封鎖であつた。カリキュラムの改正についてはその後基本方針が決定し発表された（資料31）。要諦はそれまで「全学ゼミナール制度」（第四章資料12・第四章資料29・第四章資料30）として活発的に行なつてきたゼミナールや必修科目となつていた多数の専門科目を選択制にし、卒業単位数も大学設置基準の一一二四単位まで引き下げ、さらには一般教育科目の充実を図ることにあつた。この方針のもとに各学部の専門科目と一般教育科目の改正案が作成され、学生に提示後、成案となつて一九六九（昭和四十四）年度から新カリキュラムが実施となつたのである。この新カリキュラムについては移行後、一年ほど経つてそのねらいを「点検と反省」として振り返った際に次のように述べている（「新カリキュラムの精神」『神奈川大学通信』第八九号、一九七〇年四月十五日）。そもそも「新カリキュラム編成の基軸になつてゐるのは、①全面的な選択制の採用であり、②進級年次制の撤廃、学部の枠を越えての選択の自由」で、「選択が自由となると、①どういう選びかたをするか、②いかに大学生活のなかで真に学ぶ、学問追求の姿勢を自覚するかが学生各自に求められてくる」。「複数の教授による平行した講座が広く開かれていること」とし、これが「学生諸君の科目選択にあたつて自覚ある関心と姿勢をよび起こす」という。「ゼミナールでさえも選択制となつた。これは最近の多くの大学で必修制へ移行しているのとは逆になつてゐるが、一だん

と高い次元に進んだつもりである。選択制は易（やす）きにつくことではない。高い知性と、強い情熱をかたむけて選択し学習の実をあげるためだ。これはすべての科目についてもいえること」と強調する。そして「一般教育は、たんに専門教育の前座的な役割をするものではない」、「一般教育の重要性から、これまで低次元におかれていたのを高次元にも配し、四年間で選べるようにした。年次制を廃止したためではない。年次にかかわりなく、さらに学部を越えて自由に選べるため」に実施したという。

新カリキュラムが実施となつて少しずつ改革が進められていくなか、学内環境を大きく変えることになる事態が起こつた。一九六九年八月七日に公布されたいわゆる大学立法、すなわち「大学の運営に関する臨時措置法」をめぐる問題である。大学立法は全国で吹き荒れる大学紛争の收拾を図るために制定されたもので、时限立法ではあつたが「大学の自治」との関連でその当否が立法化の過程から激しく争われていた。この大学立法の登場によつて、これまで主な争点としてきた神奈川大学の大学運営の刷新が、同法案をめぐる政治的問題に拡大していったのである。教授会の大学立法に対する考えは明瞭で、同年五月二十八日、「大学問題の解決は画一的法制によつては果されない」とし、「昨年以来の学内問題の処理にあたつて、学生を大学自治を担う主体として位置づけ、大学問題を管理・運営の問題としてのみではなく、あるべき大学像の構築を期して問題の自主的解決にあたつてきた」（資料32）と、大学問題は大学が独自で解決するものであると法案に抗議の声明を発表した。一方、学生は六月二十四日の学生大会で無期限ストをもつて同法案に反対する決議をしたが、翌二十五日、この決議とは別に全共闘（全学共闘会議）系の学生が神奈川大学本館の封鎖を行なつたのである。教授会はそうした封鎖を容認する主張には正当性がないことを再三表明し、七月九日、資料33の封鎖に関する統一見解と経過報告をまとめ、封鎖を解除するよう学生の説得に

あたつた。だが封鎖は夏休み明けまで続き、教育・研究という大学の責務を果たすことができなくなっていた。

九月に入つて、封鎖解除が教職員の手により実施されることになるが、それでも解除に先立ち学生との対話は目指され、「教授会執行部は、一日も早く授業を再開することを望むものであるが、しかし、この際に、学生諸君の合意をえずには、なしくずし的に授業に入ることは、できるかぎり避けたい。われわれは学生諸君の合意をえるよう、11日あるいはそれ以降、できる限り早く「大衆団交」等の機会をもちたい」（資料34）とその努力が続けられたのである。資料34では、封鎖によつて「職業指導課の業務が停止」、「育英資金の申請が不可能」、「成績証明書、卒業証明書等が発行できず」、「教育・研究助成金の支給をうけることが困難」、「授業料の納入状況が極度に悪化し、財政的危機におちいる」等、大学の事務処理が滞っている状況も訴えられたが、全共闘学生は応ぜず団交を持つことはできなかつた。結局、九月十一日、全学集会を開催し、「十三日に授業開始する」、「教職員によつて封鎖解除する」という訴えが教授会からなされ、同日、本館と三号館の封鎖解除を行なつたのである。だが全共闘系の学生は本館等を再び封鎖し、第二部学生の授業を妨害、これに抗議し集会を開く一部学生に暴行を働いたが、その集会でただちに封鎖解除することが決まり、二部学生の手で再び解除されたのであつた（資料36）。資料35の新聞に掲載された学生への通知は、資料34でも触れている、解除の日となる十一日の予定を告げるものである。資料37は保護者へ送られた本館等の封鎖経緯と、解除後の九月十三日から授業再開となつた旨の知らせである。大規模な封鎖はこうしてひとまず決着をみた。しかし部分的封鎖は繰り返され、新カリキュラムの実施等、改革の途に就いたばかりのなかで、こうした対応や大学としての機能の維持に忙殺していくことになるのである。

ところで戦後の創刊以来、大学や学生生活の動静を伝える役割を果たしてきた『神奈川大学通信』（途中『神奈川大学報』に改称、第三章資料15）は、一九六七（昭和四十二）年十二月二十五日発行の第八八号を最後に、紛争中は休刊していた。資料38は紛争が一段落をついた一九七〇（昭和四十五）年四月十五日に再び刊行となつた第八九号である。冒頭で新入生に向けこれからの「大学改革の抱負」を述べている。

『神奈川大学通信』での抱負のように改革が進み、大学正常化へ向かうかと思われた矢先、神奈川大学の大学紛争はもう一つ大きな山場を迎えることになる。それは一九七一（昭和四十六）年に入つて発足した浜野裕司学長代行教学執行部の下で発生した学内立入禁止措置（ロックアウト）の問題である。資料39はその執行部に送られた公開質問状の回答で、「教授会執行部は、教授会の方針に基づいてその執行にあたることを任務とするものであるから、従来からの教授会の基本方針に変化がない限り、われわれは教授会によって決定された基本方針を踏襲する」との姿勢で学生との対話、対応等に支障はないはずであった。だが同年四月二十七日、二部学友会主催の新生入学歓迎行事に第一部学生自治会の学生が乱入し乱暴を働く事態が発生した。この行為に対しても浜野学長代行が行なつた公示、とくに「この問題についての措置は、おつて明らかにする」（資料40）という处分権に触れる権力的な内容に学生は反応し教員への暴行が起ころ。こうして五月二十二日以降、執行部は学外で執務するに至つた。資料41はその学外執務を可能にした執行部による提案である。夏休みが終わつても教員に対する個々の追及や暴行事件は収まらず、そのため学外執務は続き、九月中旬からは全学休講措置をとつた。資料42と資料43はそうした措置に対する外国語学部や執行部不在のまま学内で執務を続けてきた事務職員による見解の表明である。学生との対話を閉ざすことになる学外執務や休講措置は、ともに「大学の責任機関としての努力を

怠つてゐる」（資料42）、「教学の責任体制を欠いてゐる」（資料43）と果たすべき責任の放棄を指摘し、問題解決に繋がらない執行部の姿勢を批判して善処を促した。それでも休講は続き、十月に入つた。早々、外国語学部は独自に「授業を再開することに決定」し「再開」を宣し（資料44）、再び事務職員も、この事態を「学生は授業を望み、大学がそれを拒否しており、一方ではこの現状を放置できないと判断された諸先生による授業再開というまことに奇異な現象」と指摘して、「授業再開にあたつて先生方のもつとも憂慮されることとは、授業妨害と暴行であろうとおもいますが、教育者としての立場から誠意をもつて個々の学生と対話を積みかさねることによつて、はじめて解決への糸口が見いだされるのではないでしようか」（資料45）という意向を明らかにした。ついには全学討論集会のうえで、十月十八日、学生、外国語学部有志、経済学部有志、工学部有志、事務職員等による問題解決に向けた決議文が出ることになつた（資料46）。しかしこうした要望は届かず、執行部の姿勢は頑なに変わらず、執行部は「学内への立入禁止について」（資料47）を発表して、十月三十一日から学内立入禁止措置を強行したのである。資料48は立入禁止措置に対する全学部の教員有志と事務職員による学生へ向けた訴えで、「機動隊・ガードマンに守られて遂に学内のロックアウトを強行」、それは「暴挙」であり、「執行部および理事会の権限の明らかな乱用」、「その責任はきわめて重大」としている。この措置については、時の執行部が自己の方針を貫くため大學構成員多数の意向を無視して、日常業務を学内で行なつてゐる職員も全て学外へ退去させて実施したもので、これまで進めてきた大学紛争解決の手段としての対話と民主化を求める方向から大きく逸脱したとの指摘がなされている。同措置後、管理職にあつた事務職員が役職を返上したり、措置はやむを得ないと教授会が小差で認める動きもあつたりした。しかし結局、カリキュラム実施の期限が迫るなか、執行部の授業再開計画の実施が危うくなり、教授会での緊急動議によつて、措置

停止と十一月二十二日からの授業再開が可決された。こうして浜野執行部は辞意を表明し、立入禁止措置も解除となつた。資料49は授業再開日の確認とそれ以降の学年暦を示したものである。資料50は、授業再開に先立ち催された全学集会での決議を示した。集会は第一部が午後一時から、教授会と事務職員にて構成する職員会議、学生自治会、教職員組合主催で実施され、第二部は午後七時から開かれた。参加人員は第一部学生は約四千名、第二部学生は約千五百名であったという。ここで、①教職員と学生の間で授業再開の合意が成立し、②大学は問題の解決に「権力的対応を行わない」、③意見の相違は暴力によらずに解決する暴力否定の方針が確認され、この三点を軸に学内立入禁止措置解除後の大学改革を推進することになった。

一九六九年度からの新カリキュラム実施についてはすでに述べたが、同年短期大学部において学科の名称変更があつた。資料4がそれを示すもので、第一部と第二部の商科が商学科に、第二部の法科が法学科と改称された。また、学内立入禁止措置問題で揺れることになる一九七一年には大学院の修士課程に建築学専攻が加わっている（資料5）。短期大学は当初新制大学への移行、昇格に際して暫定的に設けられたものであることは第三章で触れた通りである。しかし高度経済成長期を通して独自の役割を見出し、恒久的な制度となつた。資料18は新たに文部省令として公布された短期大学設置基準の一九七六（昭和五十一）年四月からの施行に伴つて、短期大学部に専任教員の配置を求めたものである。

さて、大学立法で神奈川大学の大学紛争に政治的問題が加わり、長期休講と学内立入禁止措置の問題では執行部の責任放棄ともいえる対応が厳しく問われたことはすでに述べてきた通りである。この過程では度重なる法人、教学での執行部の交代があつたが、様々な困難に対処しきれなかつたそもそもの原因は、米田の辞任以降、大学運営の刷新が成し遂げられていないからであるという認

識があつた。そこでいよいよこの問題の解決が図られていくことになる。まず寄附行為の改正に着手し、寄附行為改正第一次案を発表するにあたつて、新しく発足した理事会はその基礎となる理念を発表した（資料6）。そのなかで、まず資料25の団交で約束した寄附行為の改正に触れ、「寄附行為の改正手続きは、教授と学生との関係を軸とした教学とは本来無関係のものであるが、大学民主化の制度的保障を求める学生の要求に応じて当時の理事会が約束したものである。その約束は現在も確認事項として拘束力をもつていて」と指摘した。そして米田の辞任後、「大学の基調は理事会による経営優先から教授会中心の教学優先へと切りかえられたが、現行寄附行為による5人の理事のうち3人を教授会から選出する方式が慣行化され、これに職務上の理事として学長（代行あるいは事務取扱）が参加することから、理事会も実質的には教授会を基盤とすることになった。昨年の長期休講・立入禁止措置＝ロックアウトという一連の事態は、かかる構成の理事会と教学執行部の組織的癒着のもとでつくりだされたもの」と述べた。すなわち教授会内的一部の者の意見だけで法人、教学の執行部を構成することが可能であつた結果、大学構成員の意志に反した施策が強行されたというのである。こうした反省のうえで、新寄附行為は、①理事と監事は評議員会で選任し、評議員会は理事と監事を解任できる権限を持つ、②理事会が評議員を選任してきた従来の方式を改め、各学部長と事務局長を職務上の評議員とするほか、法人の教職員の互選によるもの十名、卒業生のうちから評議員会の同意を得て理事会が選任するもの八名、学識経験者またはこの法人の関係者のうちから評議員会の同意を得て理事会が選任する者五名をもつて評議員会を構成する、③従来評議員会は諮問機関であったが、予算、借入金等の重要な事項の議決機関とし議長は従来の理事長ではなく評議員の互選とする、④財産目録、貸借対照表および收支計算書は事務所に備えおき関係者に公開する、とした。以上を骨子として、新寄附行為は一九七二（昭和四十七）年七月二十六日認可となつ

た（資料7）。この寄附行為の理念は現行の寄附行為に受け継がれている。

寄附行為の制定と並んでもう一つの喫緊の課題は、学長の選出にかかる規程の整備であった。米田の学長辞任後、工学部の津村利光が学長に就き、そのあとは選出規程の未整備から学長代行が学長の職務を執行する事態が続いていた。大学構成員の意志を反映し、大学の教学の責任を全うする正規の学長の誕生が待望されていたのである。こうしたなか学長選考規程の制定が図られていくことになる。一九七二年三月十日、学長選考規程第一次案の作成趣旨やこれまでの事実経過、規程案の要点等のまとめが示された（資料8）。つまるところ規程案は、大学を構成する教員、職員、学生がそれぞれの立場と方法で学長選出に参加することにあつた。次いで同年五月九日、学長選考規程A案・B案と学長辞任請求規程案が公表された（資料9・資料10）。A案とB案の違いは、B案はA案から学長候補者の除斥手続きを除いたものである。結局、A案を基礎に検討が進められ、その骨子は学長候補者の選出は教授会が行ない、教員、職員全員によつて候補者のうちから学長を選出し、学生は学長候補者に対し除斥権を有するということであった。だが学生自治会はこれら規程の制定に批判的であり、成立のための要請を拒み続けた。そうしたなか、一九七三（昭和四十八）年九月十五日、後述する「内ゲバ」による殺人事件の学内での発生をみて、執行部は教員、職員、学生の合意による学長選出は困難と判断、教員のみによる学長選出を決断した。こうして同年十二月十日、学長選考の暫定規程が制定され（資料11）、翌年二月、この暫定規程によつて学長選挙が実施された。そして同年三月、工学部の勝田千利が選出され、「学長」の誕生をみたのであつた。資料11の学長選考暫定規程には、「学長選考規程が成立したときは、ただちに、その規程に基づく選挙を行なわなければならない」（第三条）との定めがあり、引き続き前述した学長選考規程案の検討が進められ、一九七六年二月七日、ようやく学長選考規程と学長辞任請求規程が制定され

たのである（資料12・資料13）。こうして同規程による学長選挙が実施される運びとなり公示が行なわれた（資料14・資料15）。この最初の選挙は投票の過半数を得る候補者がいなかつたため決選投票となつたが（資料16）、最終的には外国語学部の飯田耕作が当選し、学長選考規程による初の学長に選出されたのである（資料17）。

ところで、これまで都度触れてきた教授会とは神奈川大学の場合、学部ごとの教授会ではなく、「全体教授会」のことであった。これはすでに取り上げた一九六五（昭和四十）年の神奈川大学職制にて、「教授会は学長、副学長、学部長、教授、助教授、学生部長、教務部長、付属図書館長、事務局長、事務局次長をもつてこれを組織する」（第四章資料17）とした通りである。神奈川大学は専門学校から新制大学へ昇格した際、単一の教員組織がそのまま踏襲されたため、教授会は全学的な教授会があるので、個々の学部で審議されたことも最終的には全体教授会で決定されていた。学長選考規程案を検討していた一九七一年末、こうした全体教授会が教員全体の意見を必ずしも反映しておらず、大学改革の実施も妨げているとの認識に立つて、「教員人事に関する事項」「学科課程に関する事項」「学生の入学、退学、転学、休学および卒業に関する事項」等は、「学部教授会の審議決定に基き、学部長会議において最終的な承認決定をすることが出来る」と全体教授会廃止の方針を明らかにしたのである（資料51）。こうして一九七四（昭和四十九）年四月、評議会が設けられることになつて、全体教授会は廃止となつた。その評議会は、「全体教授会に代わるものではなく、「各学部の独自性と自立性とを尊重し各学部教授会の自治を完全に認める」なかで、「各学部教授会の自治の上に全学教学方針の実施、執行を構想する」ものとして組織されたのであつた（資料52）。

以上、学内規程の白紙撤回を争点に起こつた神奈川大学の大学紛争は、本館や三号館の封鎖問題、学内立入禁止措置の強行と解除等を経て、寄附行為の改正、学長選考規程の制定に至つた。紛争に

よつて米田の辞任を招き、そして一部の者の専横で事が運ばれるのではなく、大学構成員それぞれの立場で大学本来の機能を果たすことができるようになつたのである。大学運営の刷新、これが帰結であつたといえるだろう。

さて、こうして帰結を迎えるわけだが、大学紛争期、触れておかねばならない事項がいくつかあるので記しておきたい。すでに触れた、学内立入禁止措置の解除で授業再開に際して行なわれた全学集会決議は（資料50）、大学構成員の合意でなされたもので、学生との「対話」も一層進んでいくようと思われていた。しかしこの頃から、大学紛争での諸党派の活動は大学問題をはるかに越えて一般学生との乖離も起こり、党派間（セクト）の対立や抗争が進んでやがては殺人事件が発生するようになっていた。いわゆる内ゲバ事件である。一九七三年九月十五日未明、その事件が神奈川大学で起こったのである。三号館内でセクト間の乱闘があり、宮面寮（第三章資料40）で二名が殺害されたのであつた（資料53）。加害者には神奈川大学の学生が含まれていることがやがて明らかになつた。全学集会決議の結果を大学は重くとらえ、あくまで「それを基調として大学は学生の自治活動や、渉外活動にたいしてできるだけの保障をあたえてきました。こうした措置はすべて学生にたいする信頼に基づいた」と（資料53）としていたのが、事件後も授業妨害や様々な暴力等が起これり、次第に協調するのが難しくなつていつた。結果、すでに触れた学長選考暫定規程（資料11）でも学生の合意抜きに実施していくのである。

この事件は神奈川大学に、「大学はふたたびきびしい試練に立たされました。学生諸君が大学との信頼関係に安坐し、自らの力を過信し、いかなる形にせよ逸脱した行為をとるならば、大学を自ら葬り去ることになりましよう」（資料53）といわしめる衝撃的なものであつたのである。神奈川大学の学生寮は、横浜専門学校時代から提供し、学生数の増加等につれて新たに設けられ、社会

性を育む機会としてもその役割を果たしてきたが、その寮が事件の舞台となってしまった。資料54は、事件後の入寮案内である。事件の場となつても、大学は寮自治会の反省を期待していたが、寮は先鋭化した一部の学生らが施設を占拠する事態になつていった。こうしたなか、一九八〇（昭和五十五）年十一月、宮面寮（第三章資料40・第四章資料39）と思苑寮（第四章資料40）を廃寮とすることが決定した。資料55はそのことを伝える資料で、「入寮者の募集中止」とこれまで大学が実施してきた「自治会費および学友会費の代理徴収中止」を述べている。

次いで取り上げるのは学費の改定についてである。神奈川大学は一九六六（昭和四十一）年度の学費改定以降、大学紛争を通して学費据置きを続けてきた。低廉な学費は様々な学生に大学で教育を受ける道を開いたが、高度経済成長下における物価の高騰等の諸要因が累積赤字を生み、大学財政を圧迫していた。大学紛争や大学内で起きた内ゲバ殺人事件がその直接の理由とはならなかつたが、それらの事態に対応しきれない大学運営体制の問題をめぐつて一九七三年度の国庫補助金（経常費補助金）の全額停止に至り、財政危機が顕在化したのである。ここで理事会は学費改定を決意し、一九七四年十一月、この旨を公示し、学生の理解を求めるためのパンフレットを郵送した（資料19）。この増額改定でも他の私立大学と比較して依然として低額で、改定によつても赤字の増加は避けられず、ただ増加速度を緩和させ、翌年度の日常的な経費支弁の資金不足を回避するにすぎなかつたという。ちなみに、この改定には学生の理解が必要であると団交の機会を持つたが、理解を得ることはできずに理事会の審議を経て法人評議員会によつて学費改定を最終的に決定した。これに対して学生は無期限ストに入り、時期は学年末であったので試験はレポートに切り替えられることになつた。また入学試験の前日には、突然本館の封鎖を学生が行なう事態も起きている。

ともあれ一九七〇年代のインフレ率が二桁を示すという状況のなか、教育環境の維持のため引き

続き学費改定の努力が進められ、一九七七（昭和五十二）年十二月、翌年度入学生からの学費改定を決定し公表した（資料20）。この改定は私立大学学費の平均よりやや下位になるものであつたが、それまでの学費に比べると大幅な値上げであつた。これは目前の資金不足の回避というより、大学の再建に不可欠な教育・研究条件を整備するというねらいが強かつたのである。この場合も学生の理解を得るため話し合いの機会を持つたが、了解されず、一昼夜にわたる交渉の結果、結局この改定は見送ることになったのである。一九七六年の学長選考規程によつて当選した学長の飯田も、この際の心労が原因でかねてからの病気を悪化させ、任期半ばで辞任した。この集会での学生の態度は役職者の体力や健康にいささかの配慮もなかつたと指摘されている。この資料編では触れないが、神奈川大学の財政的基盤を整えることに繋がる学費改定は、一九七九（昭和五十四）年、一九八〇（昭和五十五）年の実施まで待たなければならなかつた。

以上、テーマ資料「大学紛争の経過と大学運営の刷新」の通史的な叙述を軸に「基本資料」を交えて述べてきた。第五章の「教育・研究・学校生活」に関する資料は次の通りである。

資料56は一九七〇年十一月、神奈川大学が主催校であった「インター・ゼミ大会」の記事である。ここでいうインター・ゼミ大会は、日本学生経済ゼミナールの大会のことである。加盟している全国大学の経済系ゼミナールが年一回、一堂に会して共通テーマを討論した。神奈川大学は初の主催校としてその運営も心配されたが無難に成し遂げたという。ただ、残念ながら神奈川大学からの参加は少なく、これはすでに述べた一九六九年度からの新カリキュラム実施（資料31）で、ゼミが選択制となつたことと関連し、「今回の大会に、本学ゼミナールの報告がきわめて少なかつたことは、ゼミナル制度を通じての本学の現在の研究姿勢に再検討を必要とするものがある」（原司郎「全国経済インター・ゼミナール大会に寄せて」『神奈川大学通信』第九一号、一九七〇年十二月十九日）との指摘

があることは紹介しておきたい。

資料57から資料59は大学紛争がある程度落ち着き、教育・研究活動の充実が図られていくなかで設けられていった研究所に関する資料である。資料57は一九七三年四月設置の外国語研究センターにて発行となる『語学研究』から、資料58は一九七五（昭和五十）年五月設置の工学研究所にて発行となる『神奈川大学工学研究所所報』から、資料59は一九七八（昭和五十三）年四月設置の法学研究所にて発行となる『神奈川大学法学研究所研究年報』から、それぞれの巻頭言を採録した。

また学校生活に資するため、生活協同組合の設立が一九五〇年代から度々目指され、六〇年代にはその運動が盛り上がるが、大学が「購買部」（「新学年より購買部 良い品を低廉に供給」）『神奈川大学通信』第五六号、一九六二年三月二十六日）を設けるなどしたため設立には至らなかつた。こうしたなか大学紛争の過程で設立が学生と大学の合意に至り（生協準備委員会ようやく発足）『神奈川大学通信』第九〇号、一九七〇年七月十五日）、一九七〇年十一月十三日、その創立大会が開催された（パンフレット『創立10周年を記念して 生協の現状と今後』神奈川大学生活協同組合、一九八〇年）。資料60は神奈川大学生活協同組合設立趣意書であり、資料61は営業開始にあたつての大学と生協間の覚書である。覚書には建物・基本的設備の無償貸与、物品を購入する費用金の貸付等が記されている。

（神奈川大学資料編纂室・齊藤研也）

【解題参考文献】

- 神奈川大学創立五十周年小史編集委員会編『神奈川大学五十年小史』（神奈川大学、一九八二年）
- 大学史編纂・記念誌編集実行委員会編『神奈川大学70年のあゆみ』（学校法人神奈川大学、一九九八年）
- 神奈川大学百年史編纂委員会専門委員会・神奈川大学資料編纂室編『神奈川大学90年のあゆみ』（学校法人神奈川大学、二〇一九年）
- 短期大学部の50年編集委員会編『神奈川大学短期大学部の50年』（学校法人神奈川大学、二〇〇一年）
- 神奈川大学米田吉盛伝編集委員会編『教育は人を造るにあり—米田吉盛の生涯』（御茶の水書房、二〇〇八年）
- 神奈川大学資料編纂室編・神奈川大学百年史編纂委員会専門委員会監修『神奈川大学人物誌 横浜専門学校編』（学校法人神奈川大学、二〇一八年）
- 神奈川大学資料編纂室編・神奈川大学百年史編纂委員会専門委員会監修『神奈川大学人物誌 神奈川大学編』（学校法人神奈川大学、二〇二一年）
- 大西北呂志『横浜をめぐる七つの物語』（フェリス女学院大学、二〇〇七年）
- 中村政則『戦後史』（岩波新書、二〇〇五年）
- 伊藤彰浩「高度成長期と技術者養成教育」（『日本労働研究雑誌』No.634、二〇一三年）
- 内海孝「横浜専門学校の奨学会と構図」（『神奈川大学史紀要』第四号、二〇一九年）
- 齊藤研也「横浜専門学校における報国団と報国隊」（『歴史民俗資料学研究』第一三号、二〇〇八年）
- 齊藤研也「横浜専門学校における学徒勤労動員」（『歴史民俗資料学研究』第一四号、二〇〇九年）
- 齊藤研也「横浜専門学校における戦時下の学校行事」（『神奈川大学史紀要』創刊号、二〇一六年）

齊藤毅憲「横浜の大学における「連合学会」の生誕と解散」（『横浜市立大学論叢人文科学系列』Vol.65 No.2・3、二〇一四年）

澤木武美「必修制から選択制への移行」（『神奈川大学史紀要』第三号、二〇一八年）

津田良樹「横浜専門学校から神奈川大学に至る校地・校舎の変遷」（『神奈川大学史紀要』第三号、二〇一八年）

西山伸「戦時期における高等教育機関の在学・修業年限短縮について」（『京都大学大学文書館研究紀要』第一五号、二〇一七年）

渡辺邦博「大学設置基準と公私立専門学校規程」（『社会科学雑誌』第一七巻、二〇一七年）

1 米田吉盛学長辞任表明書簡*

(一九六八(昭和四十三)年二月二十七日)

本学教育の基本方針は学長として私が発議し教授各位の同意を経て永年に亘り実施して来ました。此の間教職員各位は学校本意に是なりとする方途に御努力願い今日の本学を築き上げたことを感謝致します。

然るに今回の事件が発生して今や全学挙げて騒然とするに至りました。

時には職責上とは云え、同僚が同僚を問責尋問し時間も長きに亘る場合すらあるやに聞き及び双方の方々に対し私自身としては誠に御迷惑且つ心痛に堪えません。私としては元の平和な学園の雰囲気に一刻も早く回復しなければならぬと思いますが、この事件を発端として病氣となり、今日なお入院中で皆様に申訳なく存じます。

過去に於て教職員各位が本学の基本的教育方針を体して、私心なく学校本意に行動せられたことについては寛容の精神を以てお互に許し且つ助け合って行き将来の改善に努

力することこそ大切であると存じます。私は多数の教職員各位に一々細事についてまで直接指導も出来ませんでしたが、本学教育の最終責任は学長である私にあることは当然であります。因つて今回その責任者である学長の地位を辞任し今回の事件の円満且つ明日の明るい解決への端緒と致したいと存じます。思えば四十年間の苦労の教育現場から立ち去る心境は万感筆舌に尽きませんが全べては自分の至らなかつたことに気付くことが何よりと自覺致しました。教職員各位は私の意のある処を御賢察下さいまして、互いに内に争うことなく円満に御解決下さることを御願い致します。犠牲者は□君一人でこれ以上は私の耐えるところではありません。申す迄もなく事業の発展は争いからではなく、協力團結こそ根本であると存じます。以上の如き心境で学長辞任を決意しました以上その辞任の時期は、新学長が確定すると同時に辞任致し学長不存在の空白を作らぬことが賢明と存じます。新学長選挙の方法については、今回は特に東京大学型その他を準用されても理事会の方は私が責任を以て解決致します。

又副学長の制度もあることも御注意申し上げます。本来なら小生出席の上申し上げる予定でありましたが昨日は多数の面接者と面接を致し過ぎました為に、外出不可能の病状となりましたので家内が代筆を致し矢野秘書に朗読致させます。

昭和四十三年二月二十七日

神奈川大学長

米田吉盛 (印)

教職員各位

回、学生諸君が指摘したことには首肯に値するものがあり、学長である私が学生諸君の純心な心情を察知するに十全でなかつたことと、大学の最終責任者である者として、私はこの際、これらの責任を痛感し、新たな息吹をもつて再生する大学体制にたいして誠意ある支持を惜まないために学長を辞任することが、学生諸君にたいしても私の真意を具体的に表明するに適切であるものと考え、ここに声明するものである。

昭和四十三年三月十五日

神奈川大学長
米田吉盛

2 米田吉盛学長辞任声明*

(一九六八(昭和四十三)年三月十五日)

(神奈川大学所蔵『昭和四十三年度教授会議事録』、一九六八年)

学長声明

今回の事件は、本学が近年実施してきた学生指導の基本方針及びその方法に反省しなければならない点の存在したことに基づくものであり、延いては大学体制の上においても改るべきものがあつたと私は考える。それらの諸点について今

3 米田吉盛理事長の辞任について*

(一九六八(昭和四十三)年十月四日)

学校法人神奈川大学理事会決議録

一、日時 昭和四十三年十月四日午後一時から午後二時まで

一、場所 神奈川大学理事室

一、理事現在数 四名（定員五名）

一、出席理事 黒田覚 津村利光 大泉行雄 宮川武雄

議長 理事長 黒田覚
理事 津村利光

一、議案

(一) 理事の選任について

一、議事の経過及び結果

黒田理事長議長となり、理事四名出席し所定の定足数に達したので開会を宣し、次のとおり議案を審議した。

(一) 理事の選任について

議長理事長 黒田覚 ㊞

決議録署名人 岡宗次郎

決議録署名人 藤澤袈裟利 ㊞

（神奈川大学所蔵『昭和41年以降評議員会理事会決議録綴』、

規定削除について昭和四十三年九月十二日文部大臣の認可があつたので、同日付で終身理事米田吉盛氏は退任した。

その補充として寄附行為第七条第三項により左記の者を理事に選任すること。

記

右全員異議なく決議した。

昭和四十三年十月四日

神奈川大学参事 事務局長 小林法行

神奈川大学短期大学部学則

4 神奈川大学短期大学部学則（抄）

（一九六九（昭和四十四）年）

〔前略〕

第二条 第一部に商学科を第一部に商学科および法学科を置く。

〔後略〕

昭和47年2月16日

学校法人 神奈川大学

理事長 長倉保

5 神奈川大学大学院学則(抄)

(一九七一(昭和四十六)年)

神奈川大学大学院学則

〔前略〕

第四条 各研究科に次の専攻を置く。

研究科名	修士課程	博士課程
法学院研究科	法律学専攻	法律学専攻
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻
工学研究科	機械工学専攻 電気工学専攻 応用化学専攻 建築学専攻	

関係各位

寄附行為改正第一次案の配布にあたつて

学校法人神奈川大学の現行寄附行為は、昭和26年2月26日に制定され、創立者米田吉盛氏の理事長退陣前夜の昭和43年9月12日に最終改訂をしたものである。

しかしこの改訂は理事会の公的性を著しく無視していいた条文の削除などの部分的な修正にとどまった。これよりさき、同年6月には、理事会と学生代表との間で、寄附行為の全面的改正が約束されており、最終改訂は全面的改正までの应急措置にすぎなかつた。

寄附行為の改正手続きは、教授と学生との関係を軸とした教学とは本来無関係のものであるが、大学民主化の制度

的保障を求める学生の要求に応じて当時の理事会が約束したものである。その約束は現在も確認事項として拘束力をもつている。

米田理事会の崩壊後、大学の基調は理事会による経営優先から教授会中心の教学優先へと切りかえられたが、現行寄附行為による5人の理事のうち3人を教授会から選出する方式が慣行化され、これに職務上の理事として学長（代行あるいは事務取扱）が参加することから、理事会も実質的には教授会を基盤とすることになった。

昨年の長期休講・立入禁止措置＝ロックアウトという一連の事態は、かかる構成の理事会と教学執行部の組織的癒着のもとでつくりだされたものであり、それは理事会を構成する理事個人の節度の問題というよりは、緊急事態のもとで制度的欠陥を露呈したものといわざるをえない。また、現行寄附行為では、経費の支出も運用いかんによつては目的の正当か否かにかかわらず理事会の専断的な執行を可能にさせる制度となつてゐる。

わが国の私立大学は、経営の私的性と学校教育という

目的の社会的性とという矛盾関係のうえに成立しているが、寄附行為は学校法人としてその私的性に制限を附し、目的推進の永続性を組織的に保障しようとしたものである。

すでに本学においては、学園民主化闘争によつて経理公開の原則をたて、管理経費の縮減に努めてきた。しかし寄附行為の全面的改正は見送られ、寄附行為改正とならんで大学の責任の所在にかかわる学長選考規程の作成も43年の確認事項以来進捗をみることなく現在にいたつてゐる。昨年のロックアウトにいたる一連の事態は大学構成員の合意を反映しない過渡的制度の不備を余すところなくあらわにした。

この反省のうえにたつて、理事会は寄附行為改正第一次案を全教職員と学生代表に配布し、それぞれの討議において摘出された問題点を集約し、早期に最終案を決定して認可をえたいと考えてゐる。

なお、別紙に改正案の要点（問題点）を列記した。ご参考いただければ幸いである。理事会としては改正趣旨の徹底を期したいので説明をいたしますから、ご希望の筋は秘書室にお申し出ください。

別紙

寄附行為改正案の要点

現在の寄附行為では、理事会の専断を許すおそれがある
ので、次の諸点を改正する。

1. 現在の寄附行為第7条第3項は、理事（学長を除く）は、
理事会が推薦することにしているが、改正案第6条は、
評議員会で選任することにした。
2. 現在の寄附行為第8条は、監事は、評議員会の意見を聞
いて、理事会で選任することにしているが、改正案第7
条は、評議員会で選任することにした。
3. 現在の寄附行為には規定はないが、改正案第10条は、評
議員会に理事および監事を解任する権限を与えた。
4. 現在の寄附行為第15条は、評議員は理事会で選任するこ
とにしているが、改正案第21条は、各学部長及び事務局
長を職務上の評議員とするほか、法人の教職員の互選に
よるもの10名と卒業生及び学識経験者のうちから、評議
員会の同意を得て理事会が選任するもの各5名とした。
5. 現在の寄附行為第14条によれば、理事、監事は評議員で

あるが、改正案では必ずしも評議員ではなく、第24条第4項により評議員でない理事、監事も評議員会に出席して意見を述べることができることにした。

6. 現在の寄附行為第19条は評議員会を諮問機関としてい
るのに対し、改正案第25条は、重要な問題についての議
決機関とした。
7. 現在の寄附行為第17条では、評議員会の議長は理事長で
あるが、改正案第20条第5項は、議長は評議員の互選に
よることにした。
8. 現在の寄附行為には規定がないが、改正案第32条は、財
産目録、貸借対照表及び収支計算書を事務所に備えお
き、関係者に公開することにした。

(神奈川大学所蔵『公文書綴1』(神奈川大学教職員組合)、

1954～1976年)

7 学校法人神奈川大学寄附行為

(1972(昭和47)年)

学校法人神奈川大学寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人神奈川大学という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を横浜市神奈川区六角橋3丁目
27番1号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、
学校教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、下記に
掲げる学校を設置する。

(1) 神奈川大学

大 学 院

法 学 部

第二法学部

経済学部

第二経済学部

外国語学部

工 学 部

第二工学部

(2) 神奈川大学短期大学部

第一部商学科

第二部商学科

第二部法学科

第2章 役 員

(役 員)

第5条 この法人に下記の役員を置く。

(1) 理事 7人

(2) 監事 2人

(理事の選任)

第6条 理事は、評議員会において評議員のうちからこれを選任する。ただし選任される理事のうちすくなくとも3人は、この法人の職員でなければならない。

- 2 神奈川大学学長は、前項の規定にかかわらず、その在職中理事とする。
- 3 理事が評議員の資格を失ったときおよび職員である理事が職員でなくなったときは、理事の資格を失う。

(監事の選任)

第7条 監事は、評議員会において選任する。

- 2 監事は、この法人の理事または職員を兼ねることができない。

(役員の補充)

第8条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

第9条 役員（職務上の理事を除く）の任期は3年とする。ただし、補充によって選任された役員の任期は、前任者

の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後においても後任者が選任されるまでは、その職務を行なう。

(役員の解任)

第10条 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、役員（職務上の理事を除く）を解任することができる。

(理事長)

第11条 理事の互選により、理事のうち1人を理事長とする。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人の業務を総括し、この法人を代表する。

(理事代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理または代行)

第14条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けた

ときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、または代行する。

(常務理事)

第15条 理事の互選によって、常務理事を置くことができ
る。

(常務理事の職務)

第16条 常務理事は理事長を補佐し、その担当する日常業
務を処理する。

(理事会)

第17条 この法人の業務の決定は、理事会において行なう。

2 理事会は、理事全員をもって組織する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事定数の2分の1以上の理事から会議に付
すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合に
は、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しな
ければならない。

5 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の議事)

第18条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、
その議事を聞き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定
めがある場合を除いては、出席理事の過半数で決し、
可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、
この場合議長は理事として議決に加わることができな
い。

3 理事は、自己に直接関係ある事項については、その議
事に加わることができない。ただし、理事会の同意を
得たときは、会議に出席して意見を述べることができ
る。

4 理事会の議事については、議事録を作成し、議長およ
び出席理事3名がこれに署名押印し、事務所に備えてお
かなければならない。

(監事の職務)

第19条 監事の職務は、下記の通りとする。

(1) この法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

- (3) 財産の状況または理事の業務執行の状況を監査した結果、不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁または評議員会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (5) 財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

第3章 評議員会

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、28人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会に、評議員の互選により議長および副議長1人

を置く。

- 6 議長および副議長の任期は評議員の任期による。
- 7 議長に事故あるときは、副議長がその職務を行なう。
(評議員)

第21条 評議員は、下記の各号に掲げるものとする。

- (1) 法学部長・経済学部長・外国語学部長・工学部長および事務局長の職にある者 5人
 - (2) この法人の職員が職員で年令25年以上の者のうちから選任する者 10人
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者および財団法人横浜専門学校の設置した学校を卒業した者(この法人の職員を除く)で、年令25年以上の者のうちから評議員会の同意を得て理事会が選任する者 8人
 - (4) 学識経験者またはこの法人の関係者のうちから評議員会の同意を得て理事会が選任する者 5人
- 2 この法人の職員である評議員は、その地位を退いたときは、評議員の資格を失うものとする。
(評議員の補充)

第22条 評議員のうち、その定数または前条各号の定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、2か月以内に補充しなければならない。

(評議員の任期)

第23条 評議員(職務上の評議員を除く)の任期は3年とする。ただし、補充により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることがある。

3 評議員は任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行なう。

(評議員会の議事)

第24条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 評議員会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除いては、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、この場合議長は評議員として議決に加わることがない。

3 理事および監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 評議員会の議事については、議事録を作成し、議長および出席評議員2人以上がこれに署名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第25条 下記の事項については、あらかじめ評議員会の議決を経なければならない。

(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)および重要な資産の処分に関する事項

(2) 寄附行為の変更

(3) 合併

(4) 私立学校法第50条第1項第1号および第3号に掲げる理由による解散

(5) 残余財産の処分

2 評議員会は、この法人の業務もしくは財産状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を

述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徵することができる。

第4章 資産および会計 (資産)

第26条 この法人の資産は、基本財産および運用財産とする。

(財産処分の制限)

第27条 基本財産は、これを消費しまたは担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、第25条の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、試験料、入学金、授業料その他の納付金、資産から生ずる果実、寄附金、補助金およびその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第29条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第30条 予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、評議員会に提出して、その議決を経なければならない。

2 予算を補正する場合は、前項の手続きによる。

(決算)

第31条 決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めなければならない。

2 決算は毎会計年度終了後2月以内に、理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その承認を求めなければならない。

(経理の公開)

第32条 この法人の財産目録、貸借対照表および収支計算書は、この法人の事務所に備えおき、関係者に公開する。

第5章 解散および合併

(解散)

第33条 この法人は、法定の解散事由によるほか、評議員会の解散議決によって解散する。

- 2 評議員会の解散議決は、理事総数の3分の2以上の同意ならびに評議員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 前項による解散は、所轄庁の認可または認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第34条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会において選定された他の学校法人その他教育事業を行なう者に帰属する。

- 2 前項の選定に関する議決については、前条第2項の規定を準用する。

(合併)

第35条 第33条第2項および第3項の規定は、合併の場合にこれを準用する。

第6章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決および評議員会において出席評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、この法人の設置する掲示場に掲示して行なう。

付 則

- 1 この法人に組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 米田吉盛

理事 園田 実

理事 森川利雄

理事 梶村祐直
 理事 後藤茂七
 監事 高橋惟康
 監事 鳥海時春

8 神奈川大学学長選考規程ならびに辞任請求規程第一次案の配布にあたって

(1972(昭和47)年3月10日)

昭和47年3月10日

神奈川大学長事務取扱
 宮川 武雄

関係各位

神奈川大学選考規程ならびに辞任請求

規程第一次案の配布にあたって

1.配布にあたって(規程案の作成趣旨など)

昨年11月19日の浜野執行部の辞任およびロックアウト

解除に伴う11月22日の全学集会決議に基づいて教授会は、宮川学長事務取扱のもとでの教学責任体制形成過程のなかで、元学長代行集団4名(福田教授、長倉教授、丹羽教授および神川教授。仮称、議長団以下「議長団」という。)がひきつづいて学長選出のための責任を果すことを委託した。(確認書、昭和46.12.14.第1項)

長倉教授の理事長就任に伴い議長団は3名になったが、議長団は学部長会議と協議しつつその共同の責任において選考規程二案と、辞任請求規程案計三案を作製した。この成案(第一次案)は、その作製にあたって、以下に述べるような事実経過をふまえて、その基本的な考え方において学園の教学上の責任体制の確立と民主的運営の実現をとくに念頭においたつもりである。大学の全構成員の自由な討議を介して、よりよい最終案をできるかぎり早期につくりあげ、あらためて全学構成員の同意を得たために、いま第一次案を全教職員と学生自治会、二部学友会に配布する次第である。その問題点等を各自ご検討いただき、全学構成員の総意のもとで大学改革の第一

歩が現実にふみだされることを切に希望してやまない。

2.これまでの事実の経過

- (1) 43年1月下旬におけるエンタープライズ事件に端を発した、いわゆる神大民主化闘争のなかで初代学長米田吉盛氏が2月27日に辞任した。43年3月18日に「学長選考暫定規程」にもとづいて津村教授が学長に選出されたが、同年10月9日辞意を表明した。
- (2) 43年11月30日福田学長代行が選出された。

当時の民主化運動においては、学生側からとくに学生参加の要求があり、学長不在の教授会と学生自治会とのたび重なる交渉のなかで、学生参加を織りこんだ新しい学長選考規程をつくるまでは学長を選出せず、そのかわり学長代行によって運営にあたるということがほぼ確認された。

福田学長代行のもとで、学長選考案のもうもろの構想がねられたが、12月中旬に、新たな責任体制を確定した教授会との間に、学長選挙における拒否権の行使、辞任請求権の確認および学生の全員投票参加の要求を

今後の協議事項としてはかっていくことの三点が正規の確認事項としてとりかわされた。ただ福田学長代行のもとでは学長選考案が教授会に提出・審議されるにはいたらなかった。

- (3) 44年4月23日、福田学長代行の病気療養に伴う長倉学長代行代理のもとで、「学長選考規程案の作製にあたって」と「学長選考規程案大綱」が教授会に提出され、各学部・学科で検討することが約された。同時に学長選考規程についての小委員会がつくられた。その小委員会の報告は再三教授会に提出され結局本館封鎖中の教授会に、8月20日「神奈川大学学長選考および辞任手続き規程案」が提出されて審議にふされた。ただその後の学内外の事情の急激な変化のため、この案の審議は未了のままとなった。
- (4) 翌45年、神川執行部のもとで、学長選考規程および寄附行為をめぐる検討委員会が新たに設置され、その検討がなされ、成案をもつまでにいたったが、教授会には提出されないままにおわった。この経過を受けつい

で、黒田執行部によって、45年11月18日、「学長選考規程の問題点について」(その一) (その二)が教授会に提出された。しかし、教授会における同案の審議はその端緒において頓挫し、未了のまま放置されるにいたった。その後学長選考案などをめぐって大学改革の問題は断絶したままであった。

以上の事実経過をふまえて、いまや昨年の浜野執行部、安井理事会が強行したロックアウトを解除したあと、11月22日全学集会決議に盛られた大学改革の推進の第一歩として、こんどこそ新規程を成立させ本学のあらたな展望の地平を拓くべきときにいたっていると考える。

第一次案配布にあたって、関係各位の強いご叱正とご協力をくりかえしお願いする次第である。

学長選考規程案ならびに辞任請求規程案の要点

1. A案とB案について

この二案(B案はA案から候補者除斥手続を除いたもの)を作製する理由は、学生参加の在り方に対する見方

の相異による。事実経過においてのべたように、43年12月に学長選をめぐる確約事項が結ばれ、いまももちろん拘束力を有しているわけであるが、その後における学生運動の展開は、とくに学生参加の問題について、当時とはまったく異なる様相を呈示するにいたったと言えよう。ロックアウト解除後における学生自治会との話し合いのなかにおいても、その点はしばしば確認された。そのポイントは、要するに、単なる学生参加はむしろ無意味であるばかりでなく、大学当局の管理体制にくみこまれる結果になるというものである。だから学長は、教授会の代表として教授会の責任で選ぶべきであり、学生は常にそれに対する批判者として位置づけられるというわけである。このような状況のもとで、われわれは神大民主化闘争の過程と今日における大学の在り方の現実的な認識をふまえて、A案とB案とを作製した。

2. 規程案の基本的な考え方あるいは問題点について

(1)大学の構成を基本的には、教員、職員、学生の三者よりなると考えるが、各々の役割が異なることはいうま

でもない。三者構成はとくに請求規程案第1条および第8条で「三者のうち二者の賛成投票が成立した場合」という規定のある点に、またその役割の相違についてはA案第14条および第28条でくみとられよう。

(2)学長選挙の目的は、教学事項を決定する教授会の責任体制を明確化することにあるが、その明確化には少くとも学長というものが教学に関する諸事項を統轄するものである以上、職員からも信任されることがむしろ不可欠の前提をなすのではないかと考える。候補者の選出を教授会が責任をもって行ない(A案第14条)、学長の決定を教員と職員の合同で行なう(A案第28条)としたゆえんなのである。

(3)やはり教学事項を決定する教授会の責任体制を明確化するという目的のために学長候補者の資格を専任教員とした。(A案第13条)

(4)同じ上記の目的から、辞退の問題についても責任の明確化をくみ入れることとした。(A案第33条)

(5)請求権の制限を大学の構成の在り方という視点からだ

け考え(請求規程第8条)その他は最小限にとどめるこ
ととした。(同第9条)

(6)選挙は間接選挙よりも直接選挙をよりよいものと考えた。したがって最大限のもろもろの資格について制限をもうけなかつた。(A案第22条、第28条、請求規程第7条)

(7)選挙は特定の日時と場所でなすべきだという考え方になつてゐる。(A案第16条、第23条、第30条)

(8)投票の効果をめぐって、実行不可能な無意味な規定を形式的に設定することをやめて、むしろ実行可能な規定を考えた。(A案第25条、請求規程第8条)

以上

(神奈川大学所蔵『昭和47年度 神奈川大学工学部諸記録Ⅲ』、
1972年)

9 神奈川大学学長選考規程 (A・B案) *

(1972(昭和47)年)

神奈川大学学長選考規程 (A案)

第1章 総 則

(趣旨、目的)

第1条 神奈川大学学長(以下「学長」という。)の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考手続)

第2条 学長は、候補者選出手続、候補者除斥手続および決定手続を経て選考される。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は、その就任の日から3年とする。ただし、再選を妨げない。

(選考の事由)

第4条 学長の選考は次の各号の一に該当する場合に行なう。

(1) 学長の任期が満了するとき

(2) 学長の辞任が認められたとき

(3) 学長が欠けたとき

(選考の時期)

第5条 前条第1号の場合には、任期満了の1月前に学長選考の手続を終了しなければならない。

2 前条第2号および第3号の場合は、ただちに各学部長の互選により学長事務取扱を選出し、学長事務取扱は、就任の日から1か月以内に学長選考手続を開始しなければならない。

第2章 学長選考の管理

(投票管理委員会)

第6条 この規程による投票事務を管理するために、学長選考投票管理委員会(以下「管理委員会」という。)をおく。

(管理委員会の構成)

第7条 管理委員会は、教員8名、職員8名の委員をもって構成する。ただし、候補者除斥手続の場合に限り、除斥投票の管理に学生(大学院生を含む。)16名を加える。

(委員の選出方法)

第8条 教員である委員は各学部より2名ずつ、職員である

委員は職員会議の定めるところにより選出する。学生である委員は、学生の自治組織の定めるところにより選出する。

(委員長)

第9条 管理委員会は、委員の互選により委員長を定める。
2 委員長は管理委員会を招集してその議長となる。

(管理委員会の会議)

第10条 管理委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
2 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(委員の補助)

第11条 管理委員会は、投票管理事務を補助させるために必要な補助者を選任することができる。

(管理委員会の事務)

第12条 管理委員会は、学長選考に必要ないっさいの事務を行なう。
2 すべての投票に際して、管理委員会は、投票者と名簿

の対照を行なわなければならない。

3 投票が公正に行なわれなかつたと認められる場合は、管理委員会は投票を無効とし、再投票を行なわなければならない。この場合、管理委員会は、その理由を明示しなければならない。

第3章 候補者選出手続

(学長候補者の資格)

第13条 学長候補者は、本学に在職する専任の教員に限る。
(学長候補者選出選挙権者)

第14条 学長候補者を選出するための選挙権者は、専任の教授、助教授、講師、助手とする。

(選挙の公示)

第15条 選挙の期日は、選挙の日から少くとも1週間前までにこれを公示しなければならない。

(投票の日時、場所)

第16条 投票は、定められた日時、場所においてこれを行なう。
(選出投票)

第17条 選挙は、単記、無記名投票による。

(候補者の決定)

第18条 投票の結果、有効投票の多数をえた者5名を候補者の中選人とする。第5位当選人に得票数の同じ者があるときは、それらの者をすべて当選人とする。

(候補者の公表)

第19条 当選人が定まったときは、管理委員会は、ただちに当選人の氏名およびその所属学部を公表する。ただし、各当選人の得票数は公表しない。

(選挙の成立)

第20条 候補者選挙の成立のためには、投票者が選挙権者の過半数をこえなければならない。ただし、休職者および留学生は除く。

2 前項の要件をみたさないときは、期日を改めて再度選挙を行なう。

第4章 候補者除斥手続

(投票の対象およびその公示)

第21条 前章の規程により選出された候補者については、当選人の氏名公表後3週間以内に学生の投票に附する。

2 投票の期日は、その1週間前までにこれを公示する。
(除斥投票権者)

第22条 除斥投票権者は、本学の学生(大学院生を含む)に限る。

(投票の期間)

第23条 投票は3日間午前10時から午後9時まで行なう。

(投票の方法)

第24条 候補者中に、学長として適任でないと認める者があるときは、学生は、投票用紙のその候補者の氏名の上に「否」と記載して投票する。

(除斥の成立)

第25条 「否」の投票総数が学生在籍者の5分の1を超えた場合は、その候補者は除斥されるものとする。

(公表)

第26条 除斥投票の結果は、次章の決定投票期日の3日前までに公表する。

第5章 決定手続

(候補者の限定)

第27条 前章により除斥されなかった者を候補者として学長の選挙を行なう。

(選挙権者)

第28条 学長選考決定の選挙権を有する者は、専任の教員および職員とする。

(選挙の公示)

第29条 選挙期日は、選挙の日から少くとも1週間前までに、これを公示しなければならない。

(投票の日時、場所)

第30条 投票は定められた日時、場所においてこれを行なう。
(決定投票)

第31条 選挙は単記、無記名にて、教職員合同して行なう。
投票総数の過半数をえた者を当選人とする。

2 各候補者の得票数は公表する。

(決選投票)

第32条 投票総数の過半数をえた候補者がない場合は、上

位2名の候補者について決選投票を行ない、過半数の投票をえた者を当選人とする。

(当選人の辞退)

第33条 当選を告示された当選人は、告示後3日以内に理由を具して管理委員会に学長就任の辞退を申し出ることができる。

2 前項の申し出について、管理委員会が審査した結果、正当な事由があったときは、その辞退を認めることができる。

(再選挙)

第34条 前条の辞退が認められたときは、第2章以下に定める手続により、改めて学長選挙を行なう。

(当選人の公表)

第35条 当選人が定まったときは、教授会は、その氏名を公表するとともに、学校法人神奈川大学の理事長に、その氏名を通知する。

(この規程に関する疑義)

第36条 この規程に関し疑義を生じたときは、管理委員会がこれを審議し決定する。

神奈川大学学長選考規程 (B案)

第1章 総 則

(趣旨、目的)

第1条 神奈川大学学長（以下「学長」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考手続)

第2条 学長は、候補者選出手続および決定手続を経て選考される。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は、その就任の日から3年とする。ただし、再選を妨げない。

(選考の事由)

第4条 学長の選考は次の各号の一に該当する場合に行なう。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長の辞任が認められたとき
- (3) 学長が欠けたとき

(選考の時期)

第5条 前条第1号の場合には、任期満了の1月前に学長選

考の手続を終了しなければならない。

2 前条第2号および第3号の場合には、ただちに各学部長の互選により学長事務取扱を選出し、学長事務取扱は、就任の日から1か月以内に学長選考手続を開始しなければならない。

第2章 学長選考の管理

(投票管理委員会)

第6条 この規程による投票事務を管理するために、学長選考投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）をおく。

(管理委員会の構成)

第7条 管理委員会は、教員8名、職員8名の委員をもって構成する。

(委員の選出方法)

第8条 教員である委員は各学部より2名ずつ、職員である委員は職員会議の定めるところにより選出する。

(委員長)

第9条 管理委員会は、委員の互選により委員長を定める。

2 委員長は管理委員会を招集してその議長となる。

(管理委員会の会議)

第10条 管理委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の補助)

第11条 管理委員会は、投票管理事務を補助させるために必要な補助者を選任することができる。

(管理委員会の事務)

第12条 管理委員会は、学長選考に必要ないっさいの事務を行なう。

2 すべての投票に際して、管理委員会は、投票者と名簿の対照を行なわなければならない。

3 投票が公正に行なわれなかつたと認められる場合は、管理委員会は投票を無効とし、再投票を行なわなければならない。この場合、管理委員会は、その理由を明示しなければならない。

第3章 候補者選出手続

(学長候補者の資格)

第13条 学長候補者は、本学に在職する専任の教員に限る。
(学長候補者選出選挙権者)

第14条 学長候補者を選出するための選挙権者は、専任の教授、助教授、講師、助手とする。

(選挙の公示)

第15条 選挙の期日は、選挙の日から少くとも1週間前までにこれを公示しなければならない。

(投票の日時、場所)

第16条 投票は、定められた日時、場所においてこれを行う。

(選出投票)

第17条 選挙は、単記、無記名投票による。

(候補者の決定)

第18条 投票の結果、有効投票の多数をえた者5名を候補者の当選人とする。第5位当選人に得票数の同じ者があるときは、それらの者をすべて当選人とする。

(候補者の公表)

第19条 当選人が定まったときは、管理委員会は、ただちに当選人の氏名およびその所属学部を公表する。ただし、各当選人の得票数は公表しない。

(選挙の成立)

第20条 候補者選挙の成立のためには、投票者が選挙権者の過半数をこえなければならない。ただし、休職者および留学生は除く。

2 前項の要件をみたさないときは、期日を改めて再度選挙を行なう。

第4章 決 定 手 続

(候補者の限定)

第21条 第18条の当選人を候補者として学長の選挙を行なう。

(選挙権者)

第22条 学長選考決定の選挙権を有する者は、専任の教員および職員とする。

(選挙の公示)

第23条 選挙期日は、選挙の日から少くとも1週間前までに、これを公示しなければならない。

(投票の日時、場所)

第24条 投票は定められた日時、場所においてこれを行なう。

(決定投票)

第25条 選挙は単記、無記名にて教職員合同して行なう。投票総数の過半数をえた者を当選人とする。

2 各候補者の得票数は公表する。

(決選投票)

第26条 投票総数の過半数をえた候補者がない場合には、上位2名の候補者について決選投票を行ない、過半数の投票をえた者を当選人とする。

(当選人の辞退)

第27条 当選を告示された当選人は、告示後3日以内に理由を具して管理委員会に学長就任の辞退を申し出ることができる。

2 前項の申し出について、管理委員会が審査した結果、正

当な事由があったときは、その辞退を認めることができる。

(再選挙)

第28条 前条の辞退が認められたときは、第2章以下に定める手続きにより、改めて学長選挙を行なう。

(当選人の公表)

第29条 当選人が定まったときは、教授会は、その氏名を公表するとともに、学校法人神奈川大学の理事長に、その氏名を通知する。

(この規程に関する疑義)

第30条 この規程に関し疑義を生じたときは、管理委員会がこれを審議し決定する。

(神奈川大学所蔵『昭和47年度 神奈川大学工学部諸記録Ⅲ』、

1972年)

10 神奈川大学学長辞任請求規程(案)

(1972(昭和47)年)

神奈川大学学長辞任請求規程(案)

第1章 総 則

(辞任請求権)

第1条 教員、職員、学生はこの規程の定めるところにより、学長の辞任を請求することができる。

(投票管理委員会)

第2条 この規定による投票事務を管理するために、学長辞任請求投票管理委員会(以下「管理委員会」という。)をおく。

2 管理委員会の構成ならびに会議に関する規程は、別に定める。

第2章 辞任請求手続

(辞任請求の方法)

第3条 学長の辞任を請求しようとする場合は、教員、職員にあっては、それぞれの総数の3分の1以上、学生にあつ

ては、在籍者総数の10分の1以上の者の署名押印のある署名簿をそえ、辞任請求書を管理委員会に提出しなければならない。ただし、学生の署名簿は、学部、学科、学年別に調製しなければならない。

(辞任請求の理由)

第4条 前条の辞任請求書は、辞任請求の理由を明らかにしなければならない。

(署名簿の審査と公表)

第5条 管理委員会は、第3条の署名簿を10日以内に審査し、その完了後1週間以内にこれを公表しなければならない。

(異議の申立)

第6条 署名簿の署名に異議のある者は、公表後1週間以内に管理委員会に申し出ることができる。管理委員会は申し出により正当な署名でないと認めるときは、署名簿からその署名を抹消する。

2 署名をした者は、前項の期間内に限り、その署名を取り消すことができる。

第3章 辞任請求賛否投票

(賛否投票)

第7条 管理委員会は、辞任請求を適法と認めた場合は、第5条による公表後3週間以内に、請求に応じて、教員、職員または学生の賛否投票に附する。

(成否の認定)

第8条 教員または職員の投票において在職者総数の3分の2以上、学生の投票において在籍者総数の5分の1以上の辞任賛成投票があり、三者のうち二者の賛成投票が成立した場合は、学長は、学校法人神奈川大学理事長に辞任願を提出しなければならない。

(辞任請求の制限)

第9条 辞任請求は、学長の就任の時から6か月以内は、これを行ふことができない。

2 辞任請求が不成立の場合は、その後6か月以内は同一の理由による辞任請求を行なうことができない。

(この条文は、学長選考規程B案の場合には、候補者除斥手続がないため、その趣旨から削除する。)

(神奈川大学所蔵『昭和47年度 神奈川大学工学部諸記録Ⅲ』、
1972年)

606

11 神奈川大学学長選考暫定規程

(1973(昭和48)年12月10日)

制定48年12月10日

規程第47号

神奈川大学学長選考暫定規程

第1条 学長選考規程が成立するまで、学長選挙は、この学長選考暫定規程によつて行なう。

第2条 学長は、候補者推薦委員会により推薦された学長候補者の中から、専任の教員の選挙により決定される。

第3条 学長の任期は、その就任の日から2年とする。ただし学長選考規程が成立したときは、ただちに、その規程に基づく選挙を行なわなければならない。

第4条 学長候補者の資格は、専任の教員とする。

第5条 学長候補者を推薦するために、候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)を設置する。

- 2 推薦委員会は、各学部から3名ずつ選出される委員をもつて構成する。
- 3 推荐委員会は、委員の互選により委員長を定める。
- 4 委員長は、推薦委員会を招集し、その議長となる。
- 5 推荐委員会の議事は、委員の半数以上出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 推荐委員会の議事は出席委員の過半数をもつて決する。
- 7 前6項のほか、推薦委員会の議事手続きについては、推薦委員会の定めるところによる。

第6条 推荐委員会は、専任教員のなかから3名ないし5名の学長候補者を推薦することとする。

第7条 推荐委員会は、学長候補者を定めたときは、そのことを本人に通知し、辞退の申し出がある場合には、すみやかに、その補充をしなければならない。

第8条 推荐委員会は、推荐委員会の定めた学長候補者の氏名を公表し、一週間以内に選挙を行なう。

第9条 投票の管理にあたつては、投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

2 管理委員会は、各学部から2名ずつ選出される委員をもつて構成する。

3 管理委員会は、委員の互選により委員長を定める。

4 委員長は管理委員会を招集し、その議長となる。

5 前4項のほか、管理委員会の議事手続きについては、管理委員会の定めるところによる。

第10条 投票は、単記無記名投票とし、投票総数の過半数の得票者を当選人とする。

2 過半数の得票者のないときは、上位得票者2名につき、決選投票を行ない、過半数の得票を得た者を当選人とする。

第11条 管理委員会は、この規定による投票を実施するために必要があるときは、この規定の細則を定めることができる。

付 則

1. この規程は、昭和48年12月10日から施行する。

2. この規程は、今回の学長選出に限り適用するものとする。

12 神奈川大学学長選考規程

（1976（昭和51）年2月7日）

神奈川大学学長選考規程

（昭和51年2月7日）
（規程 第67号）

第1章 総則

（趣旨、目的）

第1条 神奈川大学学長（以下「学長」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

（選考手続）

第2条 学長は、候補者推薦手続、候補者除斥手続及び決定手続を経て選考されるものとする。

（学長の任期）

第3条 学長の任期は、その就任の日から3年とする。ただし、再任を妨げない。

（選考の事由）

第4条 学長の選考は次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1)学長の任期が満了するとき。
 - (2)学長の辞任が認められたとき。
 - (3)学長が欠けたとき。
- (選考の時期)

第5条 前条第1号の場合には、任期満了の1カ月前に学長選考の手続を終了しなければならない。

2 前条第2号及び第3号の場合は、ただちに各学部長の互選により学長事務取扱を選出し、学長事務取扱は、就任の日から1カ月以内に学長選考手続を開始しなければならない。

第2章 候補者推薦手続

(候補者推薦委員会)

第6条 第4条で定める事由が生じたときは、学長候補者を推薦するために、候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

(推薦委員会の構成)

第7条 推荐委員会は、学長又は学長事務取扱の要請に基づいて各学部から3名ずつ選出される委員をもつて構成する。

(委員長)

第8条 推荐委員会は、委員の互選により委員長を定める。

2 委員長は推薦委員会を招集し、その議長となる。

(学長候補者の推薦)

第9条 推荐委員会は、本学教員のなかから5名の学長候補者を推薦することとする。ただし、推薦委員会は、本学教員以外の者で学長として適當と認められる者を、本人の承諾を得た上で、5名の候補者中に入れることができる。

(会議)

第10条 推荐委員会は、委員の半数以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 推荐委員会の議事は出席委員の過半数をもつて決する。この場合において、議長は表決に加わるけれども、可否同数の場合の裁決権を有しない。

3 前2項のほか、推荐委員会の議事手続については、推荐委員会の定めるところによる。

(候補者の辞退とその補充)

第11条 推荐委員会は、学長候補者を定めたときは、その

- ことを学長候補者本人に通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内に、推薦委員会に理由を示して候補者の辞退を申し出ることができる。
- 3 前項の規定による候補者辞退の申し出があつたときは、推薦委員会は、すみやかに学長候補者を補充しなければならない。

(学長候補者の氏名等の公表)

第12条 推薦委員会は第9条及び前条の規定によつて定めた学長候補者の氏名及び略歴を公表するものとする。

第3章 投票の管理

(投票管理委員会)

第13条 第4条で定める事由が生じたときは、この規程による投票事務を管理するために、投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

(管理委員会の構成)

第14条 管理委員会は、教員8名、職員8名をもつて構成する。ただし、候補者除斥手続については、学生（大学院

生を含む。）16名を加える。

(委員の選出)

第15条 委員は、学長又は学長事務取扱の要請に基づき、教員については各学部より2名ずつ、職員については教員を除く職員のうちから8名を選出する。学生である委員は、学生の自治組織の定めるところにより選出する。

(委員長)

第16条 管理委員会は、委員の互選により委員長を定める。

2 委員長は管理委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第17条 管理委員会は、委員の半数以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の補助)

第18条 管理委員会は、投票管理事務を補助させるために必要な補助者を選任することができる。

(管理委員会の事務)

第19条 管理委員会は、投票に際して、投票者と名簿の対照を行わなければならない。

2 投票が公正に行われなかつたと認められる場合は、管理委員会は投票を無効とし、再投票を行わせなければならぬ。この場合には、管理委員会は、その理由を明示しなければならない。

(細則の制定)

第20条 管理委員会は、この規程による投票を実施するために必要があるときは、この規程の細則を定めることができる。

第4章 候補者除斥手続

(除斥投票)

第21条 第12条の規定によつて公表された学長候補者については、公表後3週間以内に学生の除斥投票に付する。ただし、学生自治会(第二部学生を含む。)の協力を得られないときは、本章の規定による除斥投票を省略することができる。

2 投票の期日は1週間前までに公示する。

(除斥投票権者)

第22条 除斥投票権者は、本学の学生(大学院生を含む。)

に限る。ただし、休学者を除く。

(投票の期間)

第23条 投票は3日間午前10時から午後9時まで定められた場所において行う。

(投票の方法)

第24条 候補者中に、学長として適任でないと認める者があるときは、学生は、投票用紙のその候補者の氏名の上に「否」と記載して投票する。

(除斥の成立)

第25条 「否」の投票数が学生在籍者の5分の1をこえた場合は、その候補者は除斥されるものとする。

(公表)

第26条 除斥投票の結果は、決定投票期日の3日前までに公表する。

第5章 決定手続

(候補者の限定)

第27条 前章の規定により除斥されなかつた者を候補者として学長の選挙を行う。

(選挙権者)

第28条 学長選考決定の選挙権を有する者は、専任の教員及び職員とする。

(選挙期日の公示)

第29条 選挙期日は、選挙の日から少なくも1週間前までに、これを公示しなければならない。

(投票の日時、場所)

第30条 投票は定められた日時、場所において行う。

2 投票当日、正当な事由によつて投票できない者は、投票管理委員長の承認を得て、その前日に投票することができる。

(投票、当選人の決定)

第31条 選挙は単記、無記名投票による。

2 投票総数の過半数を得た者を当選人とする。
3 各候補者の得票数は公表することとする。

(決選投票)

第32条 投票総数の過半数を得た候補者がない場合は、上位得票者2名について決選投票を行い、過半数の得票を

得た者を当選人とする。

2 本条による選挙については、第29条及び第30条第2項を適用しない。

(当選人の公表)

第33条 当選人が定まったときは、管理委員会はその氏名を公表する。

2 管理委員会は当選人を学長又は学長事務取扱及び理事長に報告する。

付 則

1 この規程は、昭和51年2月7日から施行し、昭和50年12月12日から適用する。

2 昭和48年12月10日施行の神奈川大学学長選考暫定規程は廃止する。

(神奈川大学総務部総務課編集『規則・規程集』追録第16号、
1992年)

13 神奈川大学学長辞任請求規程

(1976(昭和51)年2月7日)

神奈川大学学長辞任請求規程

(昭和51年2月7日)
(規程 第68号)

第1章 総則

(辞任請求権)

第1条 教員、職員、学生はこの規程の定めるところにより、
学長の辞任を請求することができる。

(投票管理委員会)

第2条 この規程による辞任請求があつたときは、投票事
務を管理するために、学長解職賛否投票管理委員会(以
下「管理委員会」という。)を設置する。

2 管理委員会の構成については学長選考規程第14条及び
第15条を準用する。

第2章 辞任請求手続

(辞任請求の方法)

第3条 学長の辞任を請求しようとする場合は、教員、職
員にあつては、それぞれの総数の3分の1以上、学生にあ
つては、在籍者総数の10分の1以上の者の署名押印のあ
る署名簿をそえ、辞任請求書を学長に提出しなければな
らない。ただし、学生の署名簿は、学部、学科、学年別
に学生番号、生年月日を付して作成しなければならない。

2 学長は、この規程による辞任請求があつたときは、た
だちに、前条の管理委員会の設置手続をとらなければ
ならない。

(辞任請求の理由)

第4条 前条第1項の辞任請求書は、辞任請求の理由を明ら
かにしなければならない。

(署名簿の審査と公表)

第5条 管理委員会は、第3条第1項の署名簿を15日以内に
審査し、その完了後1週間以内にこれを公表しなければ
ならない。

(異議の申立)

第6条 署名簿の署名に異議のある者は、公表後1週間以内に管理委員会に申し出ることができる。管理委員会は申し出により正当な署名でないと認めるときは、署名簿からその署名を抹消する。

2 署名をした者は、前項の期間内に限り、その署名を取り消すことができる。

第3章 辞任請求賛否投票

(賛否投票)

第7条 管理委員会は、辞任請求を適法と認めた場合は、

第5条による公表後3週間以内に、請求に応じて、教員、職員及び学生の賛否投票に付する。

(成否の認定)

第8条 教員又は職員の投票において在職者総数の3分の2以上、学生の投票において在籍者総数の半数以上が投票し、投票の過半数の辞任賛成投票があり、三者のうち二者の賛成投票が成立した場合は、学長は、学校法人神奈川大学理事長に辞任願を提出しなければならない。

(辞任請求の制限)

第9条 辞任請求は、学長の就任の時から6ヶ月以内は、これを行使することができない。

2 辞任請求が不成立の場合は、その後6ヶ月以内は同一の理由による辞任請求を行うことができない。

付 則

この規程は、昭和51年2月7日から施行し、昭和50年12月12日から適用する。

(神奈川大学総務部文書課編集『規則・規程集』追録第25号、

2002年)

14 神奈川大学学長選挙公示*

(1976(昭和51)年2月26日)

公 示(写)

神奈川大学学長選挙を次のとおり実施する。

昭和51年2月26日 春宮 千鉄
 神奈川大学 宮川 武雄

記

〔後略〕

1. 選挙期日 昭和51年3月7日(日)
2. 選挙方法 直接投票
3. 選挙場所 神奈川大学本館
4. 候補者除斥手続は神奈川大学学長選考規程第21条第1項但し書きにより省略する。

15 神奈川大学学長選挙公示*

(1976(昭和51)年3月15日)

公示

以上

神奈川大学学長選挙は3月7日の投票が中止の止むなきに至つたので、あらためて次のとおり実施する。

神奈川大学学長候補者(名簿)

(五十音順)

昭和51年3月15日

飯田 耕作

神奈川大学長 勝田千利

勝田 千利

黒田 節

記

16 学長選挙決選投票について

1. 選挙期日 昭和51年3月22日（当日消印有効） (1976(昭和51)年3月25日)
 2. 選挙方法 郵送投票
 3. 候補者除斥手続は神奈川大学学長選考規程第21条1項
但し書きにより省略する。 有権者各位
- 以上 神奈川大学学長選挙投票管理委員会

神奈川大学学長候補者（名簿）

(五十音順)

飯田 耕作
勝田 千利
黒田 覚
春宮 千鉄
宮川 武雄

学長選挙決選投票について

3月22日学長選挙投票の結果は別紙のとおりで、過半数の得票を得た者がなかつたので、下記により決選投票をお願いいたします。

なお、本状には、次のものが同封してありますので、お改めください。

1. 投票用紙
2. 候補者名簿（決選投票）
3. 投票用小封筒

4. 返信用中封筒
5. 3月22日学長選挙投票結果発表

神奈川大学学長候補者名簿 (決選投票)
(五十音順)

記

返信(投票)についてのお願い

1. 投票は同封の投票用紙に限ります。
2. 投票用紙には候補者名簿(決選投票)の中から1名のみを記入ください。
3. 投票用紙は、所定(同封)の小封筒に入れて厳封してください。

小封筒には、おもて、うらとも何も書かないでください。

4. 小封筒をさらに所定(同封)の中封筒に入れて封をし裏面に住所、氏名をご記入ください。

5. 返信は必ず3月30日(当日消印有効)までに最寄りの郵便局にて簡易書留による発送手続きをおとりください。
6. 上記の手続きによらない場合は無効となることがありますのでご注意ください。

以上

飯田 耕作

勝田 千利

昭和51年3月25日

3月22日学長選挙投票結果発表

神奈川大学学長選挙投票管理委員会

投票総数 293票

各候補者の得票数 (得票順)

飯田 耕作 117票

勝田 千利 92票

宮川 武雄	20票
黒田 覚	19票
春宮 千鉄	11票
白票および無効票数	34票

決選投票の結果、飯田耕作氏が投票総数の過半数を獲得し、学長に当選されましたのでご報告します。
得票結果は下記の通りです。

投票総数 290票

以上

飯田耕作 172票

勝田千利 101票

白票 17票

以上

昭和51年4月1日

学長 勝田千利 殿

理事長 永井 宏 殿

学長選挙投票管理委員会

委員長 川上幸一 

18 神奈川大学短期大学部専任教員採用の要請について
(抄)＊

(1976(昭和51)年2月10日)

昭和51年2月10日

神奈川大学

理事長 永井宏殿

神奈川大学短期大学部

学長 勝田千利 

神奈川大学短期大学部の件

このたび短期大学設置基準(同封資料)が公布され、昭和51年4月1日から施行されることになります。

神奈川大学短期大学部は神奈川大学の附属的存在としてその設置以来明確な形での専任教員なく極めて無責任な状態が続いています。現在、早急に設置基準に基き、専任教員をおく必要があります。
〔ママ〕

これについては短期大学委員会(委員会構成等同封別紙)を設置し、昭和51年1月16日第1回、1月30日第2回の委員会を開催し、現在の短大実情資料(同封別紙)に基き、検討した結果次のような結論を得ましたので、これらを報告し昭和51年度前期中に、専任教員基準定員数の少くとも半数12名以上の短期大学部の専任教員を採用することができることを要請します。〔後略〕

(神奈川大学所蔵『昭和五十年一月起 短大委員会資料』、
1975年)

19 学費改定について(抄)

[1974(昭和49)年]

学費改定について
◎昭和50年度入学生より適用
◎在学生については現行どおり改定しない
神奈川大学

〔中略〕

はじめに

今日の私立大学の財政危機は、もはや周知のことであり、あらためて説明を要するものではありません。このために私立大学は私学としての独自性にもとづく大学づくりを構想するどころか、正常の教育・研究の遂行にも支障をきたし、さらに、大学教職員の生活条件も劣悪化の一途をたどっているのが実情であります。

本学もまたその例外ではなく全国私立大学中でも最も低廉な学費を維持してまいりましたが、物価の相つぐ高騰により、年毎に財政的ひっ迫は加重され、このまま推移すれば破局的段階にまで達しようとしております。

このような深刻な事態に直面し、本学は慎重な審議を重ねた結果、大学の維持と大学としての機能を保持するため、やむをえず昭和50年度新入学生の学費を改定することにいたしました。もちろん在学生には適用されません。

関係各位におかれましては、改定の理由について以下に述べるところを熟読され、十分に理解していただくよう切

望いたします。

I 学費改定の理由

【学費改定の意味】

本学の現状は、財政的にはもちろん、教育・研究面においても、施設設備面においても、満足できるものがあるとは、残念ながら申せません。それ故にこそ、今回の学費改定にこめられる意味は極めて重大であります。

新しい学費は別表(第1表)のとおりであります。

今まで、もっとも低廉な学費を維持してきた本学の新学費は、一見して相当大巾な値上げとなっていると感じられるかも知れません。しかし、その意味を正しく認識していただければ、それでもなお最低限の値上げにおさえるよう努力していることを十分にご理解願えるにちがいないと思います。

大学当局は、あらゆる努力を傾注して、財政の改革・改善に今後とも取り組んでいく決意であります。また後述の累積赤字を学費改定によって、全面的に補墳しようとするような意図は、まったくもっておりません。

率直に申しますと、学費改定を行なうことによっても、赤字は依然として増加する見込みであります。このことは、たとえ赤字が増えましても、学費改定を行なうことにより、積極的に新たなる大学づくりを前進させることができるというところに、学費改定の真の意味があることを示しております。

学費改定をしない今まで、赤字が累積し、大学の教育・研究・生活条件の劣悪化をそのままみとめて、大学をじり貧の状態に追いこむか、たとえ赤字がふえるにせよ、大学の教育・研究・生活条件の改善を求めて、じり貧の状態を打破して、新たなる大学づくりに向うか、二者択一の道しかないのではないかと考えます。

ここに学費改定のもつ本当の意味があり、この意味が本学にかかわるすべての人たちによって、正しく理解され、そしてこの意味が本当に新しい大学づくりのなかに具現化されて、はじめて学費改定の意味が真にかなえられるのだと言わねばなりません。

もうすこし具体的に申しますと、学費改定とともに教育

内容の充実、教員の充足、教育・研究態勢の整備発展、また、とくに学生に必要な教育施設（実験設備の老朽化・学生図書の貧弱さなど）の充足、福利厚生施設・奨学制度の確立、環境の整備等々、新たなる大学づくりへの積極的な企図こそが学費改定の意味を裏づけるものにほかなりません。

要するに、学費改定の意味とは、本学に席をおくもののたちの協同性にもとづく積極的な大学改善への意思表示にほかならないと思います。

【学費改定の条件】

学費改定の意味がどのように示されようと、それは学費改定を無条件に正当化するものではないことは、言うまでもないでしょう。むしろ、その真の意味があきらかに求められれば、求められるほど、現実の学費改定には、それなりの条件が厳然と存しているといわざるをえません。

それでは、いったい学費改定の現実的な条件とは、何であるかと考えてみると、いろいろに列挙することはできるでしょうが、より根本的に考えると次の三つの条件に集約できると思われます。

第一の条件……学費は直接的に大学財政の核をなしている以上、経理の公開が完全になされていなければならぬこと。

第二の条件……今日の大学の教育上のあり方そのものが、はっきりと問われている以上、大学改革への模索が理念的にも、また現実的にも強力になされていなければならぬこと。

第三の条件……大学の教育・研究・生活条件が一定程度の水準を越えて劣悪化することを、これ以上たえしのぶことが正しいか、否かということ。

この三つの条件について、本学はどのようにかかわり、それをいまどのように受けとめようとしているのでしょうか。

まず、経理公開という第一の条件については、本学はもっとも早い機会に、その条件の実現に踏みきった数少い大学の一つであったことを大切にしたいと思います。しかも、経理公開の原則に極めて忠実であったということにおいては、もっとも徹底的な改革を行なった唯一の大学であるといつても、決していいすぎではないであります。

経理公開という第一の条件をめぐる大学改革の意味が明かとなりますとき、大学改革への模索という、第二の条件につきましても、もうもろな試行錯誤をくりかえしながらも、たえざる模索がつづけられております。

たとえば、カリキュラムにおける必修制度を極力さけて、選択制を大巾に採用したこと、進級制度の廃止、卒業単位の軽減と質の向上、学部・年次をこえた学問的視野の増大をはかったことなどをあげることができます。

第三の条件については、41年以来、学費が、据えおかれできましたために、49年度の学生指導に還元される学費の価値は、物価上昇により41年度の価値の半分ぐらいにしか相当しなくなっているわけで、この格差は教育・研究・生活条件の向上を求める大学当局としては、このまま放置できないところであります。その意味で、このような劣悪化にストップをかけ、新たなる本学の存続と発展のために、大いなる総意が結実することを願わずにはいられない次第であります。

【学費改定の位置づけ】

申すまでもなく、われわれは大学の存在理由を強く肯定いたします。したがって、その存続と発展に依拠して学費問題は、位置づけられるわけであります。つまり、存在理由を持つ大学の教育・研究・生活にかかわる諸活動に対応する経費が、どうしても必要となることは申すまでもありません。私立大学の財源は、学生納付金（学費）、手数料、寄付金、補助金、その他から成りたっております。したがって、学費をできる限りおさえるためには、そうでない財源が、より豊かに確保されなければなりません。

私立大学への国庫負担による補助金の制度は、私立大学関係者の強い要請により、最近ようやく、緒についたかにみえますが、まだまだ国公立大学との格差が大きく、私立大学への飛躍的増大は早急には望めそうもありません。

他の項目の財源の増大がなければ、借入金によってその補填をしなければなりませんが、しかし、借入金はどれほど多く借りられようが、赤字の累積という結果をもたらすにすぎません。当然それ以外の財源をできるかぎり豊かに

確保することによってしか、大学の経費をまかなうものはないのであります。要するにできるかぎり財源をふやし、できるかぎり経費を減らすことという平凡なやり方以外にとくに妙案があるわけではありません。

以上のようにみてまいりますと、大学の存続と発展のためには、本学の教育・研究・生活にかかわる主要な構成者—教員・職員・学生—ならびに卒業生の協力以外には本来的にはなにもないのだといっても、いいすぎではあります。

その協同の精神によって、今日的な状況においこまれている私立大学への圧迫をはねのけ、43年以来つくりかえられてきた本学の可能性をまもり、今日の大学に課せられている大学改革へ、ひたむきな努力を持続させることにすべてはかかっているのであります。そしてこそ、大学財政の基本をなす学費が生かされ、その意味をかなえるのだと申さざるをえません。

第1表 改定学費 (単位円)

学部等区分	入学金	授業料	実験 実習料	整備費		入学手続時 納入額
				入学年度	2年時以降	
大学院(修士博士) 法 学 研究 科 経済学研究科	60,000	120,000	5,000	50,000	20,000	175,000
大学院(修士) 工 学 研究 科	80,000	180,000	20,000	70,000	25,000	250,000
法 学 部 経 済 学 部 外 国 語 学 部	60,000	120,000	—	50,000	20,000	170,000
工 学 部	80,000	180,000	20,000	70,000	25,000	250,000
第二法 学 部 第二経 済 学 部	20,000	50,000	—	30,000	7,000	65,000
第二工 学 部	30,000	75,000	5,000	45,000	10,000	105,000
短 期 大 学 部 第1部 商 学 科	40,000	120,000	—	40,000	20,000	150,000
短 期 大 学 部 第2部 商 学 科 法 学 科	10,000	50,000	—	20,000	7,000	45,000

II 財政の現状と見通し

【前回(昭和41年度)学費改定以降の財政の推移】

昭和41年度から昭和48年度までの本学における収支の主要な項目について、その推移を見ますと、第2表のようになっております。

第2表 主要な項目における収入、支出の推移

年度	収入の部				支出の部			
	学費収入		手数料収入		補助金収入		人件費支出	経常費支出
	金額 (千円)	指 数	金額 (千円)	指 数	金額 (千円)	指 数	金額 (千円)	指 数
41	949,978	100	81,043	100	21,449	100	488,199	100
42	1,184,123	125	90,184	111	32,776	153	607,406	124
43	1,331,042	140	106,656	132	62,547	292	750,795	154
44	1,429,076	150	110,035	136	58,357	272	815,967	167
45	1,421,786	150	120,348	148	74,554	348	880,107	180
46	1,416,193	149	118,620	146	76,171	355	957,603	196
47	1,437,814	151	143,228	177	92,581	432	1,092,487	224
48	1,417,873	149	144,914	179	11,460	53	1,281,434	262
							284,110	161

学費収入は、昭和41年度から4年間は毎年増加をみたのですが、45年度からは増収がありません。これは昭

和41年度入学生から学費を改定したためであります。

手数料収入は主として検定料収入で入学志願者の増加により毎年増収になっております。

補助金収入においては、現在国庫補助金は人件費および教育研究経費に対する「私立大学経常費補助金」と、研究設備のうち対象となった設備購入に対する「研究設備整備費補助金」とであります。地方公共団体補助金は神奈川県および横浜市からの補助金であります。これらの補助金は毎年増加しておりますが、48年度は経常費補助金の交付打切りにより減少したものであります。

人件費支出は昭和45年度から教職員の定年制の実施に踏み切り、人的構成の若返りをはかるとともに人件費の膨張を防ぎ、その他の人件費についても抑制に努めましたが毎年の物価上昇のもとでは人件費の増大を余儀なくされたもので、41年度を100として48年度の指数は262になっております。経常費支出は指数100から161に年々増加しております。

以上のように推移して昭和48年度末には消費支出超過額

(赤字)は4億6千97万円となり、昭和49年度末においては9億8千万円をこえる見込みであります。

【財政の現状】

昭和49年度予算は極力経費の節減と抑制につとめても、限られた財源では物価高騰により増大する諸経費をまかぬことができないので、大巾な赤字予算を組まざるを得ませんでしたが、予算成立後においても急騰を続ける物価上昇のあおりをうけて当初予算を大巾に修正のやむなきにいたり、赤字はさらに増大することになりました。

次の表(第3表)は本年度補正予算について資金収支予算および消費収支予算の概要をわかりやすいように表示したものであります。

本年度の資金不足額は借入金および前受金をもって一時補填することになりますが現在のきびしい金融事情では借入金による資金確保は非常な困難が予想されるところであります。借入金を予定どおり借入れた場合でも補助金等の収入が予算額を下回われば明年度学費の前受金を全額本年度中に消費してもなお資金不足を生ずることになる見込み

であります。

消費収支の赤字の増大は早急に解消することは不可能であります。何よりも日常の経費支弁に必要な支払資金が不足することは重大な財政危機に直面するものであります。

第3表の1 昭和49年度 資金収支補正予算概要 (単位千円)

収入の部		支出の部	
科 目	補正予算額	科 目	補正予算額
学生納付金収入	1,449,919	人 件 費 支 出	1,624,252
手 数 料 収 入	214,890	教 育 研 究 経 費	270,786
寄 付 金 収 入	82,000	管 理 経 費	68,655
補 助 金 収 入	213,970	借 入 金 利 息 支 出	45,888
資 産 運 用 収 入 資 産 売 却 収 入	20,470	借 入 金 (長 期) 返 済 支 出	60,751
事 業 収 入	8,300	施 設、設備関係支 出	111,992
雜 収 入	9,293	資 産 運 用 支 出	13,000
合 計	1,998,842	予 備 費	20,000
昭 和 49 年 度 資 金 不 足 額		合 計	2,215,324
前 年 度 (48 年 度) 資 金 不 足 額	216,482		
当 年 度 末 資 金 不 足 額 累 計	171,907		
	388,389		

第3表の2 昭和49年度 消費収支補正予算概要 (単位千円)

消費収入の部		消費支出の部	
科 目	補正予算額	科 目	補正予算額
学 生 納 付 金	1,449,919	人 件 費	1,842,360
手 数 料	214,890	教 育 研 究 経 費	379,486
寄 付 金	83,300	管 理 経 費	75,123
補 助 金	213,970	借 入 金 利 息	45,888
資 産 運 用 収 入 資 産 売 却 差 額	20,270	資 産 処 分 差 額	849
事 業 収 入	8,300	予 備 費	10,000
雜 収 入	9,293		
基 本 金 組 入 額 (△)	△172,993		
合 計	1,826,949	合 計	2,353,706
本 年 度 消 費 支 出 超 過 額 (赤 字)	526,757		
前 年 度 繰 越 消 費 支 出 超 過 額 (赤 字)	460,970		
消 費 支 出 超 過 額 累 計 (累 積 赤 字)	987,727		

【学校法人会計基準について】

現在すべての学校法人は学校法人会計基準に基づいて会計処理を行ない、計算書類を作成することが義務づけられております。この会計基準により収支計算は「資金収支」

と「消費収支」の二本立てになっております。

「資金収支」はその年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容ならびに年度中におけるすべての支払資金の収支のてん末を明らかにするものであります。資金収支計算は学校法人の1年間の活動の全体を資金の動きでとらえるものでありますが、資金収支の中には借入金、前受金、預り金、未払金等が含まれているので、資金収支の均衡がとれても財政の健全性、安定性を明らかにすることはできません。そこで会計基準では、財政状態を明らかにするため消費収支計算の制度を設けたものであります。

「消費収支」は、その年度の消費収入および消費支出の内容と、その均衡の状態を明らかにするものであります。

用語解説

支払資金……現金およびいつでも引き出せる預貯金

帰属収入……学校法人の負債とならない収入（総収入から借入金、前受金、預り金等の負債性の収入を除いたもの）であります。

消費収入……帰属収入から基本金組入額を控除したものです。

消費支出……当該年度において消費する資産の取得価額および当該年度における用役の対価（いわゆる費用となる支出）

消費する資産とは、当年度の消耗品等のほか建物、機器備品等の当年度減価償却額を含みます。用役の対価とは人件費、旅費交通費その他用役の対価として支払うもののほか、当年度の退職給与引当金繰入額を含むものであります。

基本金組入額……会計基準では「学校法人がその諸活動の計画にもとづき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき金額……」と定めておりますが、簡単に申しますと当該年度の資本的支出で、たとえば本学においては現在のところ「施設、設備関係支出」および「長期借入金返済支出」の

金額がおおむね「基本金組入額」に相当するものであります。

消費収支と資金収支の相違点は次のとおりであります。すべての資金収入が資金収支の収入になるのに対し、消費収入では負債性の収入を除外した帰属収入から、さらに基本金組入額を控除したものです。

現物寄付は資金収入になりませんが、消費収入に計上するものであります。資産売却収入は、その全額が資金収入となるのに対し、消費収支では売却価額がその資産の帳簿価額を上回った差額を消費収入に計上（資産売却差額として）し、下回った場合、消費支出としてその差額（資産処分差額）を計上するものであります。

人件費支出のうち退職金は実際支払った額を資金収支に計上するのに対し、消費収支では退職給与引当金繰入額を計上するものであります。

借入金返済、施設、設備関係支出は資金収支にのみ計上し、減価償却額は消費収支にのみ計上（消費支出の教研経

費、管理経費にそれぞれ計上）するものであります。

このようにして消費収入の額が消費支出の額をこえている場合は健全（黒字）で、反対の場合は不健全（赤字）ということになります。

第3表から第5表までの消費収支については、その内容はすべて基準にもとづいておりますが、様式をわかりやすくして表示したものであります。

会計基準による資金収支については当該年度の資金過不足を明らかにすることができます。そこで第3表から第5表までの資金収支は、会計基準の記載方法と異なりますが、当該年度における資金の状況を明らかにするとともに全般的にわかりやすく表示したものであります。会計基準と異なる内容は収入の部で借入金、前受金、預り金収入、前期末未収入金、貸付金回収収入等を除外し支出の部では短期借入金返済支出、前期末未払金支払支出、貸付金支払支出等を除外したものであります。

このようにして第3表から第5表までの資金収支は、収入と支出を比較し、その差額により当該年度における資金の

過不足を表わしたものであります。

【財政の見通し】

本年度財政が危機的状態のため明50年度は年度前半で資金繰りにおいてもまったく行きづまる見通しであります。

次の表(第4表)は現状のまま学費を改定しなかった場合の今後における資金収支、消費収支の見込みを表わしたものであります。

第4表 現行学費による資金収支 (借入金、前受金等を除く)
(単位千円)

科目 \ 年度	48	49	50	51	52	53
学生納付金	1,417,873	1,449,919	1,450,000	1,450,000	1,450,000	1,450,000
手数料	144,914	214,890	250,000	250,000	250,000	250,000
寄付金、資産運用資産売却	24,865	102,470	102,500	102,500	102,500	102,500
事業収入、雑収入	14,667	17,593	18,500	19,000	20,000	20,000
補助金	11,460	213,970	315,560	441,784	618,497	865,896
収入合計	1,613,779	1,998,842	2,136,560	2,263,284	2,440,997	2,688,396
人件費	1,281,434	1,624,252	1,866,677	2,120,844	2,382,929	2,676,222
教研経費、管理経費	264,110	349,441	480,062	588,074	705,689	846,827

負債償還	103,970	106,639	107,500	110,408	104,400	109,500
施設、設備、資産運用	136,172	134,992	292,147	321,361	369,565	425,000
支出合計	1,785,686	2,215,324	2,746,386	3,140,687	3,562,583	4,057,549
資金不足額	△171,907	△216,482	△609,826	△877,403	△1,121,586	△1,369,153
資金不足額累計	△171,907	△388,389	△998,215	△1,875,618	△2,997,204	△4,366,357

現行学費による消費収支 (単位千円)

科目 \ 年度	48	49	50	51	52	53
学生納付金	1,417,873	1,449,919	1,450,000	1,450,000	1,450,000	1,450,000
手数料	144,914	214,890	250,000	250,000	250,000	250,000
寄付金、資産運用資産売却差額	27,225	103,570	103,800	103,800	103,800	103,800
事業収入、雑収入	14,667	17,593	18,500	19,000	20,000	20,000
補助金	11,460	213,970	315,560	441,784	618,497	865,896
基本金組入額(△)	△197,106	△172,993	△332,921	△361,661	△401,379	△440,000
消費収入合計	1,419,033	1,826,949	1,804,939	1,902,923	2,040,918	2,249,696
人件費	1,378,318	1,842,360	1,998,434	2,247,017	2,532,830	2,843,963
教研経費、管理経費	379,801	464,609	594,712	703,574	821,589	962,827
支払利息、資産処分差額	34,998	46,737	48,026	51,609	57,714	76,500
消費支出合計	1,793,117	2,353,706	2,641,172	3,002,200	3,412,133	3,883,290
差額(△=赤字)	△374,084	△526,757	△836,233	△1,099,277	△1,371,215	△1,633,594
累積赤字	△460,970	△987,727	△1,823,960	△2,923,237	△4,294,452	△5,928,046

今回、昭和50年度新入生から学費改定を行なうことにより、どの程度まで資金不足を補填し財政の改善をはかることができるかについて次の表(第5表)は資金収支、消費収支の見込みを表わしたものであります。

第5表 改定学費による資金収支(借入金、前受金等を除く)
(単位千円)

科目	年度	48	49	50	51	52	53
学生納付金		1,417,873	1,449,919	1,761,290	1,999,810	2,233,930	2,481,190
手数料		144,914	214,890	250,000	250,000	250,000	250,000
寄付金、資産運用資産売却		24,865	102,470	102,500	102,500	102,500	102,500
事業収入、雑収入		14,667	17,593	18,500	19,000	20,000	20,000
補助金		11,460	213,970	315,560	441,784	618,497	865,896
収入合計		1,613,779	1,998,842	2,447,850	2,813,094	3,224,927	3,719,586
人件費		1,281,434	1,624,252	1,866,677	2,120,844	2,382,929	2,676,222
教研経費、管理経費		264,110	349,441	480,062	588,074	705,689	846,827
負債償還		103,970	106,639	107,500	110,408	104,400	109,500
施設、設備、資産運用		136,172	134,992	292,147	321,361	369,565	425,000
支出合計		1,785,686	2,215,324	2,746,386	3,140,687	3,562,583	4,057,549
資金不足額		△171,907	△216,482	△298,536	△327,593	△337,656	△337,963

資金不足額累計	△171,907	△388,389	△686,925	△1,014,518	△1,352,174	△1,690,137
---------	----------	----------	----------	------------	------------	------------

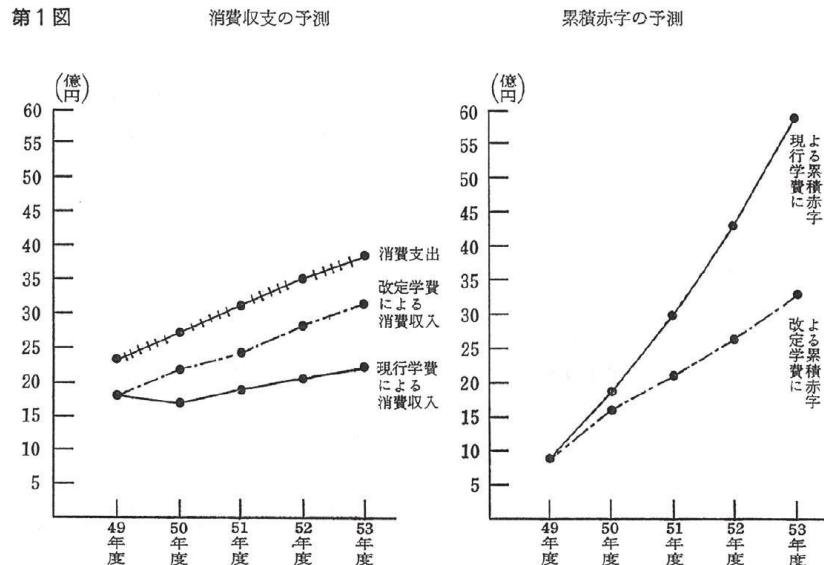
改定学費による消費収支 (単位千円)

科目 \ 年度	48	49	50	51	52	53
学生納付金	1,417,873	1,449,919	1,761,290	1,999,810	2,233,930	2,481,190
手数料	144,914	214,890	250,000	250,000	250,000	250,000
寄付金、資産運用資産売却差額	27,225	103,570	103,800	103,800	103,800	103,800
事業収入、雑収入	14,667	17,593	18,500	19,000	20,000	20,000
補助金	11,460	213,970	315,560	441,784	618,497	865,896
基本金組入額(△)	△197,106	△172,993	△332,921	△361,661	△401,379	△440,000
消費収入合計	1,419,033	1,826,949	2,116,229	2,452,733	2,824,848	3,280,886
人件費	1,378,318	1,842,360	1,998,434	2,247,017	2,532,830	2,843,963
教研経費、管理経費	379,801	464,609	594,712	703,574	821,589	962,827
支払利息、資産処分差額	34,998	46,737	48,026	51,609	57,714	76,500
消費支出合計	1,793,117	2,353,706	2,641,172	3,002,200	3,412,133	3,883,290
差額(△=赤字)	△374,084	△526,757	△524,943	△549,467	△587,285	△602,404
累積赤字	△460,970	△987,727	△1,512,670	△2,062,137	△2,649,422	△3,251,826

以上のように学費改定を行なうことにより、消費収支の赤字の増大を緩和し、資金不足の補填に役立つことはいうまでもありませんが、今回の学費改定をもってしても次の

図表が示すように依然として赤字は増加し、資金不足の状態が続く見通しであります。

第1図



このように本学財政の安定は前途ほど遠いものであります、学費改定によってのみ解決することはできませんので、国庫補助金の飛躍的な増額等を積極的に推し進める所存であります。

III 教育・研究条件の現状

【学生数と教員数】

学生数1万人以上の大学は、全国で36大学、10年前の2倍半に達しており、本学もその中に含まれております。昭和41年度以降の状況は第6表のとおりで、学生数については昼夜あわせて学部学生1万4千余名、短期大学部学生500余名、大学院学生を含む総学生数でも1万5千名程度の水準を保っております。41・42年度が少いのは、40年度に外国語学部が創設され、また工学部建築学科の増設がありましたが、完成年度に達していないためであります。

一方、専任教員数は、現在226名（助手を含む）で、41年度と較べると45名増となっております。専任教員1人当りの学生数は、昼夜あわせて68.5人、兼任教員を含むと28.4人となっております。このことは助手を含む専任教員数が国立大学の教員1人当りの学生数の8.4人には到底およばず、私立大学の平均31.6人に対しても大きな差があります。したがって教員の増員については少くとも毎年10数名の増員目標をたて、充実に努力する方針であります。（第7・第8表参照）

第6表 教員・学生数推移

年度	学生数	教員数		
		専任	兼任	計
41	12,064	181	192	373
42	13,402	193	228	421
43	14,537	200	261	461
44	15,019	191	277	468
45	14,855	206	287	493
46	14,731	214	300	514
47	14,881	211	309	520
48	15,122	221	308	529
49	15,470	226	318	544

第7表 教員1人当たり学生推移数

年度	専任教員	兼任教員を含む教員
41	66.7	32.3
42	69.4	31.8
43	72.7	31.5
44	78.6	32.1
45	72.1	30.1
46	68.8	28.7
47	70.5	28.6

48	68.4	28.6
49	68.5	28.4

第8表 専任教員1人当たり学生数【本学調査資料による】

神奈川大	A大	B大	C大	D大	E大	私立大平均	国立大平均
68.5人	60.5人	73.1人	37.3人	71.3人	44.6人	31.6人	8.4人

【授業状況】

マスプロ教育の弊害を除くため、本学は財政上の苦しさはあっても、学生数を一定の水準に抑え、クラス人員も減らし教育効果のあがるようにつとめてまいりましたが、未だ満足すべき水準にはほど遠い現状であります。

講義科目の58%が100人以下の授業となっており、ゼミナール、輪講はほとんど30—20人以下の少数で行なっております。500人以上の大教室授業は一部で8.2%、二部で0.5%ですが、教員と学生の交流を密にするためには教員の担当時間の大きな負担となります、あえて小クラス制

の授業を増加し、大教室授業はできる限り減らす方針をたてねばなりません（第9表参照）。

カリキュラムの変更により法文系の必修ゼミナールが選択制に変わったにもかかわらず、3・4年次学生の平均履修率は、一部で57%、二部18.0%を示しております。（工学部における卒業研究・輪講は必修）大学としては、さらにできる限り多数の学生がゼミナールを履修し教育効果をあげる方策を検討いたしたいと考えております（第10表参照）。

第9表 規模別授業状況 48年度

区分		50人以下	51人～100人	101人～200人	201人～300人	301人～500人	500人以上	合計
一部	科目数	181	463	332	65	72	99	1,212
	比率	15.0%	38.2%	27.3%	5.4%	5.9%	8.2%	100%
二部	科目数	154	138	67	25	8	2	394
	比率	39.1%	35.0%	17.0%	6.4%	2.0%	0.5%	100%
計	科目数	335	601	398	90	80	101	1,606
	比率	20.9%	37.4%	24.8%	5.6%	5.0%	6.3%	100%

【注】 ゼミナール、輪講を除く

第10表 学部別ゼミナール履修率 48年度

区分	一部			二部	
	法	経	外	法	経
履修率	62%	55%	54%	18%	19%
一ゼミ当たりの平均人数	15人	16人	6人	5人	4人

【図書館】

図書館は、自主的な学習活動に欠くことのできない役割を果たしております。

本学の図書館は、現在、蔵書数が22万冊、毎年2万冊の図書を購入してまいりましたが、図書予算の増額ができなかつたので、48年度は1万1千7百冊に減じております（第11表参照）。今後は図書の充実を期すとともに、閲覧室、書庫についても、その限度をこえているので施設、設備の改革に取り組みたいと思っております。

第11表

蔵書数推移

年度	購入冊数	蔵書数
41	20,064冊	101,517冊
42	23,170	124,637
43	15,246	139,862
44	19,620	159,480
45	18,303	177,783
46	14,964	192,747
47	15,773	208,456
48	11,771	220,124

【校地・校舎】

本学の校地は、現在282,242m²で、学生1人当りの校地面積は、23.30m²であり、国立大平均の72.82m²、私大平均の25.64m²にも達しておりません。

一方、校舎については昭和43年に大講堂が完成し、規模、内容とも大きく変貌しております。しかし、学生1人当りの校舎面積は5.98m²で国立大平均の19.88m²に遠く及ばず、私大平均の5.75m²の域を出ておりません（第12表参

照）。しかも建物竣工後15年を越えるもの7棟および、とくに3号館は、緊急に大改装工事を必要といたしております。

第12表 学生1人当りの校地・校舎面積【学校基本統計調査報告書による】

区分	神奈川大	国立大平均	私大平均
校地	23.30m ²	72.82m ²	25.64m ²
校舎	5.98	19.88	5.75

【サークル活動】

大学生活を有意義に送るためにには講義以外に学生相互間の旺盛な研究心や豊かな趣味をのばし身心を鍛える課外活動がきわめて大切であることは申すまでもありません。本学では現在、サークル数は134および、その他同好会、愛好会等を含めると優に200を越える状況であり、量的、質的にも条件整備を必要とする現状あります。

【奨学金制度】

本学では、昭和9年以来、給費生制度を設け給費生試験

合格者に一定金額を給付してまいりました。現在、給費生には年額15万円が給付されておりますが、昭和50年度以降入学者から、その増額を検討しております。

また給費生とは別に貸費奨学生制度を創設すべく準備をすすめております。

20 昭和53年度以降新入学生的学費改定について

(1977(昭和52)年12月)

昭和53年度以降新入学生的学費改定について

昭和52年12月

学校法人 神奈川大学

学費改定について

今日の私立大学は、困難な財政状態におかれていることは周知のとおりであります。特に本学は、前回(昭和50年度)の学費改定にもかかわらず財政逼迫の状態から脱することはできませんでした。さらに相次ぐ物価の上

昇により、人件費ならびに物件費が著しく増大し、その経費の支出に苦しんでいる現状であり、施設、設備の整備はもとより、老朽設備の更新さえできない状態であります。

本学は、全国私立大学の中で最も低廉な学費を維持してまいりましたが、大学としての機能を保つためにはやはり現在の低廉な学費を維持することは不可能となりました。

本学の財政危機を開拓し、教育・研究条件の水準を維持していくための方策について、慎重に検討を進めた結果、昭和53年度以降の新入学生的学費を別表のように改定せざるを得ないという結論に達しました。

(改定学費は在学生には適用されません。)

今回の学費改定は、これまでの学費が、長期にわたりきわめて低額であったために、値上げ幅は大きく見えますが、なお最低の値上げにおさえるように努力いたしました。

別表 昭和53年度新入学生改定学費一覧 (単位 円)

学部等区分 学費	大 学 院 法・ 経	大 学 院 工	学 部 法・経・外	学 部 工	短 大 第一部商
入 学 金	120,000	150,000	120,000	150,000	80,000
授 業 料	220,000	350,000	220,000	350,000	220,000
実 驗 実 習 料	(演習費) 10,000	30,000		30,000	
整 備 費 入 学 年 次	70,000	100,000	70,000	100,000	60,000
整 備 費 2年次 以 降	(40,000)	(50,000)	(40,000)	(50,000)	(40,000)
合 计	420,000	630,000	410,000	630,000	360,000
入学手続時 納 入 金	320,000	470,000	310,000	470,000	260,000

教育・研究条件を維持し、改善するためには、学生数を定員に近づけることが必要であります。これは教員組織の充実と相俟って、本学の重要な課題であります。

施設・設備の充実については、現在の図書館はすでに狭隘となり、図書の収蔵すら不可能な状態であるため、これに替るものとして、図書収藏能力の拡大、閲覧座席数の増加、開架閲覧制度等学生の利用しやすい近代的図書館の建設があり、また総合会館(仮称)の建設、研究室・実験研究室の整備、教育・研究図書の充実、老朽設備の更新整備、学生の厚生施設の拡充等を行わなければなりません。また、教育・研究経費の増額、教職員の待遇改善も必要であります。

学費改定により、本学財政の窮迫がどの程度改善できるかについては、図1～3に示したとおりであります。学費改定を行わないでこのまゝ推移すれば明53年度は、日常経費の支出にも支障をきたし、累積赤字は23億円になり、以降毎年増大し、昭和57年度末の累積赤字は103億円という驚くべき額に達し、本学財政が破局に追いこまれることは明らかであるといえましょう。今回学費改定を行っても収支の均衡を保つことができず、依然として赤字は累積しますが、その急激な増大を緩和することが

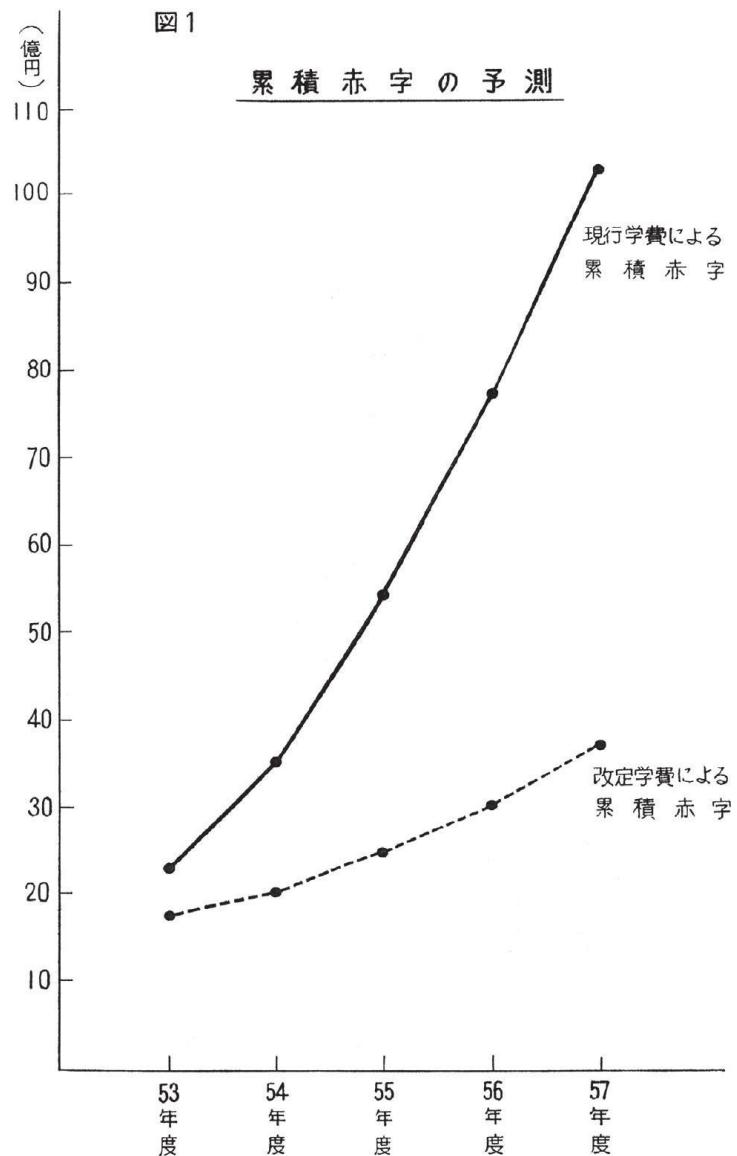
できます。

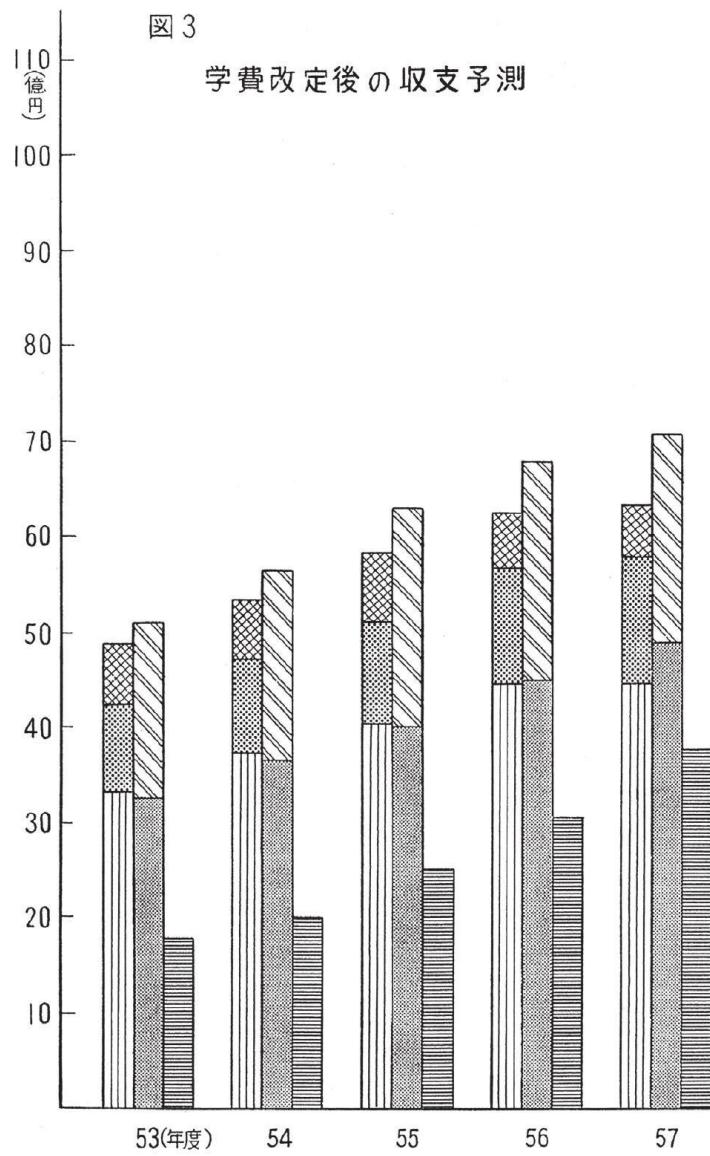
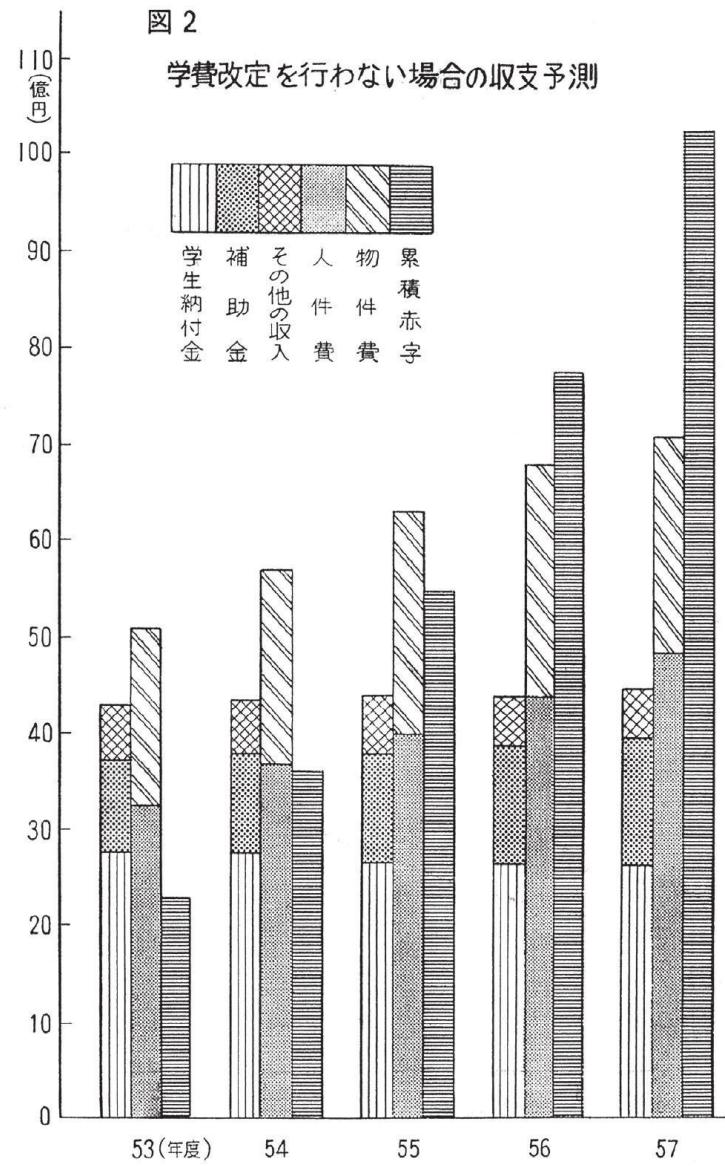
本学は、教育・研究条件の充実に留意してきましたが、見るべき成果をあげることができず、足踏みの状態が続いております。

今回の学費改定を契機として、かかる状態を改善し、教育・研究の充実に前向きに取り組みたいと考えております。

関係各位のご理解とご協力を切望いたします。

図1

累積赤字の予測



〔一九六七（昭和四十二）年〕

- 3 住所を変更した場合には、そのつど所定の書式による
変更届を学生課に提出しなければならない。
- 4 保証人に異動があつたとき、所定の書式による変更届
を、また本人の改姓名があつたときは所定の書式に戸
籍抄本を添付して学生課に提出しなければならない。
- 1 入学時において学生証を交付する。学生は常時これを
所持し、書類の交付および願書を提出する場合または
教職員の請求があつたときには提示しなければならな
い。
- 2 学生証に付属する身分証明書は裏面に記載された注意
事項に従つてこれを取り扱わなければならぬ。
- 3 学生証を紛失したり盗難にあつた場合はすみやかに学
生課に届け出て再交付を受けなければならぬ。
- 二 累加記録その他身上書について
- 1 入学時においては累加記録に所要事項をもれなく記入
し、期日までに学生課に提出しなければならない。
- 2 身上その他の調査が行なわれる際には、そのつど正確
なる記述をすみやかに提出しなければならない。
- 三 授業料その他の納付金について
- 授業料その他の納付金は所定の期日までに必ず納入しな
ければならない。納付の終わつたときは、学生証に会計
課の検印を受けなければならない。納付金滞納者には証
明書等を発行しないことがある。なおこれに関連して学
則第四十六条が適用される。
- 四 服装について
- 詰めえり（紺または黒色）の学生服を標準服とし、所定の
ボタン・えり章・略章をつける。特別の事情のあるもの
には背広服着用を認めるが必ずネクタイを付けなければ
ならない。オーバー代用の場合以外はジャンパーのみの
登校、あるいはスエーティーのみの登校は禁止する。構内
におけるげた（サンダル、ぞうりを含む）ばきを禁止する。

夏季におけるワイシャツのみの登校はさしつかえないが、色彩の華美にわたらないものに限る。

女子学生の服装については具体的な定めはないが、学生らしい服装に整えるように留意し、所定の略章をつけなければならない。

本学における部章は法学部J、経済学部E、外国語学部L、工学部T、短期大学部Eである。

五 通達について

大学より学生への通達事項はすべて掲示による。学生部、教務部等の伝達事項はそれぞれ所定の掲示場に掲示する。

六 集会について

講堂その他屋内で集会を行なう場合にはあらかじめ所定の許可願を学生課に提出して学生部長の承認を受けなければならない。

集会願は開催日の一週間以前に提出することを原則とする。なお屋外集会は禁止する。

七 政治的活動について

学園の静穏を維持し、また学問教育の府としての大学本

来の使命を達成するため、学生は学内において外部勢力の導入その他の方法により政治的活動を行なつてはならない。このことは教育基本法の趣旨に沿うものであつて、むしろ学生の研究、自由の保障を実効的にするために欠くことのできないものである。

学生が学外において市民として政治的活動を行なう場合にもみだりに本学または本学内の団体名を用いるなど、本学に累を及ぼす行為をしてはならない。

八 施設、物品等の使用について

課外活動で大学の施設、物品等を使用する際には、そのサークルの責任者が所定の書式によつて願書を学生課経由総務課（グラウンドおよび体育施設を使用する場合は体育科を経由）に提出して、事務局長の承認を受けなければならない。使用許可を受けた者は、そのために生じた事故についてはいつさいの責に任じなければならない。

九 学生の掲示物について

学内における掲示物（ポスター、はり紙、垂れ幕、立看板等）は所定の掲示場または指定された場所に限る。所

- (1) 所定の場所に掲示する場合は左記手続きを経て行なわなければならぬ。
- (2) 所定の掲示場に掲示する場合は、現物を学生課に提出して承認を受けること。
- (3) 掲示物には必ず各所属団体等の責任者名を記入すること。
- (4) 掲示物の大きさは新聞紙一頁大とする。ただし声明書等特に必要と認められるときはその四倍大まで許可することがある。
- (5) 掲示期間は原則として一週間以内とし、期間の過ぎたものは必ず取りはずすこと。
- (6) 立看板はその学内で行なう講演会、集会、催物のみに使用を許可されるが、その場合はあらかじめ学生課の承認を受け、総務課備え付けのものを借用し、指定された場所で使用すること。
- (7) ビラや印刷物を配布しようとするときは現物を事前に学生課に届け出て承認を受けること。
- 特別の必要により所定の場所以外に掲示を行なう場合

は現物を学生課に提示して承認を受けた後、移動掲示板を総務課より借用し指定された場所で使用すること。

前項の手続きを経ないものおよび所定の場所以外の掲示物はいっさい禁止する。

十 防火・防犯について

学内の火災盗難等には不斷の注意を払い、積極的にその防止に努め非常の際には応急適切な処置を講ずるとともにすみやかに教職員に通報しなければならない。また紛失盗難の場合は所定の書式により学生課に届け出なければならない。

十一 遺失物について

学内で遺失物を拾得した場合は物品を遺失した場合にはすみやかに学生課に届け出て、その指示に従わなければならぬ。

十二 署名活動、物品販売、寄付の募集等について

- 1 本学学生を対象に物品、入場券、新聞、機関誌等を販売し、または署名活動、展示会、寄付の募集等を行な

う場合には必要事項を記入して願書を学生課に提出し

学生部長の承認を受けなければならない。また終了後は経理その他の結果をすみやかに報告しなければならない。

2

右実施に当たっては教育ならびに研究上必要な環境保持のため、左記事項を厳守しなければならない。

- (1) 指定された場所で実施すること。
- (2) 正規の手続きを経た所定の掲示物（立看板等）を使用すること。
- (3) 大声を張り上げたり、マイク等を使用するなど騒音を発しないこと。
- (4) 関係者は本学所定の服装をすること。
- (5) 許可証および学生証を必ず携帯すること。

十三 クラブ・研究部等の結成およびその学外団体への加入について

- 1 学内にクラブ研究部等を結成した場合は会（部）則および会（部）員名簿を添えて所定の書式により顧問または部長教授を通じて学生部長の承認を受けなければなら

ない。なお、解散の場合は届け出なければならない。

2 学外団体に加入する場合には、必要事項を記入して願書を学生部長に提出し、学長の承認を受けなければならない。

十四 合宿および行事について

学外において、各部会等が合宿を行なう場合およびその主催で対外試合、学外演奏会、施設慰問その他各種の催物を開催する場合には所定の書式により事前に学生課に届け出なければならない。また終了後にはその結果を報告しなければならない。

十五 学内懇談会について

大学当局者と学生が相互に理解を深めるために学園生活に関する諸問題につき、隨時懇談会を開催する。

十六 諸願届書について

願書および届書は、すべて学長あてとし、所定の書式により期日内に提出しなければならない。（提出先取扱要領その他は別に掲げる）

（神奈川大学『学生のしおり——昭和42年度——』、一九六七年）

22 原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止支援カンパ活動に対する公示*

(一九六八(昭和四十三)年1月11日)

公示

本学としては毅然たる態度で、一部学生の暴走に対しても不許可の方針である。

一般学生諸君は、冷静に事態を判断して、付和雷同せざず慎重に行動することを切望する。

昭和四十三年一月二十二日

学生部長

(神奈川大学所蔵『昭和四十三年度教授会議事録』、一九六八年)

学園の静穏を維持し、また学問教育の府として大学本来の使命を達成するため、学生は学内において外部勢力の導入その他 の方法により、政治的活動を行なつてはならない。このことは、教育基本法の趣旨にも沿つものであつて、むしろ学生の研究自由の保障を実効的にするために欠くことのできないものである。本学はこの基本的态度を堅持し、今日に至つてゐるとは周知の通りである。然るに一月二十二日三号館前において一部学生によつて行なわれた承認のない署名及び募金活動は、社会的に批判をあびてゐる佐世保事件の逮捕者及び負傷者への救援資金カンパであつて、明らかに一部全学連諸君の政治的行動でありこれは他の政治的団体をも学内に導入するにになり、自ら大学の自治を放棄するに等しい。これは学園本来の在り方でない

23 第23期学生自治会執行部「学生大会に臨んで」

(1968(昭和43)年1月29日)

“学生大会に臨んで”

S43.1.29.月.

第23期学生自治会執行部

22日の反帝学評の全学連支援カンパに始まった学内規程の問題は26日の学生大会で一応の結着を見るつも

りでしたが我々執行部の一貫した指導性の不足と一部の学友と議長、運営の不手際により解決を見る事が出来なかつた事に対して自治会は深くおわび致します。我々自治会は26日の学生大会で決議された6項目を尊重し、一日も早く、学園を学問の府にしなければならないと考えます。従つて最終的にこの問題を解決する為に今日ここに学生大会を開催した次第です。皆さんの慎重な討論をお願いしここに執行部の基本的態度を明らかにしたいと考えます。

学生の自治に対する干渉について、学生が社会に目を向け平和と民主主義の為に運動を行なうことはそれが政治につながるものであろうと認められねばならない。従つて学校当局が一方的に学生の政治活動を規制することは許されない。しかし大学の自治を内部から破壊するような活動は認めることができない。又学生が自らの勉学の為に行なう講演会、映画会等を許可制にすることは真理、探求の精神を阻外するものであり届け出制に変更を求めるものである。

◎22日の問題に対する自治会の見解

- 一、人道的立場から全学連支援カンパを当局は認めよ
- 一、写真の件に対して謝罪を要求する
- 一、学内規程に関しては話し合いに応じよ

◎26日の学生大会の決議を我々は執行する

- 一、学内規程の白紙撤回
- 一、今までの学生に対する干渉を謝罪せよ
- 一、新規程作成審議会を創立せよ
- 一、学内規程の為の話し合いに当局は今後も応じよ
- 一、新規程の出来るまで学内規程の適用を拒否する
- 一、新規程が出来るまで全学友は自治会の下に従う

以上6項目確認のもとに我々自治会は今日の学生大会に臨むものである。

冷静に判断しよう！

発言者の意見を良く聞こう！

24

『学内規程撤回闘争』前文*

(一九六八(昭和四十三)年三月十日)

前文

学内規程闘争は、白紙撤回を勝ちとり、さらに、米田学長辞任まで至っている。学内規程撤回、米田学長の辞任は、四十年來の本学における教育に対する否定として現わされたのではないだろうか。長い間の学長の独裁的大学運営は、「大学の自治は、教育上の見地より学生に与えるもの」どころか、大学の自治の否定でしかなかつたのだ。このことは、学生の思想調査、思想による差別行為、さらには学生に対するスパイ行為に端的にあらわれている。さらにこのことの本質を追求してみるなら本学は、教育とは名ばかりで、教育、学問の本来の道を逸脱した「神奈川大学人間製造工場」でしかなかつた。このことは、現代資本主義が、資本主義として生きのびるために、自らの言うなりになる人間を要求していることと考え合わせながら、さらにその資本主義延命として、米田学長が自民党代議士であつたこ

とでさらに明瞭となつて来る。学内規程の白紙撤回を追求していく過程には、我々が、意識いかんにかかわらず、前記の様な背景があつたのである。ただ運動過程においては、学生及び教授にとつては、米田学長が理事長を兼ね、事實上の独裁体制にあつたため、学内民主化の方向と転回していったのだ。この学内民主化とは、学生にとつても教授にとつても、米田学長の「教育上の見地から与えたもの」——大学の自治の否定を打破し、現実の自治を確立、獲得していくことであつたのだ。この意味において、民主化ということが、国大協の見解に現われているところの「大学の自治とは教授会の自治であり、学生がそれに従うもの」という反動的見解とは、全く異質のものであることを確認しなくてはならない。このことは、学内規程闘争が、学長の辞任までの過程が、学生、教授による有形、無形の連帯により進められたことにより証明されることは間違いないだろうか。さらにこのことが、一層鮮明になつて我々の前に現われたのは、「新学内規程の作成は、教授側対策委と学生代表の合意により効力を生じる」ということであつた。大学

の自治とは、何よりも権力から相対的の独立性をかちとつて
いくことでしかない。大学を取りまく情勢は、厳然として
反階級社会なのだ。我々の今後の、この闘争の方向は、我々
個々の思想が、ためされる段階に、突入しつつあるのだ。
一月二十六日、二十九日の延べ八千に及んだ、学生にとつ
て、この問題を解決することなくして、この闘争の最終的
解決はないのではなかろうか。

学内規程闘争に、いろいろの影響を投げかけた。佐世保、
羽田の学生の動向、さらに各大学の学費値上げ反対闘争の
意味が何だったのか、いま一度考えなくてはならない。
（神奈川大学新聞 学内規程闘争資料作成委員会
時一五分）

25 学生との団交の要旨

（一九六八（昭和四十三）年）

学生との団交の要旨（六月十一日午後三時～十二日午前四時）

- (一)理事会は寄付行為改正のための審議会を設置し教授会及び教職員組合を含めた構成とする。
- (二)旧寄付行為の民主的でなかつた点を指摘してその誤りを反省し、これを改正するために六月二十日までに審議会

一、平岡、□、□三氏の処分の件

- (一)次の内容をもつた理事会の自己批判を公示すること。
(イ)三氏処分に対する理事会の審議が長引いてその手続に必要な懲戒委員会付託の件などが未了であつたこと。
- (ロ)懲戒委員選出の期限が切れるのに對してその新らたな選出を怠つていたこと

(二)理事会は民主的な手段によつて六月二十日までに懲戒委員を選出すること

学生は選出された懲戒委員に対し拒否権をもつことに同意する。

(三)前項の期限については森川、片桐両理事が必ず責任をもつて実施する。

二、寄付行為の全面改正について

(一)理事会は寄付行為改正のための審議会を設置し教授会及び教職員組合を含めた構成とする。

(二)旧寄付行為の民主的でなかつた点を指摘してその誤りを反省し、これを改正するために六月二十日までに審議会

を設置することになったことについて公示すること。

(三)改正審議会は九月十五日までに改正案を作成して学生に提示するよう理事会は審議会に要請すること。

(四)審議会の作成した改正案に対しても学生は拒否権をもつ。

(五)理事会は最終的には十一月中にこれを承認して文部省に申請すること。

三、経理公開の件

(一)四二年度の学校法人神奈川大学の財産目録及び貸借対照表を六月十五日までに学生側に提示する。

(二)新建造物については今後学生側と話し合いをもつこと。

(三)現在までの土地、建物についての計画を明らかにすると同時に廃案としたものも提示すること。

また三号館以後の建物については、その内容を明らかにすること。

(四)今後、経理の面で学生から要望があつた場合は説明する。

四、学生側との団交の件

学生から団交（大衆団交）の要請があつたときは、理事会はこれに応ずること。

出席する理事は全権の委任をうけて臨むこと。

（神奈川大学所蔵『昭和四十三年度教授会議事録』、一九六八年）

26 片桐典徳「19時間の大衆団交に出席」

〔一九六八（昭和四十三）年〕

8 19時間の大衆団交に出席

大学紛争での貴重な体験

大学紛争が年々エスカレートしていた昭和四十三年六月、母校の神奈川大学で行われた「大衆団交」の場に、理事のひとりとして出席することになった。企業人の私にとっては、貴重な体験をしたことになる。

当時の日本は、「GNPで自由世界第二位」とか「経済大国」といった景気のいい言葉に象徴されるように、急速な経済成長を遂げ、この時代背景をバックに、多くの大学が学生数を大幅に増大させた。「マンモス大学」の是非が問われていたころもある。神大の学生数も、すでに一万人を突破していた。

高度経済成長にしても、大学組織の巨大化にしても、後ろを振り向く余裕もなく、「前へ、前へ」と、ひたすら突き進んできた結果である。その過程は、さまざまな亀裂や矛盾をはらみつつの前進、という側面があつたことは否めない。それらが、この期に及んで、大学紛争というかたちで一挙に噴出してきた、といえようか。また、六〇年安保のころから、学生の政治活動への参加も、折にふれ活発になつてきた。

こうした世情の中で、わが母校でも、四十二年一月、学生たちの「原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止・支援カンパ」活動に対し、学校側が「学内規程」によつて、その活動を制止したことに端を発し、学内紛争へと大きく広がつていつたのである。

私は、昭和九年に第四回生として卒業以来、同窓会の支部長や評議員を務め、私が学生だった当時は学長であられた米田吉盛先生（紛争時は理事長）が沿線にお住まいのこともあって、何かと学校との関係が続いていた。

紛争当時、七十歳近かつた米田先生は、病氣療養中の身でもあり、ご自身が創立し、私財を投じて育ててきた学校

の紛争のただ中にあつて、大層、心を痛めておられた。こうした中で、私は、米田先生から依頼されて、四十三年三月、理事に就任したのである。

ところがその三ヶ月後、ついに学生側は学内組織の民主化を掲げ、理事会に對して「大衆団交」を要求してきた。しかし、理事長の米田先生は病に臥（ふ）され、過酷な「団交」には、とても耐えられない。理事会で協議しても、団交の場に出る人がなかなか決まらず、『缶詰』の可能性もあるから、みな、しり込みの状態だった。

そこで、私は理事に就任したばかりだったが、
「それじゃ、私がやりましょう」

と、名乗り出た。希望あふれる若き日に学び舎（や）とした、母校の転換期である。それに、学生側に相応の主張があるならば、それをきちんと聞き、是正すべき点についてもここで話し合つておかないと、学校にとつても学生のためにも、よくない。わずかながらの恩返しもできると思ひ、理事歴の長い森川利雄氏に同席を願つて、学生たちの団交に応じることになった次第である。

大講堂に神大生千五百人

六月十一日午後三時、学生と理事会の団交が始まつた。

大講堂の一、二階を千五百人の学生が埋め尽くし、壇上には、学校側代表の森川氏と私が並んだ。が、なにぶんにも「一五〇〇対一」である。学生の質問に対し答弁すると、ただちに「ナンセンス!」「われわれは——」の声が飛び、場内は騒然とするばかりで、一向に話が進展しない。発言に次ぐ

発言で、ズラッと並んだ顔を見回すと、他の大学の学生や活動家の幹部がかなりおり、マイクを握つた彼らが他の学生を煽(あお)るため、開始直後から一気にエスカレートした。

私は、かつて労働組合の活動をしたり、役員として労働問題の解決に携わってきた経験があるから、こうした交渉の場には、かなり自信があつた。また、神大に限らず、当時の各大学の紛争状況も、よく把握している方だった。が、実際に臨んでみたところ、「学生パワーの強さ」を、改めて思い知らされた。労働組合は、自分たちの生活権を守るために交渉するが、授業料を納める立場の、いわば「出資家」のような学生たちは、

全く怖いもの知らずで、歩み寄りの意図がないのである。当初、

私は、「五～六時間も話し合えば、互いに参つてしまい、話がつくだろう」とタカをくくっていたが、絶対、まとまらなかつた。夜の十一時を過ぎると、学生は三分の一程度に減つたが、残つた学生は過激な者が多いから、事態は変わらない。ここにきて、私の方も、

——よし、一晩でも何でも、腰を据えてやつてやろう。
体力には自信がある——

と、ハラを決めた。しかし、学生の迫力はすごく、私が、「不正があるならば、キチンと洗い出して正しくしよう。

こう混乱したのでは、いつまでたつても收拾がつかない。こんな状態の大学は、私も魅力がない

と言うと、学生が「すべて不正だ!」と、マイクで叫ぶ。
何時間も空転が続く中で、私は、

——この事態を收拾し、正常化に向けて一歩一歩前進させることは、学生の要求を認め、理事会も総辞職するほかに道はない——
と、判断した。

そこで、翌午前四時十五分、ひとまず休会し、各理事と

協議の上で「学校経理の公開」「理事会総辞職の意向」など

を表明した。その後も、学生から相変わらず質問が続々、

終会は午前十時ごろ。延々、十九時間におよぶ団交だった。

結果的に、私は、この団交はすぐさまくじたとせ思

わなごし、学生側にも不満は多かつたと感へ。しかし、「理事会総辞職」を決断した」とにより、まずは大きな混乱は防げた、と考えてごる。

ハハして、私は、わずか数カ月で理事を辞したが、その後、寄宿舎占拠問題で警官隊が導入され、後々まで禍根を

残したのは、残念ないいだつた。やはり、この辺の歴史「お詫」を基本に、解決への道を探る努力がほしう、と感へ。

理事会総辞職後、しばらくは学校とのつながりは途絶えたが、昭和五十年に、古く回収生を中心、「後援会」組織が発足し、私は会長に推挙されたり、「経済人の会」の代表幹事を務めるなど、再び縁ができた。後援会は、「金は出すが口は出れない」を基本姿勢に、浄財はそれらに出して、大学の正常な教育活動に役立てていただければ……」感へてゐる。

(片桐典徳『平凡なる疾走』神奈川新聞社、一九八五年)

27 学内規程原案作成の基本方針について*

(1968(昭和43)年9月18日)

(二) 学内規程について

学内規程の作成については、これまでの学生との話し合いに従がい、協議会委員全員と学生代表23名によって毎週木曜日午後6時から審議会を開くことになった旨報告があった。

続いて学内規程原案作成の基本方針について審議することとなり、

(一)、学園の民主化に沿い、教育・研究の自由と人間形成の場を保障するために学内規程は最小限の規則とする。

(二)、大学は民主的な自治の原則に立って学生のすべての自主的活動を認める。

(三)、学生は自らがその重要構成員である大学の自治を守るため、自由と責任の均衡を保ち、自主的な規則を重んずる。

(四)、学生の自主的活動に関する協議を必要とする場合の

ために、大学と学生との間に二者協議会を設ける。

以上の学内規程四原則が提案され、審議の結果この方針を承認

(神奈川大学所蔵『昭和四十三年度教授会議事録』、1968年)

28 神奈川大学再建案

(一九六八(昭和四十三)年十一月一~十二日)

- 神奈川大学再建案(昭和四十三年十一月一~十二日教授会決定)
- 本学再建に関する審議事項はきわめて広範囲に及ぶものであり、これを現在の教授会運営によつて審議処理する」とは、ほとんど不可能である。また、過般の教授会統一見解の本旨からも再建方策については全学的審議に委ねる」とを不可避としている。
 - よつて教授会は次の再建方策を提案する。
 - △第一段階
 - (一)再建の方策を促進するために全学再建協議会を設ける。
 - この協議会については第一段階で規定する。
 - (二)全再協は左記事項を審議する。
 - (三)全再協は左記事項を審議する。

- (イ) 学生参加を含む大学新機構
- (ロ) 寄附行為改正
- (ハ) 学長選挙規約
- (二) 四十四年度予算編成上における学生要望事項
- (四) 全再協の決議は理事会及び学長は必ずこれを実行しなければならない。
- (五) 教授会は当面主として左の事項を審議する。
- (イ) 学部教授会規程
- (ロ) 全体教授会規程
- (ハ) 教員資格審査規定（人事委員会を含む）
- (二) 四十四年度教学予算方針
- (ホ) 四十四年度カリキュラム方針
- (ト) カリキュラム基本問題
- (チ) 定年制問題
- (リ) 研究所問題
- (ヌ) 大学院問題
- (ル) その他必要と認める事項
- (六) 全再協は新大学機構の確立によつて解散する。
- (七) 暫定理事会の業務は左の通りとする。
- (イ) 四十四年度予算編成
- (ロ) 財審との協力による經理公開処理
- (ハ) 就業規則の改正
- (二) 紹与体系の確立
- (ホ) 事務機構の再編
- (ヘ) その他必要な事項
- △第三段階
- (一) 学長選挙実施
- (二) 寄附行為改正申請を経て評議員、理事選出
- (三) 学生参加機構を含む大学機構の正常活動
(神奈川大学所蔵『(昭和43年度会議等資料綴)』、一九六八年)

全学再建協議会設置案

(一九六八(昭和四十三)年十一月二十七日)

全学再建協議会設置案(昭和四十三年十一月二十七日教授会決定)

本学の再建については、全学的な基盤に立って、審議決定しなければならない幾多の重要な事項がある。この目的を達成するためには従来の一方的な指導・規制の方式を改め、

大学のすべての構成単位より成る全学的な協議会を組織し

大学人すべての意思の結集によつて推進してゆくことが急務だと考えられる。よつて教授会はここに全学再建協議会

による再建方策案を決定したものであり学生各位もその趣旨を理解してこれに参加することを切望する。

(一)全学再建協議会(以下全再協)の構成は理事、学部長、

全学教授会代表、教職組代表、助手技術員代表、職員代表および学生代表とする。夫々の定数は合議によつて定

めるが全体として三〇～四〇名の規模とする。学生部長、

教務部長は必要により協議に加わることができる。

(二)全再協は左記事項を審議する。

(イ)学生参加を含む大学新機構

(ロ)寄附行為改正

(ハ)学長選挙規程

(二)四十四年度予算編成上における学生要望事項

(ホ)その他必要と認める事項

(三)全再協では各代表間の意見の調整を行ない理事会および

学長(代行)はその審議の結果を尊重して原案を作成し

それを全学集会にかけて決定する。

(四)全再協は新大学機構の確立によつて解散する。

(五)以上の全再協の審議事項が全学集会にかけて決定された時次の段階に移る。

(イ)学長選挙の実施

(ロ)寄附行為改正申請を経て評議員理事選出

(ハ)学生参加機構を含む大学機構の正常活動

参考

一、教授会は当面主として左の事項を審議する。

- (イ) 学生参加を含む大学新機構
- (ロ) 学長選挙規程
- (ハ) 学部教授会規程
- (二) 全体教授会規程
- (ホ) 教員資格審査規定（人事委員会を含む）
- (ヘ) 四十四年度教学予算方針
- (ト) 四十四年度カリキュラム方針
- (チ) カリキュラム基本問題
- (リ) ゼミナール基本問題
- (ヌ) 定年制問題
- (ル) 研究所問題
- (オ) 大学院問題
- (ワ) その他必要と認める事項
- 二、暫定理事会の業務は左の通りとする。
 - (イ) 寄附行為改正（学長選挙規程を含む）
 - (ロ) 四十四年度予算編成
 - (ハ) 財審との協力による経理公開処理

30 カリキュラム問題等に対する公示*

（一九六九（昭和四十四）年二月八日）

公示

教授会は学生自治会からの二月一日付要求書に対し左の通り回答する。

一、カリキュラムの問題について

大学は現代社会を批判的にとらえ、創造的能力を生かして社会の将来についての指針を与えるべき任務を負うものである。

この観点にたつかぎり、大学における学問は、既成の「真理」を覚える学問にとどまるべきではなく、これを疑い、

- (イ) 就業規則の改正
- (ホ) 給与体系の確立
- (ヘ) 事務機構の再編
- (ト) その他必要な事項

これに挑戦する学問でもなければならない。すなわち、大學が教育を通じてつくりだすべき人間像は、主体的に思考し判断し、また批判し、行動しうる人間像であるということになる。

したがつて技術についての教育は、この観点から正当に位置づけられるべきであろう。また学生が主体的に自己形成をなすための手段としうるようなカリキュラムが用意されているのでなければならない。今回の新カリキュラムにおいて必要単位数を最小限にとどめ、選択原理を大巾に導入したことの意義はこゝにある。

とはいへ、大學が一定の資格を与える既存の大学体制に組みこまれているものである以上、そこには、単位制や学士称号等々における制度的限界があることはやむを得ない。

以上の諸点について旧カリキュラムをみると、多くの欠陥を有していたことは否めない事実である。また今回の新カリキュラムについても、以上の基本視点についての検討が、どの程度深められていたかに疑問がある。その意味で多々論すべき点が残されており、今回のカリキュラムは、

さらに教員、学生の相互批判を通して、改訂する必要がある。

改めてこの新たな基本の方針を確認し、すでに編成されつゝある各カリキュラムについても更に検討を加え改善する。

一、教員人事に関する学生の介入要求について

教授会は学生の教員「人事権」介入について重ねて「二月四日回答」に検討を加えた結果、教員人事に学生が介入することを基本的に承認することに決定した。

すでに過般の処分権問題についての教授会見解において明示したとおり、大学の自治は教授会の自治と学生の自治の両者によつて構成される。これらの各主体は、自治体としての大学を構成するものであるから相互信頼と相互批判の原則に基いて行動しなければならない。もしこの原則が守られないと、大学の自治は危機に曝される結果になる。カリキュラム及び教員人事に関しても以上の見地が基本的に貫かれることが必要である。

教授会と学生とは教学の面において基本的に関連をもつてゐるが、その場合、両者いづれも学ぶものとして共通の道を歩むものであるが、教授会が、学びつゝ教える側に

あり、学生は教えられつゝ、学ぶ側にたつ。しかし教授会は、教える側にたつものとして教学上の責務を負うべきものであり、したがつてカリキュラムを編成し、人的なうらづけをこれに与えるものとしての教員人事を推進する責務を負うのである。したがつて教授会は教員人事についても最終的に決定する責任と権利をもつものであるが、学生はこれに対しても要望し、批判し、拒否する固有の権利を有するとともにこれを公正に行使する義務を負う。

教授会は教員人事について決定する責務を負うものであるが、従来みられたような恣意的な人事の任用や昇任の決定は許されず、教授会自らの基本として人事権を乱用しない義務をもつてゐる。また、カリキュラムと教員人事との重大な相関関係の観点から教授会は現在の人事の様態については深く自ら反省を必要とするものがあり、本学の目指す新たな人間像形成の教育研究の実現を期して、直ちにそのための自主的内部規制にとり組むことを約束する。

教授会と学生が、それぞれの権利を公正に行使するためには、それぞれが当然必要な義務を負うのは当然であり、こ

の点についてわれわれは、十分な配慮をしなければならない。教員人事にたいする学生の権利の具体的制度化については、この相互の義務を前提条件として、最も公正な制度を確立するために、教授会は積極的に学生と話し合う用意がある。

一・東大問題について

東大斗争の意義は、従来の大学のあり方に根本的な批判を加えたことにあると考へる。この点でわれわれは、東大闘争の意義を高く評価する。

しかし、全共斗を支持する声明や加藤代行を批判する声明を出すことは、一定の政治的見解を表明することになるからこれについての教授会の統一見解を出す事はできない。

昭和四十四年二月八日

神奈川大学教授会

(神奈川大学所蔵『(外国語学部教授会昭和43.11～45.5)』、

一九六八～一九七〇年)

(一九六九(昭和四十四)年二月十二日)

して卒業に必要な単位のなかに含める。

履修の方法としては次の三項のいずれもが可能である。

(イ)ひとつの中間試験を一年間継続履修する。

(ロ)三、四年次のいずれかにおいて一年間履修する。

新カリキュラムの基本方針 44・2・12 神奈川大学

◎ゼミナール制度について(法学部・経済学部・外国語学部)

- ①ゼミナールは昭和四十四年度新三年次より選択制にする。
- ②ゼミ加入希望の者はなるべく全員希望のゼミに加入できるようにする。

修する。

④ゼミナールに関し従来の必須制を廃止したので、これに伴い卒業に必要不可欠な要素としての卒業論文は廃止される。

この原則は尊重されるが最終的決定は担当教授の選考方針によつてなされる。なるべくひとつのゼミの参加者が二十名ないし二十五名のわく内にとどまることがゼミの効果の上からのぞましい。学生はゼミを第二志望までに同時に申込むことができる。

ただし、ゼミナール履修者には研究論文あるいはそれに準ずるものと課する。

⑤法学部、経済学部、外国語学部の学生は、これら三学部開講ゼミのいずれかひとつを選択することができる。

◎一二四単位の決定について

原則としてゼミは五名以上の場合をもつて成立する。ただし初めから参加者が極めてすくないことが想定される特定のゼミに関しては五名以下の参加者でも成立する場合があり得る。

③ゼミナール履修単位は三年次二単位、四年次二単位と

現行のカリキュラムは必須科目を重点とし既成の知識あるいは実務の詰め込み主義に墮していたことから新カリキュラムの編成に際しては選択原理の大幅な導入と教員の自覚を促す内部規制により新しい大学像を新カリキュラム

の編成のなかに一歩でも前進的に求めようとしている。この趣旨は二月八日に発表した教授会の統一見解にあきらかにした通りである。

そこで、それぞれの学問領域に固有な体系から学生がぜひ取得すべき必要な単位数を抑え、他方、自主的選択を尊重して従来必須科目の指定を受けていた多数の専門科目を選択科目とし、その結果おこる専門科目相互間の競合によつて専門科目の質的向上をはかり、すくない単位数のなかで従来以上に充実した教育が行なわれるよう配慮した。このようにして、法・経・外の三学部においては卒業に必要な最低単位数は二四単位、工学部ではこれを若干上廻ることになった。

◎一般教育科目について

- ①従来一、二年次に配当されていたがこれを原則として在学中に履修できるようにした。
- ②従来の一般教育科目について、従来は学部ごとに担当者がそれぞれ定められていたのをやめ同一科目について可能な限り複数の担当者による競合のコースを設置し、学生は自主的にこれら複数のコースのいずれかひ

とつを選択する。このように同一科目内競合の原則を導入することにより従来の一般教育科目の内容の質的向上をはかる。

③一般教育科目に関しては、従来見られたような必須科目の設定は一切行なわない。

④従来の一般教育科目三系列（人文科学系列、社会科学系列、自然科学系列）のそれぞれは科目数が限定されていて学生による科目の自主的選択の幅がひろくないうらみがあつた。そこで、それぞれの系列について適当とおもわれるいくつかの科目を新設し、学生による選択の幅を大きくした。このことは同時に科目ごとの競合をより大とする効果を有すると考えられる。

一般教育科目一覧表(案)

○印のついたものは新設科目である。
単位は各4単位である。

人文科学系列	哲学 倫理学 論理学 心理学 宗教学 欧米文学論	日本文学論 芸術論(I・II) 世界史 日本史 ○比較思想論
社会科学系列	法学(含憲法) 政治学 社会学 経済学	○文化人類学 ○人文地理学 ○社会科学論 ○現代社会思想論
自然科学系列	数学 物理学 化学 生物学 統計学	○自然人類学 ○技術論 ○自然科学論

の運営に関する臨時措置法案」をまとめ、大学問題を政治的介入によつて処理しようとしている。このような介入は、大学存立の根拠を根底からくつがえすものであり、大学の存在を否定するものといわざるをえない。

(神奈川大学所蔵『外国語学部教授会昭和43.11～45.5』)、
（一九六八～一九七〇年）

大学の理念という点からすれば、つねに大学は「批判の府」として、国家権力その他の干渉や支配を排して、社会の諸矛盾を批判的に検証しうる学問の自由を確保しなければならない。そして大学はその課題を達成し社会的責任を果してゆくために、構成員相互のきびしい相互批判のうえになりたつ自治を必要としている。今日の大学問題の根源的要因は、かかる意味での大学自治の形骸化、換言すれば、大学の体制への従属化にあると考えられる。われわれは、すでに昨年以来の学内問題の処理にあたつて、学生を大学自治を担う主体として位置づけ、大学問題を管理・運営の問題としてのみではなく、あるべき大学像の構築を期して問題の自主的解決にあたつてきた。

しかるに今次の法案は臨時大学問題審議会の設置、文部大臣の指示権、学長権限の強化、恣意的な「紛争」指定に

声明

政府は中央教育審議会による答申の線に沿い急速「大学

32 「大学の運営に関する臨時措置法」反対声明*

(一九六九(昭和四十四)年五月二十八日)

よる休校・廃校措置および学生に対する育英資金の停止処

分などをもつて、いののような大学改革の方向に対処しその

抑圧を意図したものと断定せざるをえない。

われわれは大学問題の解決は画一的法制によつては果れ
れなことを確認するにむし、教育をイデオロギー支配
の道具としました思想統制の手段として考える政府・自民党

に對して強く反省を求めるものである。まことに、紛争処理
ところ世論操作のゆゑで、大学に対する治安維持的法案を、
七〇年安保問題を前に控えて提出したりとにわれわれは重
大な関心を寄せざるをえな。

われわれは、以上の立場から今次法案に對して強く抗議
の意志を表明するのである。

昭和四十四年五月二十八日

神奈川大学教授会
(神奈川大学所蔵『昭和43年度～昭和45年度教授会議事録』、
一九六八～一九七〇年)

ここに発表する「統一見解」ならびに「経過報告」は、7月
9日(水)の教授会において最終的に決定をみたものである。
6月25日(水)の本館ならびに三号館封鎖という、異常な
事態に對処して、教授会は、この決定にいたるまでちょう
ど二週間、連日のように教授会を開き、そこでは多様な意
見が開陳された。「統一見解」はこの討論の過程を経て、教
授会の意志を固めたものである。

この文書の発表が神奈川大学を構成する、学生・職員・
教員にとって、この事態をみずからの問題とし、現代の大
学はいかにあるべきかという根源的な課題へ迫る契機とな
ることを期待する。そして改めて封鎖中の全共闘の学生に
対して自主解除を求めてやまないものである。

33 本館および三号館封鎖に関する統一見解と経過報告

(1969(昭和44)年7月9日)

本館および三号館封鎖に関する統一見解と経過報告

神奈川大学教授会

まえがき

ここに発表する「統一見解」ならびに「経過報告」は、7月
9日(水)の教授会において最終的に決定をみたものである。

6月25日(水)の本館ならびに三号館封鎖という、異常な

事態に對処して、教授会は、この決定にいたるまでちょう

ど二週間、連日のように教授会を開き、そこでは多様な意
見が開陳された。「統一見解」はこの討論の過程を経て、教
授会の意志を固めたものである。

この文書の発表が神奈川大学を構成する、学生・職員・
教員にとって、この事態をみずからの問題とし、現代の大
学はいかにあるべきかという根源的な課題へ迫る契機とな
ることを期待する。そして改めて封鎖中の全共闘の学生に
対して自主解除を求めてやまないものである。

本館および三号館封鎖に関する統一見解

教授会は、すでに「公示」(44.6.25)において、今回の本館等封鎖に関連する一連の事態についての見解をあきらかにしたが、以下において、これをさらに敷衍し、本館等封鎖の不当性の根拠をより詳細にわたって示し、神奈川大学全学共闘会議(全共闘)ならびに自治会執行部の猛省をうながしたい。

1.【責任の所在】 教授会は、無期限ストに関する学生大会決議の具体的な内容(付帯決議事項等)についての詳細な情報を入手していないが、無期限ストについての学生大会決議がただちに本館等封鎖と同義であるかどうかには疑問の余地がある。立看板等によれば、封鎖の主体は全共闘であるとされているが、実際には、自治会執行部委員と全共闘メンバーとの間には重複があり、自治会執行部はこの点を巧みに使いわけつつ、責任を免れようとしている。

むろん今回の封鎖およびその結果に対する責任は、行為の主体である全共闘が負うべきである。全共闘は、ストライキの決議は封鎖決議と同じであり、したがって、本館お

よび三号館封鎖は学生大会の決議に基づくとして封鎖の正当性を主張している。学生大会の決議であるストライキの戦術について責任をもつべき自治会執行部が、全共闘とまったく同じく、スト決議は封鎖決議を含むものであるという見解をもち、かつ全共闘と人的重複をしているとすれば、今回の封鎖に対して自治会執行部は同じく行為の主体としての責任を負わなければならない。もし、自治会執行部が、ストライキの決議は封鎖の決議を含むものではないという見解をもち、その上で全共闘の主張と行為を黙認ないし奨励しているとすれば、きわめて無責任な態度といわざるをえない。その無責任な態度は、今回の封鎖に関する自治会執行部の見解を今もって公式に表明していないことにも表われている。以上の点からみて今回の封鎖に対しては、自治会執行部もまたその責任を免れるものではない。

2.【討論の不在】 教授会は、今回の封鎖が、教授会等全学諸組織との十分な討論をへて行なわれたものでなく、いわば問答無用の形で行なわれたことを重視したい。当日(6.25)、教授会は、封鎖に対処するために、自治会執行委

員長を通じて全共闘代表を呼び、教授会代表がこれと面談し、封鎖の理由を聞き、その不当なることを説得した。その結果、教授会構成員が本館前に出て、封鎖の当不當につき公開の討論集会を1時40分より行なうことに意見の一致をみた。しかしこの約束は無視され、全共闘に属する学生は、1時50分ごろ本館に突入し、教授会の討論の要求に応ぜず、さらに3時40分ごろから三号館の封鎖に入ったのである。

教授会はこれまで、原則として、いかなる場合にも学生との討議を回避したことはない。しかるに今回の場合、封鎖の当不當につき、事前に本館前の広場で、全共闘と教授会の公開の討論を行なう約束がありながら、これを無視し、実力で本館突入・封鎖をはかったことは討論に代えるに実力行使をもってすることであり、大学にとってもっとも恥すべき行為である。封鎖についての積極的な主張を全学的に示すこともなく、自己の主張を物理的な力で押し通すことは、自らの理論的敗北を自認したものといわざるをえない。

のみならず、既成事実としての封鎖を前提とし、その物理力を誇示しつつ、これを背景として教授会と交渉をもと

うとするにいたっては、われわれはいるべき言葉を知らない。この点は、教授会に対する全共闘の姿勢として問題であるだけではない。全共闘および自治会執行部と全学生との間の問題としても重要である。全共闘および自治会執行部が封鎖という、本学においてはもっとも安易な手段に頼ることによって、全学生との連帯をたちきり、討論と論理的対決の場を否定したことは、責められなければならない。时限ストによっては、全学生的支援をえられなかつたから、封鎖というより激しい手段に訴える思考の筋道には、时限ストが何故に全学生の間での討論を生みえなかつたかについての反省が欠如している。教授会はこの点について、全共闘および自治会執行部の反省を強く求めたい。

3.【封鎖の理由】 全共闘が行なった本館等封鎖の理由については、必ずしも明確ではない。ただ封鎖当日(6.25)、二部学生集会における椋本学生自治会執行委員長の発言によれば、次の3点に要約しうる。

- ①学生主体の確立、その契機としての日常性の否定。
- ②大学立法に反対する象徴的な闘い。

③個別神奈川大学資本の事務機能の停止。

以下、このそれについて、批判を試みることにする。

4.【日常性の否定】 全共闘および自治会執行部は、「日常性の否定」という言葉をかなり多義的に用いているが、いかなる意味に解しても、今回の封鎖は、「日常性の否定」ではありえないし、またその契機にもなりえない。

大学立法反対のために全力をあげて闘うという全共闘および自治会執行部が、前二回の時限ストでは全学生の間での討論を生み出しえず、全学生を結集した反対運動を組織できなかったという点について十分に反省することなく、また大学立法反対にとって封鎖がどのような意味をもつかの議論を避けて、単純に封鎖という手段に訴えたことは、「日常性の否定」ではなく、日常性からの逃避にすぎない。封鎖という非日常的な状況に閉じこもることを、「日常性の否定」と称することこそ、もっとも安易な態度というべきである。

5.【大学立法反対】 本学における封鎖が大学立法に反対する闘いとして、いかなる意味をもちうるかについて、論じておきたい。今回の「大学の運営に関する臨時措置法案」

(大学立法)は単なる紛争解決を目途とするものではなく、むしろ大学紛争を世論操作の手段として利用しつつ、大学における研究・教育の批判的諸側面を抑圧することに真の意図があるものと考えられる。本学教授会はこの大学立法につき、反対の声明を発表し、文部省に抗議した。教授会声明は次のように述べている。

「われわれは、すでに昨年以来の学内問題の処理にあたって……大学問題を管理・運営の問題としてのみではなく、あるべき大学像の構築を期して問題の自主的解決にあたってきた。しかるに今次の法案は、大学臨時審議会の設置、文部大臣の指示権、学長権限の強化、恣意的な『紛争』指定による休校・廃校措置および学生に対する育英資金の停止処分などをもって、このような大学改革の方向に対処しその抑圧を意図したものと断定せざるをえない」(教授会声明44.5.28)

左にいうところの、あるべき大学像については、教授会の次のような考えが、すでに公表されている。「大学は、現代社会を批判的にとらえ、創造的能力を生かして社会の将来についての指針を与えるべき任務を負うものである。

この観点にたつかぎり、大学における学問は既成の『真理』を覚える学問にとどまるべきではなく、これを疑い、これに挑戦する学問でもなければならぬ。すなわち、大学が教育を通じてつくりだすべき人間像は、主体的に思考し、判断し、また批判し、行動しうる人間像であるということになる」(学生自治会からの2月1日付要求書に対する教授会回答声明。カリキュラム問題に関して)米田体制批判、旧学生部の解体、経理公開、カリキュラムの全面的改正、教員人事に対する学生の介入権の公認、教員の公募制、機動隊介入反対声明等、過去一年有半の諸改革の総過程において示される本学教授会の姿勢は、おのずと、われわれが創造しようとしている大学の内容を示すものということができる。これは、旧来の特權的教授会自治を擁護する立場でないということを示している。

全共闘は封鎖(バリスト)は、大学立法反対のための闘争手段であると主張している。「我々の闘いは、まず、『大学立法を絶対に粉碎するまで闘うのだ』ということであり、その手段としてストがあり、バリストがある」(6.25全学共

闘会議・鶴田英雄によるビラ)という主張がそれである。

封鎖が現実の大学立法反対のためのもっとも有効な闘争手段であるというのであれば、当然、そこから生じてくるであろう効果を考えてのことであらねばならない。だが、今回の封鎖は、いかほどの効果をもちえたといふのか。

今回の本学における封鎖は、むしろ大学立法に反対する全学構成員の主体性の確立とその上に立つ運動の全面的展開を困難にしたものといわざるをえない。

以上のような理由で、全共闘の行なった封鎖は、大学立法反対のための手段として無意味なばかりか、教授会その他の大学構成員の反対運動を困難にし、かつ、われわれの目途とする真の意味での大学建設をはばむものといわざるをえない。教授会は全共闘および自治会執行部に反省を求め自己の行為の責任を大学の全構成員に示すことを求めるものである。

6.【個別神奈川大学資本の事務機能の停止=大学解体論】

前述の通り、封鎖による本学の日常業務の妨害・停止は、日常からの逃避であって「日常性の否定」とは無縁のものであ

る。むしろ、業務停止によっていわれのない犠牲を強いられている者が少なくない。日常性の逃避しかなしえない封鎖中の学生たちは、他者に対してこのような犠牲を強いる資格を論理的にも道義的にももたない。しかし、この点は全共闘の「個別資本粉碎、すなわち、「大学解体論」の問題である。

6月25日の全共闘のビラによると、「大学とは教育資本が、教育サービスを通して、学生をより優秀な労働力商品として育成してゆくものであり、換言すれば資本の要請にみあつた家畜（資本）のような人間を生みだすのである」また全共闘は、学問のすべてを資本家のためのものと速断し、「現体制を否定しなければ教育・研究は行なわれえない」（全共闘の立看板にみられる主張6.27）と主張する。この考え方をおしつめるなら、日々の授業そのものが資本家への隸属の道であり、したがって授業や卒業を放棄することを求め、ついには大学の解体を求めるに至る。全共闘はいう。「バリケードの意味は、それだけでなく、個々の学生を直接に『疎外された教育秩序』に縛りついている神大の個別資本に対決し、その資本の機能を停止することにより、一歩資

本の鉄鎖から解放するのである」（前出、全共闘ビラ、6.25）

だがここで、大学における学問・研究・教育が、現在の社会体制といかなる関わりをもつかについて、内容的に考えてみるのでなければならない。

すでに示した教授会声明にもある通り、大学における学問は、既成の『真理』を覚える学問にとどまるべきではなく、これを疑い、これらに挑戦する学問でもなければならない。学問のこうした性格は過去人類が、異なったいくつかの社会体制をこえて発展させ引き継いできた科学の本質からして不可避的に生じてくるものである。したがって科学の次の世代への発展的継承を任務とする大学は、既存の学問と現在の社会体制とからする一定の干渉・反撃・弾圧を招くことが当然に予想され、現存の社会とは当然に一定の緊張関係にある。

この、当然存在すべき緊張関係を失った学問は、すでに学問ではない。この緊張関係を前提とする限り、学問は、全共闘の主張するように、現代社会に対して無原則的に従属するわけのものではない。大学における学問の内容がそ

のようなものであるかぎり、大学における教育は、全共闘のいう、「家畜（資本）」をつくりだす機能を本質としてもつものではない。大学を卒業してゆく学生は、一定の内容の学問をおさめた、文化的・政治的・社会的存在としての人間であること、しかしこの人は資本制社会においては「労働力＝商品」として一面的に評価され規定されるえないということを、「神大全共闘」は一面的にしか抱えていない。現在の学問教育が資本制社会下において制約されているという事実から、学問教育それじたいまでも否定しようとしているのである。大学における教育課程が、その本来の機能として「全面的に発展した人間の生産」をねらいとするものであることが、ここで強調されねばならない。

このように考えてみると「大学＝教育工場」論が、いかに一面的な拡大解釈のうえにたつものかが明らかであろう。したがってそのうえにたつ「大学解体論」がいかに無意味なものかは、いうまでもない。

以上に述べたような姿勢をもちつつ、本学は眞の意味の大学として発展してゆくことに努力してきた。このような

方向が全構成員によって確認されている本学において「大学解体論」を主張することは、これまでの大学建設のためのいっさいの努力を否定するものといわねばならない。

7.【結語】 以上、全共闘が封鎖の理由として掲げるところを、その内容にたちいって検討した。結論はすでに明白である。今回の封鎖は、全く無意味であるというだけでなく、大学構成員の大学立法反対運動への参加を困難にし、われわれの志す大学建設を阻止するものである。無益にして有害な封鎖は、ただちに自主的に解除されねばならない。

今回の無期限ストについての意味づけも以上のところからおのずと明らかになろう。少くとも、今回の無期限スト（6.24決議）について、教授会は積極的な意義を見出すことができない。

教授会は、大学立法に反対するものとして、学生諸君と共通の目標をもつものである。同じ目標をもつがゆえにこそ、こうしたきびしい批判が重要な意味をもつ。われわれは、全共闘および自治会執行部の諸君の痛烈な自己批判とともに封鎖解除をここに求めつつ、全学生によるきびし

い討論がさらに展開されることを期待したい。

昭和44年7月9日

神奈川大学教授会

経過報告

本学教授会は、5月28日「大学の運営に関する臨時措置法案」(「大学立法」)に反対する声明を発表した。この法案が大学の自治に対する国家権力の介入であり、また、われわれが昨年1月以来築きあげてきた自主改革の道を阻むものであるから、これに対してわれわれの強い抗議の意思を表明した。これよりさき5月22日の学生大会に際して、情報収集を行なっていた私服の神奈川署警備課員が学生によって摘発され、機動隊が学内に侵入するという事件が起った。これに対し、教授会はこの侵入行為が大学の自治に対する侵害であるとして県警察本部、神奈川署に抗議した。この事態に対して学生は連日のごとく抗議の市街デモを行なった。それだけに大学立法に対しては、5月28日に本学でははじめての3日間ストライキを決議し、ついで6月

6日からは15日にいたる10日間のストライキに入った。

669

こののち、6月24日の学生大会において無期限ストライキが可決され、翌25日には突如本館および三号館が全学共闘会議(全共闘)によって封鎖された。無期限とは自治会執行委員長の説明によれば大学立法を廃案においてこむまでの意であり、一応8月4日までを目安とするものである。この大会の決議事項には封鎖は含まれていなかった。

25日朝9時すぎ、教授会代表は自治会執行委員長を呼び、かねて6月28日に開くよう申し入れのあった「大衆団交」((1)大学立法 (2)学生会館 (3)サークル活動費の援助)について打ちあわせをし、また、封鎖のうわさについての真偽を問い合わせ、封鎖の場合は事前予告の確約のあることをつげた。執行委員長からは大衆団交を、6月30日にのばすよう申し入れがあり、これに対し、教授会代表は大衆討議、公開の徹底をはかるため「大衆団交」の場を大講堂にすれば、これに応ずることを約束した。その後、本館封鎖の全共闘のスケジュールが立看板に公表されるにおよび、再度、執行委員長を呼び、その確認を期した。しかし委員長があらわ

れなかつたので、委員長の代理と称する者に下記の申し入れ書を手交し、あわせてこの会見を事前予告とみなし、以後書類移動などの自由をもつことを伝えた。

申し入れ書

学生大会による授業放棄(ストライキ)決議後の事態のもとで、教授会は機動隊が学内に入る口実を設けないよう十分の配慮をするが、学生自治会執行部もかかる不慮の事態がおこるような情況を極力抑え、大学立法に反対する全学の決意をこの時点において結集できるよう考慮されたい。

昭和44年6月25日

学長代行代理 長倉 保

学生自治会執行委員長 棚本幸春殿

当日正午より教授会をくりあげてひらき、封鎖にさきだって、教授会代表は理事長立会いのもとで自治会委員長および全共闘代表と会談して、いかなる理由で封鎖するかをといただし、教授会としては封鎖を認めるわけにいかな

いことを説得することにきめた。会談はしばらく続いたが、両者の主張は平行線をたどるのみであり、結局、本館玄関前において教授会全員と学生とが封鎖の当否について、公開の討論集会をひらく合意に達した。討論のため、教授たちは玄関前に出たが、討論集会の約束は無視され、校内のデモをくり返していた全共闘の学生集団は1時50分ごろ本館に突入した。教授会は約束した討論集会をもつべく努力したが、学生集団はこれをうけつけず、本館封鎖ののち、3時40分ごろ教授会の説得にもかかわらず三号館をも封鎖するにいたった。

教授会は大講堂会議室で再開され、この封鎖に対して下記の公示を出すことをとりいそぎ決定した。

公 示

本日、全共闘に属する学生が本館の封鎖をあえてし、本学の研究・教育機能は全面的に麻痺するにいたった。

教授会はかかる行動が大学の自治を根底から危くし、全学構成員の権利を侵害する行為であると断ぜざるを得ない。

また、教授会は、全共闘から封鎖の通告を受けたさい、その封鎖理由について本館前の広場で討論することを申し入れ、また全共闘もこれを受諾した。にもかかわらず、全共闘は、この討論を行なわず、本館封鎖を強行したことについてつよく抗議する。

およそ大学は暴力と相容れない場であり、手段を選ばず、自己の主張をつらぬこうとすることは、動機のいかんを問わず許さるべきことではない。これは本学の一年有余にわたる努力を水泡に帰せしめるだけでなく、まさに批判の府としての大学における自由をみずから踏みにじるものにはならないからである。

われわれはこの無謀な占拠に対しきびしい姿勢をもって抗議するとともに、速やかに本館占拠を自主的に解除することを要求する。

昭和44年6月25日

神奈川大学教授会

第二部（夜間部）は三号館封鎖のため、1時限は教室を他

に移して授業を行ない、2時限以後は二部学友会執行部の要請により大講堂において、無期限ストライキおよび封鎖に対する二部学生の態度を決定する学生集会にきりかえた。教授会代表は要請されてその場に出席し、公示に示されている教授会の基本的姿勢を説明した。全共闘の学生代表も要請されて、約20名が出席し、封鎖の理由を訴えた。集会は結論をうることなく、翌26日に改めて学生大会がもたれることになった。

26日午前11時より、11号館15番教室において教授会が開かれ、前日来の学内状況の報告、ならびに討議を行なった。午後になって、全共闘の代表者から、封鎖中の本館玄関前において「教授会弾劾」の集会を開くため、教授会全員の参加をもとめてきた。これに対して、教授会は全共闘が不当な封鎖を行なっている状況では、これに応じられないと回答した。しかし、かさねての学生側の申し入れに対し、教授会は封鎖解除を説得するため代表者間の接触の必要を認め、学生代表と会うことに同意した。しかし教授会代表と学生代表とが11号館・13番教室で折衝中、11番教室に待

機していた約100名が、その場に加わり、代表者間の話し合いが集会となった。

学生側は、次の論点に立って教授会の公示に反論し、その撤回を求めた。

(1) さきに学生大会でストライキが決議されたとき、ストライキは研究・教育の麻痺に通ずるものでありながら、教授会はこれを認め、いま封鎖の段階になって、にわかに研究・教育の麻痺を問題にするのは、「全学構成員の権利の侵害」といいながら、結局は教授の利益を墨守することにすぎない。

(2) 「動機のいかんを問わず」云々の字句は、大学立法に反対する学生の闘争を本質的に理解していないことの証拠である。

(3) 学生のストライキは教授会として「認める」「認めない」の問題ではないとして学生自治に不介入の立場をとりながら、封鎖に対しては抗議という形で介入してくることは、教授会の態度として一貫していない。これに対し、教授会代表は、公示の趣旨を次のように説

明した。

(1) ストライキは封鎖につながるものとする学生側の主張は、異なった次元のものを同次元にする点で誤りであり、封鎖による研究・教育の麻痺とは、大学の日常的業務の全面的停止をも意味しそれは大学立法が意図するところの大学像を否定する立場に立つわれわれ大学構成員の地道な努力の積み重ねを不可能にするものである。

(2) 「動機のいかんを問わず」の言葉は、学生運動に対する無理解から生じたものではなく、機動隊を絶対に導入しないと決意している本学の情況において、自己の主張を討論によらず物理的な力で押し通すことの不当性を指摘するために使ったものである。

(3) さきの3日間ストライキのとき、教授会は「分断工作をしない」という形で不介入の立場をとった。しかし、教授会自治と学生の自治とは、厳しい相互批判を通じて、それぞれの発展を遂げるべきものであり、それは形式的な介入・不介入の観点でとらえるべき

ものではない。

以上の討論を経た後も、公示に盛られた教授会の見解を不当とする学生の主張と、今回の封鎖を不当とする教授会代表の主張とは、平行線をたどり続けた。しかし、この討論によって、さきに行なわれずして終った学生との意見交換ができ、両者の立場の違いが明らかになった。教授会代表はこの事実をふまえ、教授会に戻って論議を深めることにして午後8時に集会を終えた。

翌27日教授会は封鎖についてさらに論議を深め意思の統一をはかった。

28日午前11時、教授会代表と理事会は自治会委員長と折衝をもった。このさい、委員長は30日午後1時より教授会との大衆団交について重ねて申し入れた。大学側は不当な封鎖の行なわれているもとでは団交に応じられないとの基本的態度を再度表明するとともに、封鎖の自主解除を要望した。

さらに大学側は次の諸点について委員長に申し入れた。

- (1)自治会と全共闘との関係について明らかにすること。
- (2)27日の教授会の決定により本館の電話を切ること。

(3)封鎖に対する公示が学生によってはがされたことは遺憾であること。

(4)前夜半大学周辺の道路上に封鎖中の学生が障害物をおき、自動車の通行をさまたげたことは機動隊を挑発するおそれのある行為であること。

これに対し、委員長は自治会と全共闘との関係について後日の回答を約し、公示の件については遺憾の意を表し、そして挑発の件については配慮すると答えた。

なお、理事会は、建物の管理責任者の立場から、封鎖による建物その他の被害に対する責任の所在を明らかにすること、現状の確認のために本館内に立ち入ることの2点を要求した。

この日の教授会では、前日の討論の内容を議長がまとめ、教授会はこれを確認し、経過報告と封鎖に対する基本見解をまとめ文書で発表することを決定した。

(神奈川大学所蔵『公文書綴1』(神奈川大学教職員組合)、
1954～1976年)

34 本館および三号館封鎖に対する学生あて訴え*

(1969(昭和44)年9月8日)

学生諸君に訴える

1. 福田実学長代行を中心とする教授会執行部による重ねての説得にもかかわらず、6月25日に神奈川大学全学共闘会議(全共闘)によって行なわれた本館および三号館封鎖は、今日なお解かれていません。

この封鎖の責任を痛感し、福田実学長代行を中心とする教授会執行部は、教授会に辞意を表明した結果、9月6日の教授会において、あらたに新執行部(学長代行 丹羽邦男)が選出された。われわれの基本的見解は教授会統一見解(44.7.9)のうえにたつものであり、その点では前執行部となんら異なるものでない。8月4日、「大学立法」の成立により局面が変化しているが、統一見解が示すように「大学立法」には、一貫して反対である。

2. われわれが、今日、とくに重視するのは無期限スト(6月24日学生大会決議)によって授業が不可能になっているこ

とである。

このことは本年2月の「大衆団交」において学生諸君と一応の合意に達した新カリキュラムの実施が不可能になったことを意味する。授業時間数がこれ以上不足すると、単位の認定が不可能となり、その結果、卒業の認定が不可能となるおそれがすでに生じてきた。卒業式を3月31日までに行なうための学年暦を具体的に示せばつきの通りであり、授業はおそらくとも9月13日に開講される必要がある。授業を行なうべき責務を負う教授会としては、この現状を憂えざるをえない。

3. 封鎖の結果生じてきた事務処理上の支障のうち重要なものは次の通りである。

- ①就職あっせんの書類が全部、本館内にあるところから、職業指導課の業務が停止し、卒業予定の四年生諸君に多大の迷惑が生じている。
- ②育英資金の書類が本館内にあるため、育英資金の申請が不可能となった。
- ③成績証明書、卒業証明書等が発行できず就職等に支障

が生じた。

④教育・研究助成金の支給をうけることが困難になり、本年度の教育・研究に多大の支障をきたすおそれがある。

⑤授業料の納入状況が極度に悪化し、財政的危機におちいるおそれが多くある。たとえば、九月分以降の教職員俸給の完全支給は困難になった。十月以降の財政的見通しは暗い。

⑥学籍簿が本館内にあるため、学生諸君の氏名、住所等がわからず、連絡がとれなくなった。

⑦第二部教務課も同時に封鎖されたため、二部の事務にも支障が生じた。

4.われわれ教授会執行部は、一日も早く授業を再開することを望むものであるが、しかし、この際に、学生諸君の合意をえずに、なしくずし的に授業に入ることは、できるかぎり避けたい。われわれは学生諸君の合意をえるよう、11日あるいはそれ以降、できる限り早く「大衆団交」等の機会をもちたい。また、封鎖中の全共闘に対しても、さらに説得をつづける。

学生諸君のあいだでの物理力、暴力による事態の解決は、絶対にあってはならない。理性的な討論による解決こそが、大学にとってふさわしいものであることを、あらためて強調したい。

学生自治会執行部との交渉の結果、具体化される11日以降の日程については、10日までに、新聞広告等の手段で学生諸君に通知する。

昭和44年9月8日

神奈川大学

学長代行 丹羽邦男

9月13日に開講した場合の学年暦(第一部)

月	日・曜	事 項	授業日数	月	日・曜	事 項	授業日数
4	30(水)	入学式		11	1(土)	後期授業開始	4週と1日
5	7(水)	前期授業開始	3週と1日	12	22(月)	冬季休業開始	3週
6			2週	1	5(月)	授業再開	4週

7	21(月)	夏季休業開始		2		後期試験 補講	3週 (含試験日数)
8		夏季休業					
9	13(土)	授業再開	2週と3日	3	31(火)	卒業式	3週と4日
10		前期試験	4週と3日 (含試験日数)			後期授業日数 補講日	14週と1日 3週と4日
前期授業日数		12週と1日		合 計			30週

36 授業開始および封鎖解除までの経過報告について

(一九六九(昭和四十四)年九月十一日)

公示
九月十一日の経過報告

九月十一日一時から大講堂で開かれた全学集会において

「十一日に授業開始する」「教職員によつて封鎖解除する」という教授会の訴えが大多数の学生の支持を得た。

その後の教授会は、十三日(土)より授業開始することを決定した。しかし、自治会の同意を求めるために、自治会

執行委員長に対して別紙の申し入れを行なつた。教授会は

できるかぎり早い機会に開かれ、学生大会の意思として、無期限ストライキ解除が決定されることを期待する。

一方、封鎖については、教授会は十一時三十分全共闘代表に対し、封鎖解除と本館から退出する」ことを要求して、教職員によつて十一時三十分本館封鎖を解除し、やむに十一号館の封鎖も解除した。しかし、全共闘学生は教職員が帰つて後五時二十分頃本館を再封鎖して、その上七号館

35 記事「神奈川大学学生諸君へ」

(一九六九(昭和四十四)年九月十日)

八月十四日の新聞広告を、次の通り変更します。

九月十一日(木)午前十時に登校されたい。そのやうに、当日の日程についてお知らせします。第一部(夜間)は十一日から予定通り授業を行ないます。

昭和四十四年九月十日

神奈川大学

(『朝日新聞』、一九六九年九月十日)

および八号館を封鎖した。このために、この日の二部授業

は妨害された。二部学生はこれに抗議して、封鎖解除を要

(一九六九(昭和四十四)年九月二十日)

求する集会を図書館前において六時頃開いた。この集会に、

全共闘学生が突入して、二部学生の中から数人の負傷者が

出た。無防備の学生集会に角材をもつて突入した全共闘学

生の行為は強く非難さるべきである。集会に突入した全共

闘学生は二部学生によつて大学構外に追い出され、図書館

前の集会は続行された。その集会において、ただちに封鎖

解除することを決め、二部学生が自からの手によつて本館、

七号館、八号館および三号館の封鎖を解除して、本館屋上

および三号館にあつた多数の石、コンクリート塊等を整理

して、午後九時封鎖を完全に解除した。二部学生と教職員

が引きあげた後、同夜十時十分頃全共闘学生は本館内に押

し入つて、電話交換台、モニター室等本館内の諸設備機具

を手あたり次第に破壊した。このため本館の使用が不可能

となり、教室でのマイクの使用が不可能になつた。

昭和四十四年九月十二日

神奈川大学教授会

父兄各位

神奈川大学

37 本館等封鎖解除後の授業再開および学年暦のお知らせ*

お知らせ

六月二十四日の学生大会において「大学立法」反対のための無期限ストライキが可決され、翌二十五日、一部学生によつて本館等が封鎖される事態が生じました。本学はこの事態の解決のために努力を重ねてまいりましたが、夏休み中には解決に至らず、事態のご報告も遅れましたことを深くお詫びいたします。

夏季休業をおえて、九月十三日には授業が開始され、現在はほぼ順調に授業が行なわれております。今後は左記の学年暦に沿つて授業を進めて行く方針です。

なお、各種証明書の発行や就職関係などの事務も支障なく行なわれる運びになつております。

昭和四十四年九月二十日

学年暦(第一部)

月	日・曜	事項
九	十三(土)	授業開始
十		前期試験
十一	一(土)	後期授業開始
十二	二十二(月)	冬季休業開始
一	五(月)	授業開始
二		後期試験
三	三十一(火)	卒業式 補講

38 神川正彦「新入生諸君に 大学改革の抱負」

(一九七〇(昭和四十五)年四月十五日)

これはよい意味でもわるい意味でも、大学というものの存在が完全に問われてることを意味する。最近表面上はおだやかになつて来たように思われるかもしけないが、大学が問われつづけているという事態は少しも変つてはいない。その意味で、今後幾年にもわたつて、〈大学紛争〉によつて露呈された問いに大学人は答えて行かねばならないであろう。それ故、君達が大学に入るということは、まさしく、自分をこの大きな問いのなかに投げ入れることにほかならないのである。

大学はもはやエスカレート式に君達を卒業させる通過機関ではない。君達をうけ入れて、そのまま安易におくり出すような施設でもない。また、ただ専ら勉学にいそしんではいけばこと足りるというような静かな場所でもない。今や大学は、既に出来上つたものとして君達を迎えるものではなく、むしろこれからあらたにつくられなければならないものとして君達の前に立つているのだと言つた方が正しいであろう。

言うまでもなく大学はこの伝統や慣行、機構をともなつてゐるが、二年有余にわたる言わゆる〈大学紛争〉は極めてリアルに大学の在り方を露呈せしめたと言わざるをえない。

て存在している。このような過去の歴史のなかでつくり上げられてしまつたものは、簡単に変革するのが極めてむずかしいことも事実である。この二年有余、あれほど大学紛争の嵐が吹きすさんでいても、そのために大学がどれだけ改革されたのかと問われたら、むしろ全く改革されてはいないと答えた方がより正直であろう。

大学改革はこれから課題なのだと言わざるをえない。しかもその大学改革がどれほど積極的にもとめられているかどうか疑問でさえある。いま多くの大学には、なにか一種の虚脱感がただよつていると言われる所以である。

だが今こそ、本腰をいれて大学改革を押し進めて行かねばならない時点に立っているのだと言わねばならない。その意味で、君達がこれから過すはずの四年間は、まさしく、大学改革の歩みとともににあるだろうし、またあるべきだと言つても過言ではない。大学改革は決して学生諸君にとつて単に受動的に与えられるというものではない。学生諸君も積極的に参加してこそ、大学改革が生きいきと押し進められるのだと言えよう。

それは、欧米における大学改革の現実をみるとあきらかであろう。大学改革をもとめる学生たちが力をあわせてこそ、大学改革は可能となる。大学解体をもとめる声だけが大きく反響する地盤からは決して正しい大学改革は生まれないであろう。

強調しておきたいことだが、大学改革運動と政治革命運動とは、現実ではいろいろとかみ合つとしても、本来別個の運動なのである。この点がはつきりと区別されないと、大学改革はすべて改良主義だとして拒否するような考え方になつてしまふのである。大学改革とは決して制度の改革につきるわけではない。学問の在り方そのもの、教育そのもの、そして、研究者や教育者の在り方及び学生自身の在り方の改革として実現されるものでなくてはならない。この意味で、大学改革とは、永遠の改革なのだと言うことも出来るであろう。

今日の歴史的状況は、一言にして言えば、〈意味喪失の時代〉と言われる。分り易く言えば、人々が生甲斐を見失つた時代と言われる。このような時代状況のなかから、われ一人一人の、そしてもうものの制度の意味回復をもと

めることこそが、二一世紀へとむかう人類の使命なのではなかろうか？大学改革というものが、やはり、このようないくつかの使命と深く結び合っていることをわれわれは充分に自覚して、これから四年間の大学生活の第一歩をしつかりとふみ出していただきたいと思う。

（『神奈川大学通信』第八九号、一九七〇年四月十五日）

39 公開質問状に対する回答

（一九七一（昭和四十六）年二月十五日）

努力は嘗々と続けられてきたが、われわれもその検討と反省の上にたつて大学改革を推進したいと考える。新執行部発足から未だ日も浅く、また学生部長の選任も決定をみるにいたらず、諸問題を解決するための態勢に欠ける所なしとしない。しかしながら、教授会執行部は、教授会の方針に基づいてその執行にあたることを任務とするものであるから、従来からの教授会の基本方針に変化がない限り、われわれは教授会によって決定された基本方針を踏襲するものである。

二、われわれの理解によれば、黒田執行部の辞任の理由は、基本的に次の三点にあると考えられる。

第一は、執行部が成立当初より基本方針とした正規の学長選出について、予期した成果をあげえなかつたことは「新執行部を認めないと立場からつきつける」と付記されており、われわれとしては、いかなる立場から答えるべきかの判断に迷うものであるが、この機にわれわれ新教授会執行部の考え方を公開質問状に答える形式で表明したい。

一、過去、三年のながきにわたつて、本学改革のための

第二は、十二月五日の教授会における暴行事件によ

り教授会構成員に負傷者を出し、かつ教授会のルールを崩したことである。

第三は、後半、黒田代行が病をえて執行部として教授会および学生問題に対する対応が遅れ、迅速に統一行動をとり教授会の期待に応えることが困難であると判断したためである。

三、

学長補佐を設けたのは、学長代行の職務がきわめて広範囲にわたり、かつ多忙のためであり、主たる任務は新執行部が企図している第二次「大学白書」の作成などにたづさわることである。学長補佐は、執行部の構成員ではなく、執行部の方針決定に参画する資格を有するものでもない。したがつて、何人を学長補佐に任命しようと本執行部の方針が左右されるものではない。

四、

生協問題については、前黒田執行部時代の確約を守つてこれを実行するという基本的立場に立つてゐる。この間工事が始まらず進展していなければ、それに必要な技術的、対外的問題が未解決のためである。

五、

学生による教授会傍聴については、昭和四十三年に

大学民主化の過程のなかでこの問題がとりあげられた趣旨を尊重し昨年十二月の交渉内容をひきつぐ形で建設的に処理したいと考える。

なお、これに関する資料などについては、追つて公表したいと考える。

以上

昭和四十六年二月十五日

神奈川大学学長代行 浜野 裕司

神奈川大学全学自治会
執行委員長 宮崎 孝雄殿

(神奈川大学所蔵『教授会資料 from.28.Oct.'70』、

一九七〇年)

40 新入生歓迎行事妨害に対する公示*

(一九七一(昭和四十六)年五月十一日)

公示

四月一十七日夜、一部学友会が主催する新入生歓迎行事

41 教授会責任体制についての執行部提案

(1971(昭和46)年5月12日)

の会場に、学生自治会[]外数十名の者が押しかけ、行事を妨害し、学友会執行委員など長時間会場に閉じ込め、殴るなどの乱暴を働いた。このため行事は中止となり、一部学生数名が負傷した。

このような行為は、暴力を含む集団的な威力を背景とするもので、それ自体許し得ない行為である。

これより、こののような行為は、立場と意見を異にする集団の自治的活動を阻害破壊するものであつて、大学の民主的な運営と相容れなものである。

右の理由により教学執行部は、五月十一日、金子田治久に対し、今後のこのような行為のなきよう要求した。

なお、この問題についての措置は、おつて明かにされた。

以上

昭和四十六年五月十一日

神奈川大学長代行

浜野 裕司

(神奈川大学所蔵『教授会四六年』、一九七一年)

教授会責任体制についての執行部提案

46.5.12

1. 教学執行部は4月12日の入学式中止の決定や、4月28日からのストライキに際しての方針などにつき、教授会から強い批判をうけた。

批判の主旨は大学運営の責任者として不当な要求に妥協

したり暴力を怖れたりすることなく、大学として貫くべき

原則をしつかり守れ、とくに暴力に対しても毅然たる態度を

とり、これに対処する基本方針を示せということであった。

教学執行部としては、見透しの甘さや準備の不足、ある

いは措置の不手際などあつた事實を反省せざるえない。

とくに暴力に対する態度が軟弱であるという批判はまぬがれ難いものとして受けとめている。

2. しかしながら暴力に対する態度は、暴力に対処しうる体

勢に支えられて、はじめて穏然たるものたりうるのであつ

て、この体勢ない場合の毅然たる態度は、から威張りの滑稽という以上に、むしろ危険というべきである。

我々はこれまでこの体勢がなお十分でないと判断し、軟弱との批判をまぬがれない措置をとつてきた。このことを教授会がよしとしない以上、我々はその責任においてこれまでのあり方を根本から再検討し、明確な方針を提起していくつもりである。

だが、そのための前提是、我々の判断では教学執行部のみに責任を負わせるのではなく、教授会の全員が責任を分担しうる協力の体勢をつくることだと思われる。我々はまず教授会の責任体制の確立を提起したい。

3.教授会は現在、事実上大学の最高機関でありながら、大学の根本にかかわる重要な事項の十分な審議を行ないえない状態にある。原因はいろいろあるが、根本的には教授会の出席すら十分でないということにみられるような、構成員の非協力が指摘される。

教授会の運営を妨げているその他の原因については、教学執行部はその責任において改善をはかつていきたい。

しかし我々はさしあたり教授会構成員の自覚をうながし、非協力をとがめる措置をとりたい。

とくに暴力に対して毅然たる態度をとれというのが教授会の要求であるならば、そのための体勢をつくるという観点から、この措置は絶対に必要であると思われる。

4.この措置は具体的には次のことを考えている。

(1)問題を深く検討するため小規模の会合をもつこと。緊急の場合は非常態勢をとる。

(2)教授会への出席、授業会議以外の業務の遂行、非常事態の場合に学長・学部長の指示に従うこと。これらを教員の職務上の義務とすること。

(3)これらの義務の違反を、大学に対する非協力および業務妨害として制裁すること。

42 全学休講措置に対する外国語学部見解*

(一九七一(昭和四十六)年九月二十二日)

外国語学部見解

昭和四十六年九月二十二日

一、外国語学部は九月八日の学部見解において、警察力に頼つて学内問題を解決しようとする方針を避け、学生との対話を通じて解決しうる可能性のあることを確認した。

しかし教学執行部は、散発的な授業妨害と暴行に対して、九月十四日から二十五日に至る全学休講措置をとつた。これは一切を暴力問題に還元してとらえようとする教学執行部の姿勢を示すものにほかならない。

一、散発的な個々の授業妨害に対して全学的休講措置をとることは、個々の授業妨害がなくならない限り、全学休講を無期限に続けることにはかならない。警察力の導入によつて授業を再開するにしても、散発的な授業妨害を防ぐことは不可能である。

それにもかかわらず教学執行部は、学生部委員会など

の機能を生かすことなく、直ちに全学休講措置に訴え、大学の責任機関としての努力を怠つてゐる。

一、外国語学部は以上のような見解に基づいて、早急に休講を打ち切り、授業を再開することを主張する。

(神奈川大学所蔵『外国語学部記録(3) from 17.Feb.'71』、

一九七一年)

43 全学休講措置に対する事務職員見解*

(一九七一(昭和四十六)年十月一日)

見解

われわれ職員一同は現在本学のおかれている憂慮すべき実状を看過することができない。よつて次の見解を表明する。

一、九月十四日以来延期を続けている休講状態は、未だ再開の見通しをうるに至らず、このままでは学年暦の消化もできない状態に立ち至ることは明らかである。

二、 執行部は、五月末以来学外にあり、そのため学内における教学の責任体制を欠いている。

三、 また「暴力否定」のみを前提とするあまり、学生との対話も重ねず、今回の事態に対する根本的な解決には一歩も近づいていないばかりか、かえつて学生の不信を深める結果になつていて。

四、 教授会は正常に運営されず、本学の危機的様相を深めている。

五、 これらのこととは、執行部の民主的ルールを逸脱した判断に基づく結果とわれわれは断定する。

六、 したがつて、これは学生・職員を無視した処置であつて、職員の立場からいえば、大学構成員としての位置を疎外されたものといわねばならない。

以上の点から、われわれ職員一同は、現在執行部のとつている方策を容認することができないのみならず、今後交錯する事務の処理については、万全を期すことができない。

昭和四十六年十月一日

神奈川大学職員一同

神奈川大学長代行 浜野裕司殿

(神奈川大学所蔵『外国語学部記録(3) from 17.Feb.'71~』、

一九七一年)

44 授業再開について

(一九七一(昭和四十六)年十月二日)

授業再開について

外国语学部は十月四日(月)より授業を再開することに決定した。

すでに九月二十二日の学部見解で明らかにしたように、本学部は現在教学執行部がとつてゐる全学休講措置に反対し、早急に授業を再開するよう主張した。しかるに教学執

行部は、その後、従来の方針になんらの変更も加えず、徒に休講措置を繰り返すのみである。これは教学執行部が全學生に対してもつ自らの責任を放棄したものと看做さざるを得ない。

よつて本学部は、教学執行部の無責任な態度をこれ以上看過し得ず、ここに授業を再開するものである。

昭和四十六年十月二日

外国語学部

(神奈川大学所蔵『外国語学部記録(3) from 17.Feb.'71』、

一九七一年)

私はもがみるかぎり、ほとんどの学生は授業再開を望んでおります。今日にいたっては、授業時数等の関係から卒業年次生の年度内卒業は危惧される状態であり、五月末以来の経過は、いたずらに紛争校への道をたどるものとしか考えられません。

45 事務職員による授業再開の要望書*

(一九七一(昭和四十六)年十月五日)

学生は授業を望み、大学がそれを拒否しており、一方ではこの現状を放置できないと判断された諸先生による授業再開というまことに奇異な現象を呈しております。

昭和四十六年十月五日

神奈川大学職員一同

専任教員各位

職員一同は、教学執行部の現状打開方策には、重大な危険性をはらむものと感じ、かつまた業務の遂行に万全を期すことができないので十月一日付で執行部に「見解」を提出したことは、ご承知のとおりであります。

私どもは理事候補選出についても重大な意義をもつものとして注目しております。もしこれが、慎重な配慮のもと

執行部は、十月四日から二週間の休講延長を決定しましたが、これはさきの「見解」と相容れない措置であり、理解に苦しむところであります。

に行なわれないならば学生は、大学・教職員に対する不信

感を深めるばかりで、事態の収拾は望めずさらに学内を混

乱に導くものと判断いたします。

こゝに職員一同は、先生方の再考を望み、授業再開と教授会の早期正常化にご努力をお願いいたします。

なお別記要望書を執行部に送りました。

要望書

職員一同は、つぎのことを強く要望する。

一、二週間の休講延長は、容認できないのですみやかに開講すること。

二、年度内卒業にいたる日程を明示すること。

三、理事候補は、学内における教授会において民主的に選出すること。

昭和四十六年十月五日

神奈川大学職員一同

神奈川大学長代行 浜野裕司殿

(神奈川大学所蔵『外国語学部記録(3) from 17.Feb.'71~』、

一九七一年)

一九七一年十月十八日

46 学内問題解決に向けた決議文＊

(一九七一(昭和四十六)年十月十八日)

五、一二公示に端を発した今回の問題は現在に至つて一ヶ月という「休講措置」の中で混とんとし、かつ緊張した状況を迎えている。こうした中で我々は全学討論集会をもち、各諸団体の最低の一一致として次の事を確認したので決議文としてここに大衆的にアピールする。

決議文

一、学生弾圧と権力的対応をとる現在の浜野教授会執行部の路線に断固反対する。

一、五月以来現在に至る学内問題を解決するにあたつて機動隊導入、ロツクアウトには絶対反対である。

一、理事会選挙を多数の大学の諸団体、構成員の要望を無視し学外で強行したことに強く抗議する。この事は六十八年神大民主化斗争以後の過程をかえりみる時今後に重大な問題をのこすものである。

全学自治会

外国语学部教授会有志

経済学部教員有志

工学部教員有志

教職員組合執行委員会

職員会議

生協職員会議

「ようやく」という大学側の要求を正式に拒否してきたばかりか、理事室・理事長室を封鎖し、二部学友会室・新聞学会員をおそうなどの行為をくりかえしている。一方、年間カリキュラムを完全に実施し、来年三月に卒業生を送りだすために授業を再開しなければならないことが、緊急の要請であることは今さらいうまでもない。

47 浜野裕司「学内への立入禁止について」

(一九七一(昭和四十六)年十月二十八日)

学内への立入禁止について

神奈川大学学長代行 浜野裕司

一 非常措置の内容
大学当局は現在にいたるまで平穏に授業を再開できるよう努力をかさねてきた。しかしながら、自治会執行部を中心とする学生集団は、「教職員・学生に暴行を加えない

授業が再開できる状態を回復するため、十月三一日から当分の間、大学構内への立入禁止措置をとることに決定した。この期間中、大学当局の指示と許可がないかぎり、教職員・学生は学内に立ちいることができない。また、これに違反したものについては法的措置がとられることになる。一時的にもせよこののような非常手段をとることは、大学当局にとっても不本意であることは当然であるが、ここにこの措置をとらざるをえなくなつた理由を説明し、全学構成員の了解をもとめたいと考える。

二 今回の措置の目的

大学当局が可能な限り早期に授業を再開し、大学の機

能を正常な状態にもどすために、非常手段に訴えない場合には、およそつぎのような困難が未解決のまま残ると予想される。

(1)授業再開にさいして、これまで学生自治会執行部の暴力路線を批判してきた学生および教職員にたいして、あらたな暴力行為が発生することは明らかである。自治会執行部系学生は、これまで学外で行なわれた教授会に出席した教員にたいして追求を加えると広言しており、數十名および教員の安全が確保できない。また、現在のように暴力行為が放置されている状況では出講したくないと考える教員が専任・非常勤ともに多数存在する。そればかりでなく、執行部系学生の暴力が原因で登校できない学生も多い。

(2)学内に緊急事態が生じた場合、その対応にあたるべき最高の責任機関である教学執行部と理事会とが学内に存在しなければ、大学側は責任ある態度をしめすことができない。しかるに自治会執行部系集団は、教学執行部および理事会の学内立ちいりを実力で阻止する構えをしめしている。

このような困難を解決するために、学内立入禁止の措置がとられるものである以上、この措置が目的とするところが、つぎの二点にあることはあきらかであろう。

(1)立入禁止のつづく期間中に、学内における暴力を完全に排除できる状況をつくりだし、かつ立入禁止を解除したのちにも、ふたたび暴力行為を発生させないための万全の措置を講ずる。

(2)学長室・学部長室・理事長室など現在封鎖されている諸施設の封鎖を解除し、教学執行部・理事会が安全に執務できる状況をつくりだし、大学中枢部の機能を回復して責任体制をとる準備をととのえる。

このような目的を達成するために、残された唯一の手段として、緊急措置をとらざるをえないと判断したのであるから、当然のことながら、大学当局は可能なかぎり早期にこの事態を開拓し、授業を再開し大学の正常な運営を確保することに努力を傾注する決意である。とはいって、一部暴力学生を排除するためにとつた今回の措置が、多数の大学構成員に大きな犠牲を強いるものであることも大学当局は

率直にみとめなければならない。この措置による被害は、たとえ一時的とはいっても、ほとんどすべての学生におよぶものであるが、とくに第二部に在籍する学生には、第一部に所属する学生の暴力行為によつて二重の迷惑がかかることになり、教学執行部はその責任を痛感せざるをえない。

このような配慮から、大学当局は緊急手段をとることを、あくまでも避けたいと考えていたのであるが、こうした犠牲をおそれるのみでは、いまや事態は悪化の一途をたどるとの判断せざるをえない。現四年次生の年度内卒業を確實にするために万全の配慮をはらう方針はすでに明らかにした通りであり早期授業再開によりその実現を期したい。また一～三年次生についてもカリキュラムの年度内完全実施がなければ、来年度以降に数おおくの困難な問題がおこることを予測しなければならない。もしも、ここで無為無策のまま授業を再開すれば、暴力行為にともなう混乱はさけられず、ふたたび休講をくりかえす事態にいたるであろう。そのような泥沼におちこむことを断固として拒否するため、大学当局はあえてこの非常措置に訴えることを決意し

たのである。大学構成員がわれわれの意のあるところを了解されるよう心から訴えたい。

三 暴力の性格の再確認

ここで大学がこのような事態にたちいたつた背景について考えてみたい。今回の事件の発端が、学生自治会執行委員長・□ほか数十名の学生による集団暴行（四月二七日）と、これにたいして批判を加えた大学側公示であることは、くりかえすまでもあるまい。第二部学友会の主催する新入生歓迎の講演会を、第一部学生自治会執行部を中心とする集団が一方的に実力で阻止し、学友会役員に暴行を加えるという行為は、ことなる思想的基盤に立つ者が自由な相互批判を通じて各自の思想をきたえ発展させていくことを否定し、他者を暴力で封することによって自己も堕落の途をたどることを意味するばかりでなく、ひいては、大学の運営自体を破壊するものである。こうした観点から、大学当局が暴力行為を否認する態度を明らかにしたのは当然であり、暴力行為をくりかえさないようにという大学側の要求は、あくまでも正当であると考える。

しかるに、自治会執行部を独占する一部暴力集団はこの公示の撤回を強要しつづけ、現在は、教学執行部がこれに応じないかぎり、大学内に立ちいらせずという方針をとっている。これを、少数者政治集団にありがちな過度の自己主張として軽視し、安易に対応することは誤りであろう。なぜならば、これこそ自治会執行部系集団が意図的に貫徹しようとしている、暴力による大学支配という危険な路線のあらわれにほかならないからである。

八月一六日附文書で明らかにされたように、昭和四四年に本館封鎖が全学集会の意志にもとづいて解除されたのち、多数学生の支持がえられなくなつた自治会執行部系学生は、大学における民主的ルールをふみにじることによつて、その墮落した支配機構を維持しようとしてきた。たとえば、あるサークルにたいしては自治会予算を凍結するとおどすことによつて、自派の主張にしたがい自治会執行部に同調することを強制するという手段を通じて自由な活動を妨げ、また、こうした思想・信条の自由を制約する支配体制を否定しようとする活動にたいしては、直接的に身体

生命をおびやかす暴力的手段に訴えることにより批判の声を封ずるばかりか、反対者を学外に「追放」するなどの行為におよんでいる。大学側のたびかさなる要求にもかかわらず、この集団が現在もこの暴力路線を変更していないことは、たとえば、本年十月にはいつて二部学友会・新聞学会にたいする暴力行為をくりかえし、自治会執行部批判を阻止しようとしていることによつても明らかである。

このような暴力が許容されるならば、大学はもはや大学とはいえない。特定政治集団の暴力による独裁のもとで、自由な活動の芽がつみとられるような場においては、批判的精神に立つ創造的活動の開花は期待できないからである。大学当局が今回の措置によつて排除しようとするのは、このような危険な性格をもつ暴力であることを、大学構成員が充分に理解されるよう期待したい。われわれがこうした決意をするにいたつたのは、神奈川大学に新たな自由を回復するためにほかならない。この措置の現象面のみをとらえて、これが学生にたいする抑圧であり、学生から政治活動の自由を奪うものであるとするような中傷は、およそ

根拠のないものである。現在の神奈川大学を支配し、構成員を無気力な状態におとしいれようとして、われわれから自由を奪おうとしているのが誰であり何であるかは、現状を

直視する勇気をもつものには、おのずから明らかに直で

ある。

大学構成員の一部に、無条件で即時授業を再開せよとする意見があることを、教学執行部は無視するものではない。しかしながら、そのように事実上は暴力を黙認する形で授業をはじめることは、学内にたかまつたつある暴力否定の動きに逆行し、暴力集団が破壊的活動をくりかえしつつ支配体制を維持する結果につながるであろう。執行部の暴力

排除の方針にたいしては、多数の学生・父兄・同窓生から賛意と期待とが寄せられている。この声をふたたび沈黙させることのないよう、われわれは慎重な判断の上にたって、重大な事態に対処していきたいと考える。

(昭和四七年十月二一八日)
〔ママ〕

||全学生に訴える||

神奈川大学の学生諸君！

昨日未明、浜野執行部は安井理事会の同意の下に機動隊・ガードマンに守られて遂に学内のロックアウトを強行しました。これは教職員・学生の再三にわたる反対の意志表示を一切踏みにじる暴挙です。私たちは、この由々しい事態に際して次の要求書を総意をもつて採択し、執行部に手交しました。

要求書

多数の教職員の度重なる反対の意志表明を無視して本日機動隊を導入し、ロック・アウトを行つたことは、本学の現状からみて全くの暴挙である。この行為は執行部および理事会の権限の明らかに乱用であり、その責任はきわめて重大である。よつて直ちにロック・アウトを解除し、責任をとつて辞任すべきである。

48 大学構内立入禁止措置に対する全学生への訴え*

(一九七一(昭和四十六)年十一月一日)

昭和四十六年十月二十一日

49 授業再開について

(1971(昭和46)年11月20日)

- 神奈川大学全学教員有志の会
- 法学部有志
- 経済学部有志
- 外国語学部教授会

担当者各位

神奈川大学教務部長

昭和46年11月20日

- 神奈川大学職員会議
- 神奈川大学教職員組合

神奈川大学

浜野裕司 学長代行 殿

1. 11月22日(月)から全授業を再開する。

学生諸君一 浜野執行部は、学内に暴力が存在するゝべく理由に休講を続けておもした。しかしこよ田の前にある

有刺鉄線を張りめぐらせた神大が暴力を排除した大学と聞

えるでしようか。いのうな中での授業再開がはたして授

業再開と言ふでしようか。私たちは執行部の行為を暴挙

と断じ、満身の怒りを以て抗議します。学園を一刻も早く、私たちの手に取り戻すために共に闘おうではあります

んか。

(一九七一・十一・一)

後期授業再開 1月5日(水)

冬季休業 12月29日(水)～1月4日(火)

前期試験 12月13日(月)～12月18日(土)*1

後期授業再開 12月20日(月)*2

後期授業開始 11月29日(月)

神奈川大学教務部長

後期授業終了(第一部) 1月29日(土)

(第二部) 2月3日(木)

学年末試験(第一部) 1月31日(月)～2月18日(金)

(第二部) 2月4日(金)～2月18日(金)

補充授業(第一部) 2月29日(火)～3月22日(水)*3

(第二部) 2月28日(月)～3月28日(火)*3

卒業式 3月30日(木)

*1 前期試験は前期終了科目のみについて行ないます。

なお、試験時間割は追つてご連絡いたします。

*2 12月24日(金)及び25日(土)は給費生試験及び準備のため休講。

*3 3月11日(土)は第二部入試準備のため休講。

3. 授業時間をつぎのとおり変更する。

	I	II	III	IV	V
第一部	8:15— 10:15	10:20— 12:20	12:50— 14:50	14:55— 16:55	17:00— 19:00
第二部	17:30— 19:00	19:00— 20:30	20:30— 22:00		

4. 曜日別授業回数を調整するため、つぎのように休日の振り替え及び曜日の振り替えを行なう。

(1) 11月23日(火)は授業を行ない、11月24日(水)は休日とする。

(2) 12月23日(木)は土曜日の授業を行なう。(第一部・第二部とも)

(3) 12月28日(火)は金 ツ (ツ)

(4) 1月5日(水)は土 ツ (ツ)

(5) 3月22日(水)は土 ツ (第一部のみ)

(6) 3月27日(月)は金 ツ (第二部のみ)

(7) 3月28日(火)は土 ツ (ツ)

なお、学年末試験までの後期授業回数は、第一部・第二部ともつぎのとおりです。

月	火	水	木	金	土
10	9	9	9	10	10

[後略]

(神奈川大学所蔵『四十六年ロック事件関連』(神奈川大学教職員組合)、1971年)

50 全学集会決議

(1971(昭和46)年11月22日)

全学集会決議

1971年11月22日

1、学内問題の処理にあたって教授会は、一切権力的対応を行なわない。

2、1、を前提とし
暴力は、その原因となりうる問題につき、当事者間の合意・了解をうるための努力・手段を尽くさずにはこれを行なわない。

以上の前提にたち、学生自治会はその抵抗権を放棄するものではない。

3、以上の合意の上で、確認事項をふまえた大学改革を推進する。

(但し書き)

以上の合意の適用については教授会・全学自治会・職員会議・教職員組合の四者はそれぞれ異議申し立ての権利をもつ。

51 全体教授会事項の暫定措置について

(1972(昭和47)年12月6日)

全体教授会事項の暫定措置について

S.47.12.6

当分の間、以下の四項目については学部教授会の審議決定に基き、学部長会議において最終的な承認決定をすることが出来る。

- 1.教員人事に関する事項。
- 2.学科課程に関する事項。
- 3.学生の入学、退学、転学、休学および卒業に関する事項。
- 4.学生の補導、厚生および身分に関する事項。

以上

(神奈川大学所蔵『工学部記録Ⅲ 昭和47年度』、1972年)

52 大学評議会規程作成委員会「神奈川大学評議会の目的と構想」

(一九七四(昭和四十九)年四月十一日)

本学が旧体制を打破して新しい大学造りを開始すると共に大学機構にも様々な制度の変改があった。しかし最後まで旧体制以来残存されたものが全学教授会なる制度であった。全学教員が一同に会して教学方針の決定に当るという一見、極めて民主的と見られる制度が本学の其後の民主化に必ずしもプラスとならなかつたこと(現象的に言えば五年間も正規の学長を選出できなかつたことにも現れる)、これには種々の理由があろう。また、この制度の評価についても賛否とりまぜて様々な異論があつた。しかし、旧制度においてこの全学教授会が実質的には学長独裁をかくす「イチヂク」の葉に過ぎなかつたことは全構成員の等しく承認するところであつた。しかも、大学改革運動の発足後においても、この制度的欠陥に依然として払拭されないまま今日にいたつた。このような歴史的反省の上に立つて今

回大学教学に関する方針の決定について各学部の独自性と自立性とを尊重し各学部教授会の自治を完全に認めるにいたつた。この各学部教授会の自治の上に全学教学方針の実施、執行を構想することになった。ここにおいて全学教授会は今年度を以て消滅することとなつたのである。

今回発足を見た全学評議会は決して旧制度の全学教授会に代るものではない。全く新しい構想の下に作られた新しい制度である。この評議会の構想、機構、目的について徒に繁雑な解説を加えることを止め、その骨子をできるだけ簡明に述べることにする。

(一)【目的】

本学教学の方針決定、施行については各学部の独立、自主を認めるものではあるが、全学共通の問題、あるいは、各学部の方針の著しい偏向を是正し、また各学部間の利害の対立を調整し大学教学の方針の統一と学部間均衡とを計るための機関としておかれるものである。

(二)【性格】

本学教学の最終責任はあくまで大学長にある。この学長

の諮問に応じ隨時会議を開き各学部の意考を学長の施策に反映する。これは従来のような学長独裁に対し強力な制約を加えるものである。

(三)【効果】

①各学部から学部長をふくめて三名の委員が参加するので各学部の意考は比較的教學運営に反映し易い。かつ、大学全体の教學方針が各学部教授会に正確に伝達される。

②少數者による会議であるから充分論議をつくし、かつ全員に発言の機会が与えられる。これによつて従前のような多數決制を手段とする少數集団による全学教授会支配を困難ならしめる。

(四)【本規程作成の経過】

本評議会規程は各学部選出の規程案作成委員会の数度の会合において原案を作成し、この案を各学部教授会の審議にかけ賛成を得たものである。本規程の実施にともない各学部より選出された評議員は現時点において左に掲げる八名である。

法学部 教授 春宮千鉄

経済学部 教授 佐藤 司
教授 丹羽邦男

外国語学部 教授 神川正彦
助教授 海道勝稔

工学部 教授 永井 宏
(文責 法学部教授 春宮千鉄)

(『神奈川大学通信』第九六号、一九七四年四月十一日)

53 宮川武雄「九・一五事件について—事実経過と声明」 (一九七三(昭和四十八)年十月十日)

九月十五日未明、本学構内で、学生運動の派閥間の実力抗争が勃発し、神奈川大学四十五年の歴史ではじめての不祥の事態をまねきました。とくに昭和四十三年以来の民主化運動＝大学改革路線に決定的ともおもわれる衝撃をあた

える事態になり、大学はきびしい批判のなかに立たされました。大学は今回の不祥事を強く反省し、謙虚に大学の社会的責任を自覚し、本学がすすめつつあつた大学改革路線を速やかに回復し、再びこうした事件によつて世の疑惑と不信をまねくことのないよう総力をあげてこれに対処しなければならない。

教学責任体制では、事件勃発とともに対策センターを設置し、事件の集約、善後措置を有効適時に行なうため、全教員職員の協力体制のもとで努力を傾けました。この間の過程において、つぎの諸措置をとりました。

- 1、十五日午前五時五分、緊急警備要請
- 2、同五時十五分、宿直員より乱闘が終つたとの報告ただちに警備要請取消。
- 3、十六日より整備要請。
- 4、十六日より学外者の構内立入、自動車等の乗入禁止。
- 5、十七・十八日両日臨時休講措置。
- 6、十九日より夜間学内立入禁止。（午後十一時から翌朝六時まで）

7、全教職員による特別日直、宿直制の実施（構内パトロール）。

（付、十六日午前六時、大学全構内の現場検証が開始され、午後二時終了した）

なお、臨時休講（九月十七、八日）のため実施できなかつた試験は十月一、二日に行なわれる予定です。九月十九日から始まつた前期試験は予定通り平穩に実施されました。

声明

去る九月十五日未明本学構内にいた学生集団を、武装した学外集団が襲い、死者二名を含むかなりの負傷者を出し、教育施設も多大の損傷を蒙る事態の生じたことは痛恨の至りであります。

今回の事件は、学生運動における諸派閥間の抗争が討論の場としてでなく、直接的な力の対決の場として本学構内に持ちこまれたものでした。理性をわすれ力の対決を辞さぬ集団が批判の府であるべき大学を蹂躪し、大学に物的精神性をもたらしたことにたいして心からの怒りを覚え、学生運動を逸脱させたことにたいしては慚愧にたえま

せん。

本学は昭和四十三年以来大学改革路線に大きく前進の歩をすすめてまいりましたが、一昨年、当時の大学執行部は力の対応によって長期にわたる休講、ロックアウトなどを強行し、大学を存亡にかかわる危機的状況に追いやりました。

昭和四十八年九月二十一日

(『神奈川大学通信』第九一号、一九七一年十月十日)

昭和四十六年十一月二十一日、全学集会は二つの決議を行ない、それを基調として大学は学生の自治活動や、涉外活動にたいしてできるだけの保障をあたえました。こ

うした措置はすべて学生にたいする信頼に基盤をおいたものであります。もとより党派的独善は許されないとあります。学問の府である大学においては、教育・研究活動が主軸であることをすべての構成員はつねに銘記しなければなりません。

今日の事件によつて大学はふたたびやびしき試練に立たされました。学生諸君が大学との信頼関係に安坐し、自らの力を過信し、いかなる形にせよ逸脱した行為をとらないば、大学を自ら葬り去るのになりましょう。

大学が学園の歴史四十五年、民主化運動以後五年のなか

で逢着した今回の不祥事を公正に、謙虚に受けとめ、社会的責任のすべてを果し、再びハハーハ事件がおこるのないように努力する決意であります。

54 神奈川大学学生寮入寮案内

(1974(昭和49)年1月18日)

神奈川大学学生寮入寮案内

1. 宮面寮(男子寮)新寮 定員200名コンクリート5階建1棟

1室(13.5m²) 2名

1日寮 定員156名コンクリート3階建2棟
1室(7.0m²) 1名

思苑寮(女子寮) 定員136名コンクリート4階建1棟

1室(19.8m²) 4名

2. 食堂 男子寮 1食100円～150円(1日2回) …現金うり

女子寮 休業中

3. 自治会費 男子寮 入会金1,500円 会費年間2,000円
 女子寮 入会金1,000円 会費年間2,500円
 雑費 500円

4. 寮費問題については目下検討中

5. 入寮者は本寮自治会で選考の上決定し、1年毎に再選考する。

6. 入寮申込手続

入寮希望者は、入学手続完了の上締切期日までに必着するように下記の書類を現金書留または普通郵便で直接提出すること。

(1) 入寮選考資料…同封の用紙をキリトリ線から切り取りもれなく記入すること。

(2) 職業はくわしく役職名まで記入すること。((1)、(3)をホチキス等でとじること)

(3) 論文…「学生の政治社会運動について」「高校教育ないし浪人生活について」のどちらかを400字詰原稿用紙(B5)2枚程度

(4) 手数料…500円

現金の場合には現金書留、定額小為替の場合は普通郵便のどちらかにかぎる。(受取欄の記入不用)

(5) 封筒…入寮可否通知用

定形封筒に本人の住所、氏名を明記すること。

(6) 入寮申込締切日… I 部学生 3月14日(木) 当日消印有効

II 部学生 3月25日(月)

7. 入寮可否発表

締切日から2週間以内に本人宛通知する。

8. 提出先 男子 横浜市神奈川区六角橋4の8の1
 神奈川大学宮面寮〒221

TEL 045-491-7019

女子 横浜市神奈川区片倉町670
 神奈川大学思苑寮〒221

TEL 045-481-5660

注意 入寮申込ののち、入寮選考あるいは入寮を辞退する

場合はすみやかに寮に連絡すること。

事務受付時間は、日曜、祭日を除き終日午前9時～午後4時ただし、土曜日は午前9時～正午までとする。

昭和49年1月18日

神奈川大学 宮面寮
思苑寮 自治会

55 教育環境の整備・充実にあたって

(1980(昭和55)年12月23日)

昭和55年12月23日

学校法人 神奈川大学

理事長 永井 宏

神奈川大学

学長 山邊 武郎

教育環境の整備・充実にあたって

はじめに

昭和55年7月25日付「本学の現状と展望」において指摘したとおり、本学の基本的課題である教育環境の整備・充実は、鋭意その推進につとめております。いうまでもなく、教育環境の整備は単なる施設・設備の充実をはかることだけではありません。施設・設備の適切な運用および教育・研究に必要な雰囲気づくりをしていくことであります。

1.入寮者の募集中止

すでに昭和55年5月10日付で宮面寮および思苑寮の両自治会に対して回答してあるとおり、今年度は大学の責任において入寮者を募ることや寮の修理等は行なっておりません。学生寮が自治寮として発足して以来、10年を経過しておりますが、現在では入寮者の氏名や責任者の確認もできず、学外者が入居し、とくに寮が過激行動の出動拠点となり、これまでに度重なる捜索を受けたことは重大なことといわなければなりません。入寮したことによって学生が直接にまたは間接的に被害を受けたり、就職問題で寮生の父兄から大学の管理責任を問われるなど寮は退廃の一途をた

どり、もはや大学の寮として社会的責任を果たしえない状態に立ちいたりました。したがって来年度も引きつづき募集をいたしません。

2.自治会費および学友会費の代理徴収中止

こうした退廃的傾向は、寮自治の問題においてのみならず、学生の自治組織においてもおこっている現象であります。「本学の現状と展望」のなかで、「学内に自己の主義・主張を一方的に実力をもって貫徹しようとしたり、自治活動の組織を閉された不透明なものにしようとしたりする傾向が看取される」と指摘したとおり、学生自治会や学友会が学生総体の眞の代表機関であると認識することは困難になってきております。また、教育研究の環境整備についての大学の基本の方針に対して協力をえられない状況にあり、いまや大学との信頼関係は失われております。

大学はその管理責任において、自治会費および学友会費の代理徴収を行ってきましたが、現在ではそうすることの根拠を失っているといわなければなりません。また学生自治会・学友会は、日頃より自主と自治を強調している組織

でありますので、その会費も自主的に徴収するのが本筋であります。大学は教育的見地から過保護をさけ、来年度より自治会費および学友会費の代理徴収を中止することにいたします。

3.クラブ活動の保障

自治会費および学友会費の代理徴収の中止にともない課外活動の重要な部分を占めているクラブ活動の萎縮も懸念されますので、大学は従来どおり活動ができるよう大学が補填・保障いたします。

むすび

以上の大学の措置に対して、もしも自治会機関その他が本末顛倒の考えをいだき、業務妨害その他の不法行為を犯すことがあれば、すでに通告してあるとおり、大学は重大な決意をもって断固たる措置をとる所存であります。

関係各位におかれましては、こうした大学の方針をご理解いただき、今後とも一層のご協力・ご支援をお願いする次第であります。

以上

56 記事「共通テーマきまゐ 第17回インターゼミ大会」

(一九七〇(昭和四十五)年七月十五日)

本年十一月下旬に本校において行なわれる第十七回インターフィゼミ大会(加盟する全国大学の経済系ゼミナールによる日本学生経済ゼミナール大会)の実行委員会は去る六月十四日、本学において部門別(37部門)共通テーマ設定会議が開かれ、それぞれの共通テーマが決定した。

本学が本大会の主催校になったのは始めてであり、その成果をあげるために多数のゼミナールの積極的参加が期待されている。

57 小沢勇『語学研究』発刊にあたって*

(1979(昭和54)年3月31日)

発刊にあたって

運営委員長 小沢勇

共通テーマの原案の作成には、本学からは四ゼミが参加した。「日本経済論」の部門では、「七〇年代における日本資本主義の動向—開放体制下の産業構造—」を共通テーマとして、宮川ゼミが、古沢ゼミは「保険論」の部門で「保険料の経済的性格」を共通テーマとした。原ゼミは「金融論」、「証券市場論」および「国際金融論」の二部門を担当し、山本(新)ゼミは「社会思想史」の部門に加わった。

)(の他にある多数の部門に希望するゼミは応募である。

九月下旬までにレジメ(20枚)を提出すれば、実行委員会はその合否を決定する。なお、十月中旬に、関東brookは経済ゼミナール大会は関東学院大学で開催される。(問い合わせは本学七号館の12番教室まで)

(『神奈川大学通信』第九〇号、一九七〇年七月十五日)

現するはこびになりました。これも語学教育及び研究に対する御理解と御支持の賜で、今後「センター」と共に各教育、研究者の本学に於ける一つの発表機関として更に発展して行くことを心から念じて、発刊の辞といたしたいと思います。

(『語学研究』第1号、1979年3月)

58 井田富夫『神奈川大学工学研究所所報』発刊にあたつて(抄)＊

(1978(昭和53)年8月10日)

工学研究所所報発刊にあたつて

工学研究所長 井田富夫

本年5月に創立3周年を迎えた当工学研究所は、新所屋も完成し、事業活動も軌道に乗って参りましたので、懸案の研究所報を発行することとなり、ここにその創刊号ができあがりました。そこでこの機会を借りて、当研究所の現状

や共同研究その他今後の事業活動の予定などをご紹介し、関係各方面のご支援をお願いしたいと存じます。

当研究所は、工学に関する研究・調査を行い、その発展に資することを目的として、昭和50年5月15日に創立された大学直属の附置研究所であり、工学部とは別個の組織体であります。しかしながら創立後まだ日が浅いため、将来は別として現在の所は工学部勤務の兼任所員のみで構成されており、したがって所員の個々の研究は工学部所属教員としての研究と分離できません。そこで当初から、工学および理学の境界領域に属する研究の遂行をその事業活動の第一に掲げ、従来ともすれば教員個々の狭い専門領域の研究に限られ勝ちであった工学部における研究活動とは別に、異なる専門分野にまたがる対象、あるいは多くの専門家の協力が必要な事項に関する研究の遂行、およびその達成のための設備・環境の整備を研究所の主要な目的の一つとしております。

そこで研究所設立後はまず理工学の研究に必要な共通設備の整備・充実を図ることとし、コンピュータ関連設備・

機器の拡充およびその利用の円滑化、あるいは共通的な研究用図書・雑誌の新規購入や寄贈図書の整備など、教員個々の研究に対する側面的支援活動を行って参りました。

〔中略〕

本所の事業活動としては、前記の共同研究のほかに、やはり地域社会に貢献できる活動の一つとして、特に地方自治体や研究者・試験設備などの少ない県内の中小企業からの委託研究や依頼試験制度が所内で話題に出たことがあります。要望が強ければ検討を加えたいと考えておりますので、これに関しても忌憚ないご意見を頂載したいと思います。

〔後略〕

(『神奈川大学工学研究所所報』第1号、1978年8月)

59 磯野誠一『神奈川大学法学研究所研究年報』創刊のことば*

(一九八〇(昭和五十五)年二月二十六日)

創刊のことば

法学研究所長 磯野誠一

今日、従来の伝統的な法的概念、枠組、思考様式のみでは、多様化している価値・利益の保護、配分、これらの間の対立、調整に対応できないことは明らかである。またこれららの問題に対して政治がかかわる機会は増加し、政治の影響を受ける範囲は拡大している。

このような状況の下で、現実には民事訴訟、行政訴訟の件数はほぼ横ばいの状態にある一方で、件数は少ないが住民運動、消費者運動等と運動する社会的に重要な意味をもつ事件が、裁判所に提訴されていることは、一方では裁判制度や裁判外の紛争処理方法およびこれら両者間の関係についての研究の必要を、われわれに示している。他方裁判の政治化現象の研究、あるいはわが国の政治そのものにつ

いての研究の必要を痛感せらるるのである。

60 神奈川大学生活協同組合設立趣意書

(1970(昭和45)年)

わが法学研究所は、いのちの問題状況の下で設立され
たが、研究所の研究課題は、もとより上記の事項に直接か
かわるものに限定されるわけではない。研究題目の設定に
つこては彈力的に考へ、その方法論につこても各自の自主
的決定に委ねられるが、いわゆる蜂の巣学問の弊に陥らない
こよ、共同研究、学際的研究を重視するいふを目標として
いる。

神奈川大学には、学生の斗う主体としての学生自治会は
存在するが、経済的・文化的・活動分野での斗う組織は、
未だ確立されていない。

現在、購買部、理髪店、食堂、パンショッピング、喫茶店な
どあるが、学校当局と業者が契約した外部業者による経営
であり、営利追求となつてゐる趣がつよい。我々の生活を
守り我々の手による消費生活での組織は一つも存在してい
ない。今日での独占資本の支配の攻撃は、増々悪になつ
ている。学生に対しでは産学協同路線の貫徹、労働者には
合理化を基軸にした資本への絶望的隸属、そして生活全過
程、とりわけ消費過程まで攻撃が、かけられてきている。

消費過程への独占資本の支配は、物価値上げのインフレ
政策から人間の欲望と選択まできている。それは、独占資
本の利用の追求と拡大のために消費者を生産物に見合った
次第である。

(『神奈川大学法学研究所研究年報』1、一九八〇年1月)

本の利用の追求と拡大のために消費者を生産物に見合った
703

かたちに作ってゆく。自分が選択し、消費したいという欲望が、実は独占資本の生産物の種類の範囲内でしかなく、消費者全部が独占資本の生産に見合った欲望と消費とにつくられつつある。独占資本の収奪の方法が、物価の値上げ、交通運送部門の値上げの中間的搾取から、消費過程の欲望と消費の選択まで支配されている現在、生活協同組合は増え必要になってきている。我々の生活を守る段階から一步前進して、生活を守ると同時に、消費生活での消費選択能力と、生活必需品の自主的管理と支配能力の確立が今日の課題としてあると思われます。

政治的分野だけではなく、生活の全ての分野を我々の能力で支配してゆくことが、資本の搾取と隸属の支配から守るべき方法であろう。設立準備委員会は永続的、幅広い組織として作りあげてゆきたいと思い、学生諸君全員を組合に加えてゆきたいと思っています。

消費生活協同組合設立準備委員会

(神奈川大学所蔵『神奈川大学消費生活協同組合創立大会議案書』、1970年)

61 神奈川大学生活協同組合の営業に関する覚書*

(1971(昭和46)年3月17日)

覚書

学校法人神奈川大学理事長原司郎を甲とし、神奈川大学生活協同組合発起人代表宮川武雄を乙として下記の条項を確認する。

記

1. 甲は乙が営業するために必要な建物を別表(1)のとおり無償で貸与する。
2. 甲は乙が営業するために必要な基本的設備として別表(2)のとおり整え、無償で乙に貸与する。
3. 甲は別表(3)の物品を購入する費用金1,500,000円を乙に貸付ける。

乙はこれを1年据置き5年年賦により甲に返済するものとする。

4. 建物に大きな損傷があつた場合その復旧費は甲の負担とするが、小破修繕に要する費用は乙の負担とする。

5. 毎月の電気料金、水道料金およびガス料金はすべて乙の負担とする。
6. 每月の電話料金は乙の負担とする。
7. 乙は神奈川大学生活協同組合が取扱う書籍ならびに一般購買品の営業についてはこの覚書以外に甲の負担となる事項を要求しないこととする。
8. 神奈川大学生活協同組合の設立が認可され理事会が発足したときは、第1項から第7項までの条項を内容とする契約をその理事長と甲との間に締結することを乙は保証する。

以上の条項を確認するためにこの覚書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

昭和46年3月17日

学校法人神奈川大学

理事長 原 司郎㊞

神奈川大学生活協同組合

発起人代表 宮川 武雄㊞

別表(1)

1. 建物の所在地

横浜市神奈川区六角橋3丁目660番地

2. 建物の構造および建坪

プレハブ一部2階建 123.5坪

3. 付属設備

電気、水道、ガス等の設備一式

別表(2)

1. 書架等

(1) C型8段37個連 1式

(2) A型2連8段 1個

(3) D型平台(大)棚3連4段 4個

(4) D型平台(小)棚3連4段 4個

(5) F型両面7段2連 2個

(6) D型平台(小)棚1連4段 14個

(7) 雑誌用書架 1個

2. 陳列ケース等

(1) SR-5661-S 2台

- (2) SR-5361-S 1台
 - (3) SR-454-SS 2台
 - (4) SR-4662-D 6台
 - (5) SR-4362-D 3台
 - (6) SR-4361-S 1台
 - (7) SR-4351-D 1台
 - (8) 包装台 2台
3. 電話 2基

別表(3)

1. 金庫 DS-824型

(150×75×65) 1台

2. レジスター 2台

3. その他の物品

(神奈川大学所蔵『生協関係綴(1970.9~1982.7)』、1970~

1982年)